

令和 7 年 9 月 24 日

令和 7 年度第 1 回クマ被害対策等に関する関係省庁連絡会議
(概要)

日 時：令和 7 年 9 月 11 日（木）13:30-14:55

場 所：共用第 2・第 3 会議室（合同庁舎 5 号館 19 階）

出席者：警察庁、農林水産省、林野庁、国土交通省、環境省、
兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 兵庫県森林動物研究
センター 横山真弓教授

概 要：

連絡会議の概要は、以下のとおり。

- ① 環境省から令和 7 年度のクマ類の出没及び人身被害の状況について共有。（資料 1）
- ② 「クマ被害対策施策パッケージ」を連携して策定した環境省、警察庁、農林水産省、林野庁、国土交通省から、各省庁のクマ対策の取組状況について共有。（資料 2－資料 6）
- ③ 兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 兵庫県森林動物研究センターの横山真弓教授から「クマ類の管理に関する現状評価と行動特性」について講演（資料 7）
 - ・クマの出没要因について、個体数及び分布域の拡大や人為的環境周辺での定着個体、人慣れ個体の増加が起きている可能性が指摘されるとともに、令和 7 年はブナ科堅果類（ドングリ）の凶作となる可能性も指摘され、クマが大量出没した令和 5 年と似た状況になる可能性がある。
 - ・過去と比較して、毎年 of クマの繁殖に参加する個体が増加し、増加率が高くなってきている可能性がある。
 - ・分布拡大域でのツキノワグマの行動域は、森林域だけでなく、市街地周辺やその隣接する市街地周辺でも行動しており、新たな仕組みづくりが必要である。

- ・ これからの地域におけるクマ対策は、人の生活圏の誘因物を減らすなど出沒しにくい環境を整備することが必要。
- ・ 個体数を把握し、特に個体が増えすぎている地域では、個体の捕獲を行い、個体数を削減することも含めた個体数管理を行うことが必要。

④ 以下を確認して会議は終了した。

- ・ 8月までの状況から、今秋についてもクマ類の出沒に対する警戒が必要と考えられるため、関係省庁において適切に対応すること。
- ・ 環境省、農林水産省、林野庁で協働し、都道府県への注意喚起通知を発出し、被害対策について引き続き連携して取り組むこと。

令和7年度第1回クマ被害対策等に関する関係省庁連絡会議

議事次第

令和7年9月11日（木）13:30－15:00
共用第2・第3会議室（合同庁舎5号館19階）

【議題】

- 1 令和7年度クマ類出没状況等及び関係各省の取組みについて
- 2 専門家講演（兵庫県立大学 横山教授「クマ類の管理に関する現状評価と行動特性」）
- 3 その他

【出席者】

警察庁生活安全局保安課	課長	永山 貴大
	課長補佐	平井 健一

農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課	課長	仙波 徹
課長補佐（鳥獣被害対策技術普及班）	高木 葉子	
鳥獣被害対策技術普及第1係長	藤邑 吉民	

林野庁国有林野部経営企画課国有林野生態系保全室	室長	諏訪 実
森林整備部研究指導課森林保護対策室	室長	武藤 信之
	課長補佐（保護企画班）	安藤 友貴

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	課長	島本 和仁
	企画専門官	前田 裕太

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	室長	佐々木 真二郎
	室長補佐	佐藤 大樹
	室長補佐	高橋 優
	専門官	小幡 裕介

兵庫県立大学 自然・環境科学研究所

兵庫県森林動物研究センター 教授

横山 真弓

【配付資料】

資料 1 令和 7 年度のクマ類の動向（環境省）

資料 2 改正鳥獣保護管理法の施行と今後のクマ関係の対応について（環境省）

資料 3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正について（警察庁）

資料 4 緊急銃猟に使用する可能性のある猟銃等に係る有害鳥獣駆除の用途について（警察庁）

資料 5 クマ等の農業被害の現状と対策について（農林水産省）

資料 6 国土交通省におけるクマ対策の取組（国土交通省）

資料 7 クマ類の管理に関する現状評価と行動特性
（兵庫県立大学横山真弓教授資料）

参考資料 1 クマ被害対策等に関する関係省庁連絡会議 設置要綱

参考資料 2 クマによる人身被害件数（月別）

参考資料 3 クマによる人身被害人数（月別）

参考資料 4 クマ出没件数（月別）

参考資料 5 クマ許可捕獲数（月別）

参考資料 6 堅果類の着花結実情報について（速報値）

参考資料 7 クマ被害対策施策パッケージ



令和 7 年度のクマ類の動向

令和 7 年 9 月
環境省

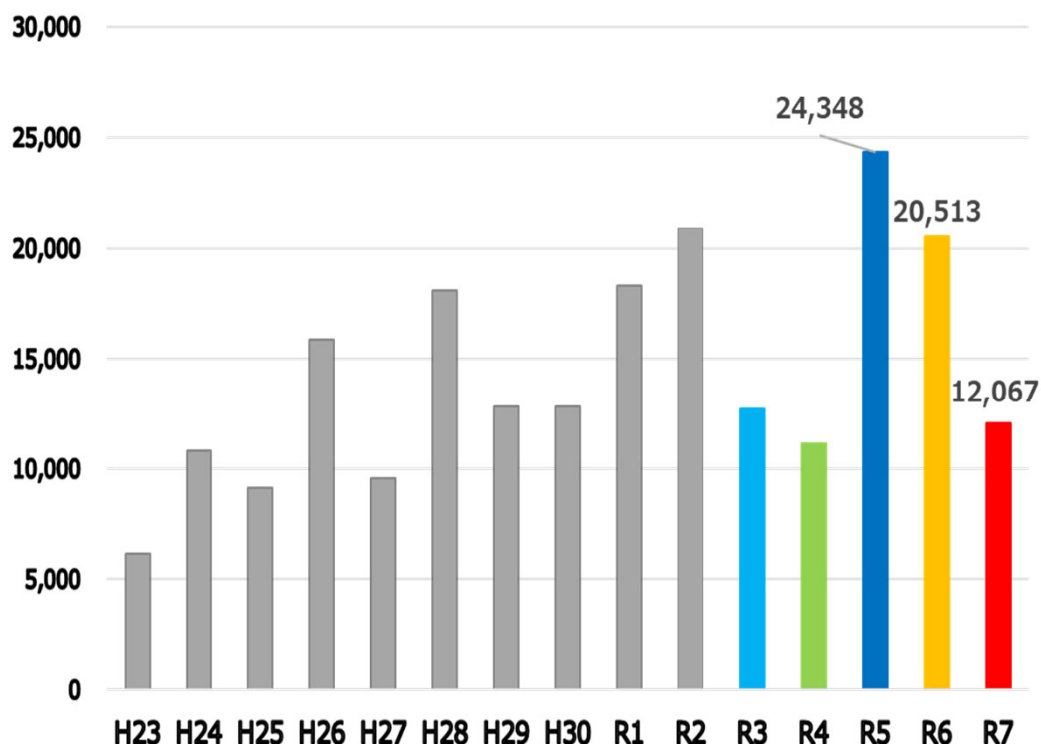


出没件数：ツキノワグマ（全国）

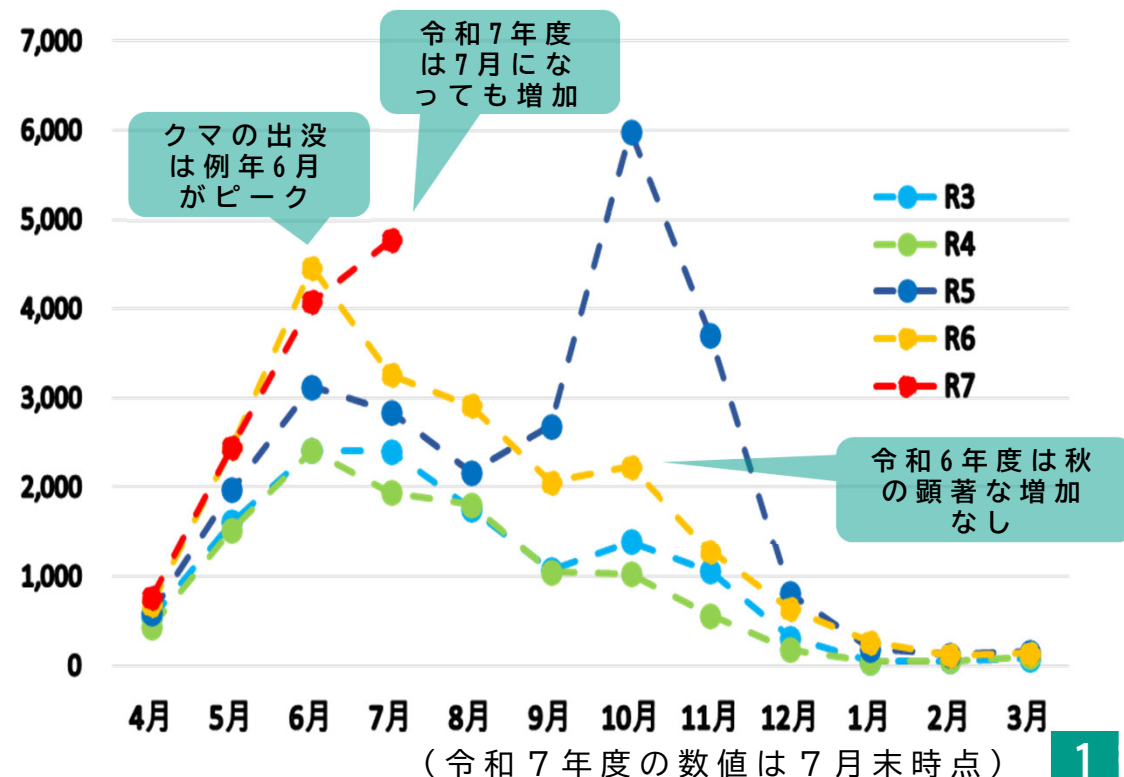
- 令和6年度と比較すると出没件数は同様に高い水準である※1。
- 令和7年度の出没件数は令和6年度と同様に初夏に増加した。出没件数は例年6月にピークとなって下がる傾向にあるが、令和7年度は7月時点でも増加傾向にある。
- 令和7年度の4～7月の出没件数は過去5年間で最多となった。

※1：出没件数は同一個体が複数回確認されること、住民の関心の高さ等に影響されることに留意が必要である

出没件数（年度別）

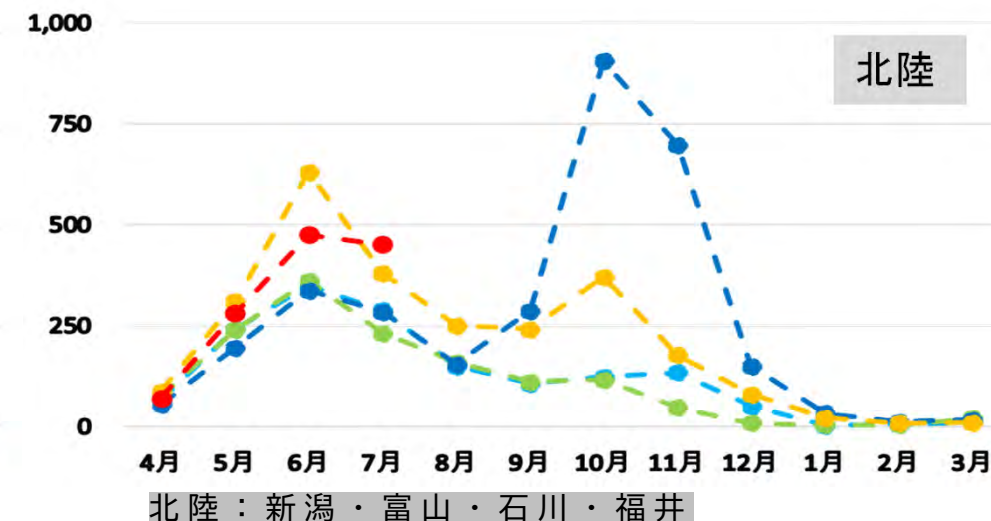
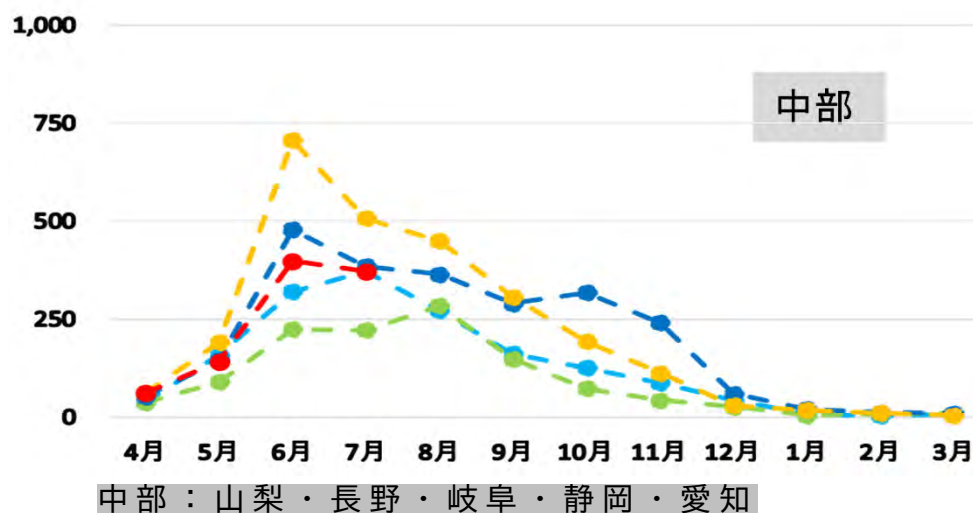
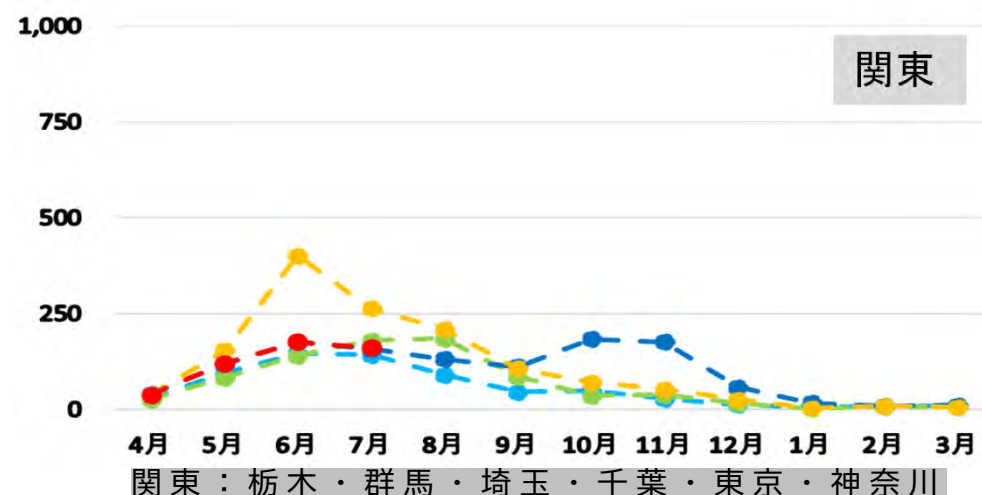
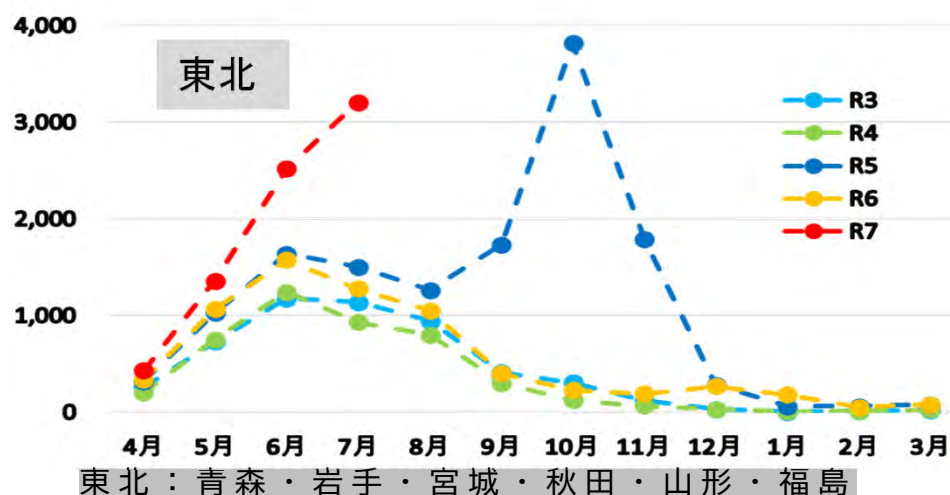


直近5年の出没件数（月別）



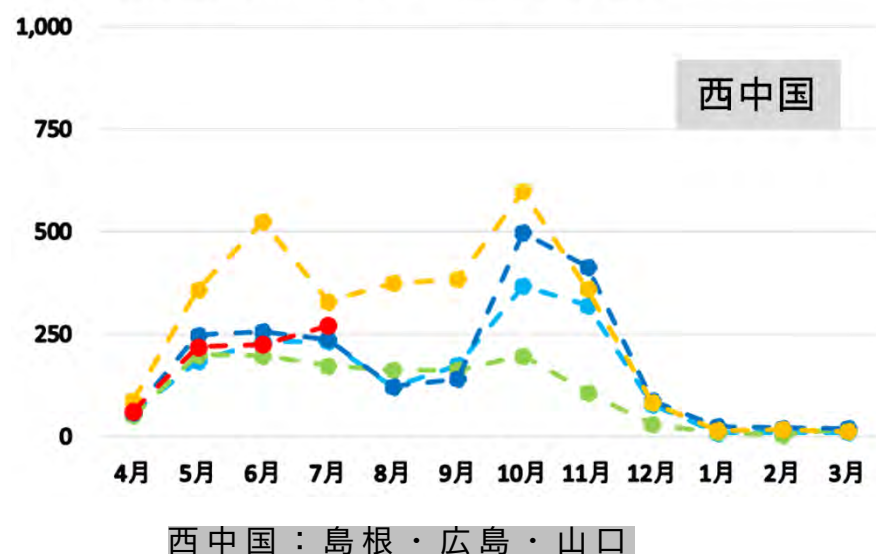
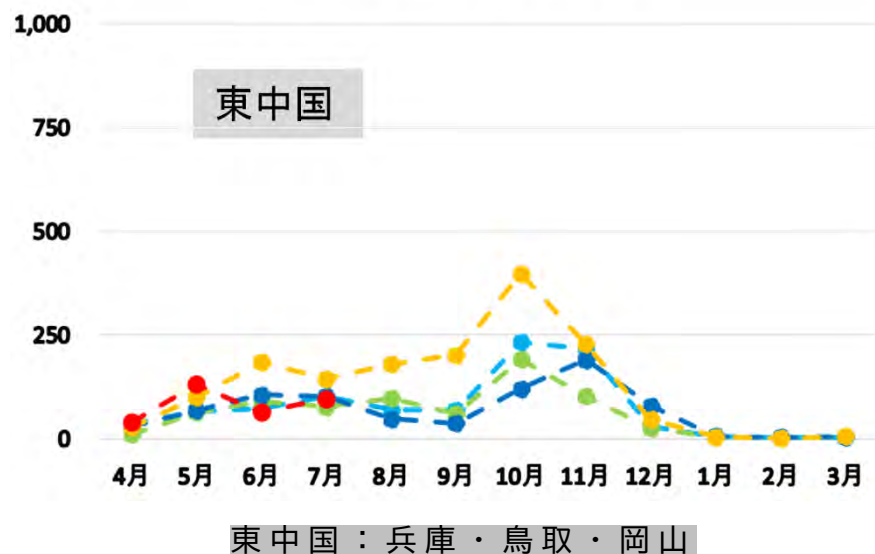
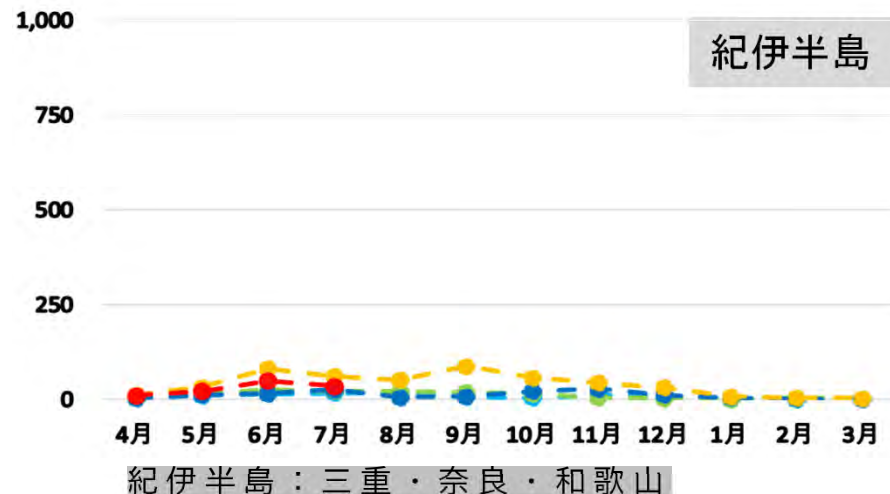
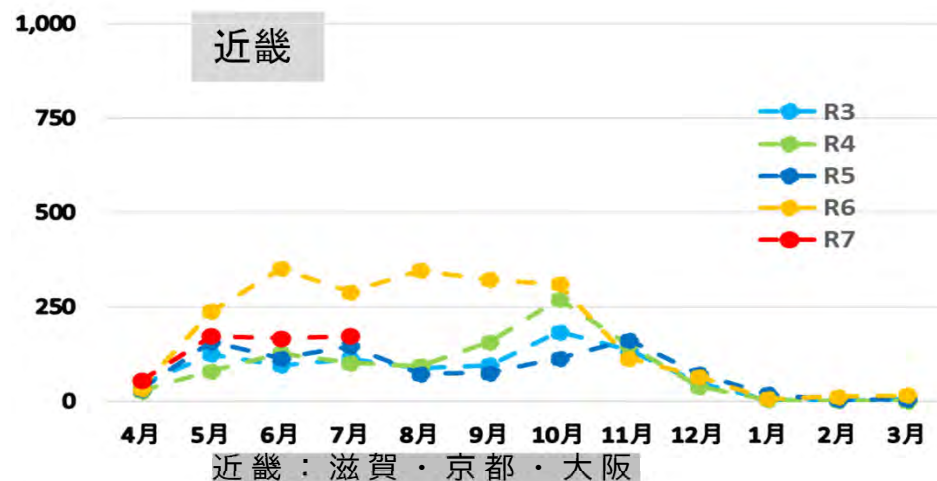
出没件数：ツキノワグマ（東北・関東・北陸・中部）

- 令和6年度は秋の顕著な出没件数の増加はなかった。堅果類が豊作の地域が多かったことが要因のひとつと考えられる。
- 令和7年度は、東北と北陸で出没が高い傾向にあり、特に東北地方の5～7月の出没件数が最も多くなっている。



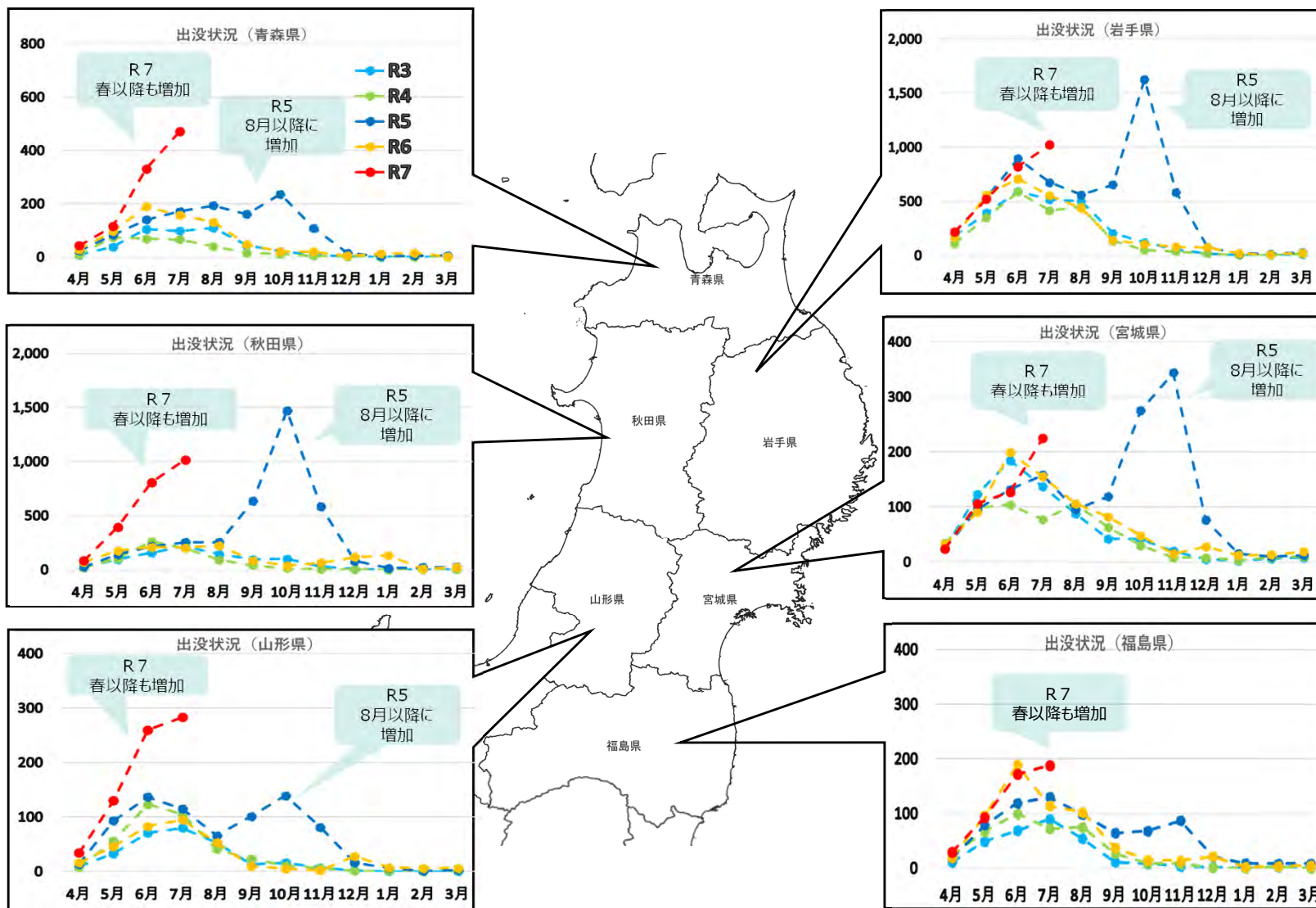
出没件数：ツキノワグマ（近畿・紀伊半島・東中国・西中国）

- 近畿・紀伊半島・東中国・西中国では、過去5年の中で令和6年度が最多出没件数で、特に6～9月の出没件数が例年と比べて多かった。
- 令和7年度の4～7月の出没件数は、例年と同様の傾向にあった。



ツキノワグマの出没状況（東北地方）

- 令和5年度は、青森、岩手、秋田、宮城、山形県で8月以降の出没件数が増加したが、令和7年度は例年以上に春先から夏にかけて多く出没する傾向にあった。
- 令和5年度の東北での秋の出没件数の増加は、ブナ科堅果類の凶作の影響による可能性。



東北地方 ブナの結実状況の比較
(令和7年は開花状況)

都道府県	令和5年 結実	令和6年 結実	令和7年 開花
青森県	大凶作	豊作	大凶作
岩手県	大凶作	並作	大凶作
宮城県	大凶作	豊作	大凶作
秋田県	大凶作	並作	大凶作
山形県	大凶作	並作	大凶作

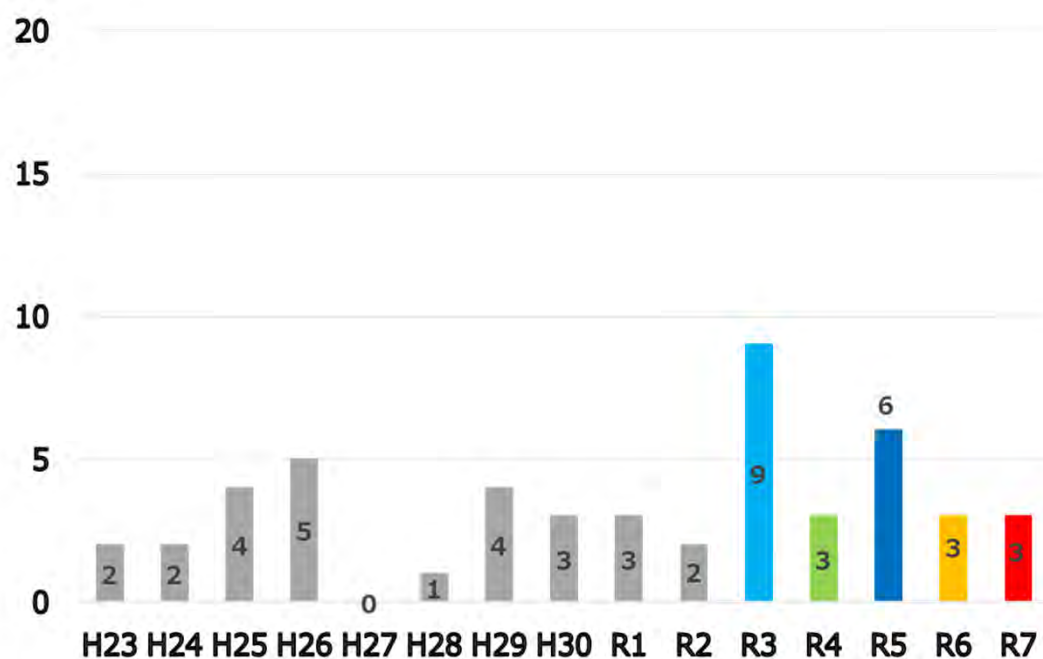
福島県（全体）堅果類の結実状況の比較
(令和7年は開花状況)

種類	令和5年 結実	令和6年 結実	令和7年 開花
ブナ	凶作	並作	大凶作
ミズナラ	並作	豊作	豊作
コナラ	並作	並作	並作

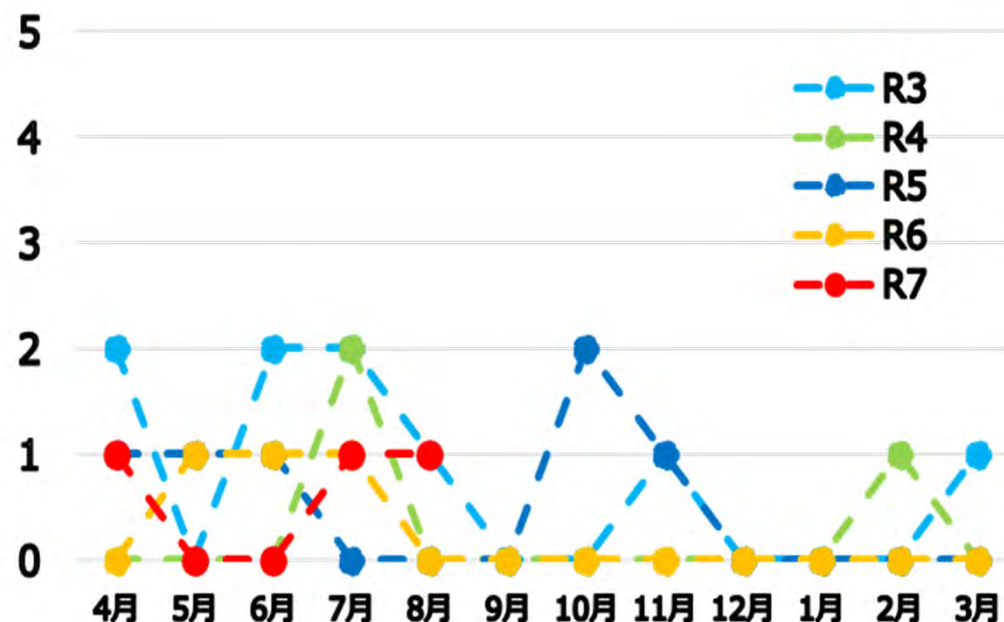
人身被害件数：ヒグマ

- 例年と比較して顕著な増加はない。
- 令和6年度の被害は5～7月の春～夏に発生した。

ヒグマによる人身被害件数



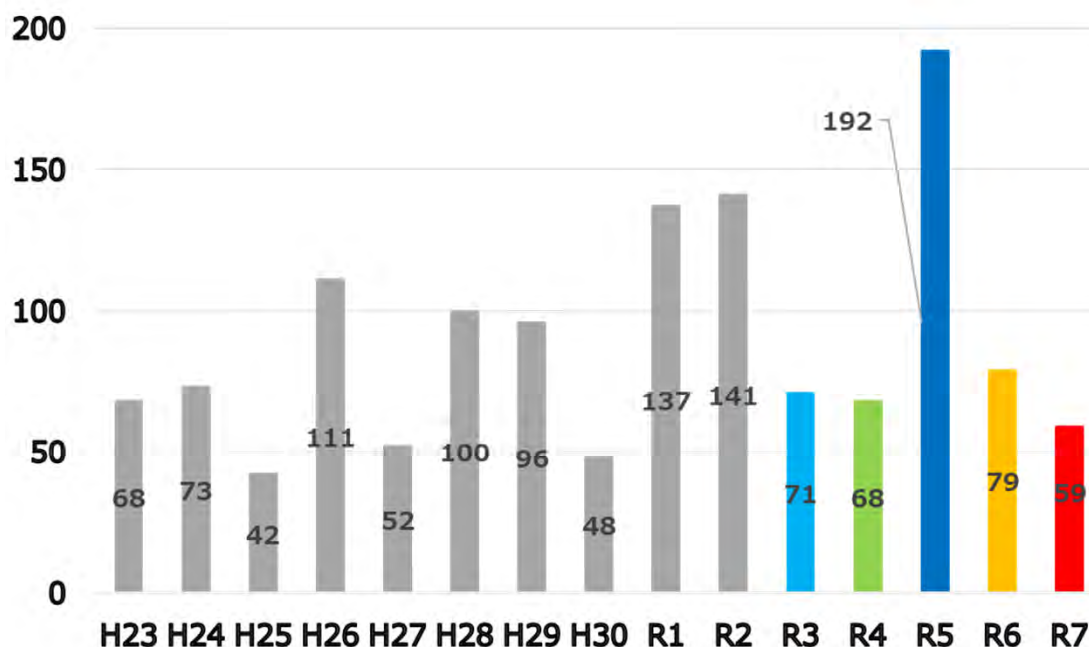
直近5年の人身被害件数（月別）



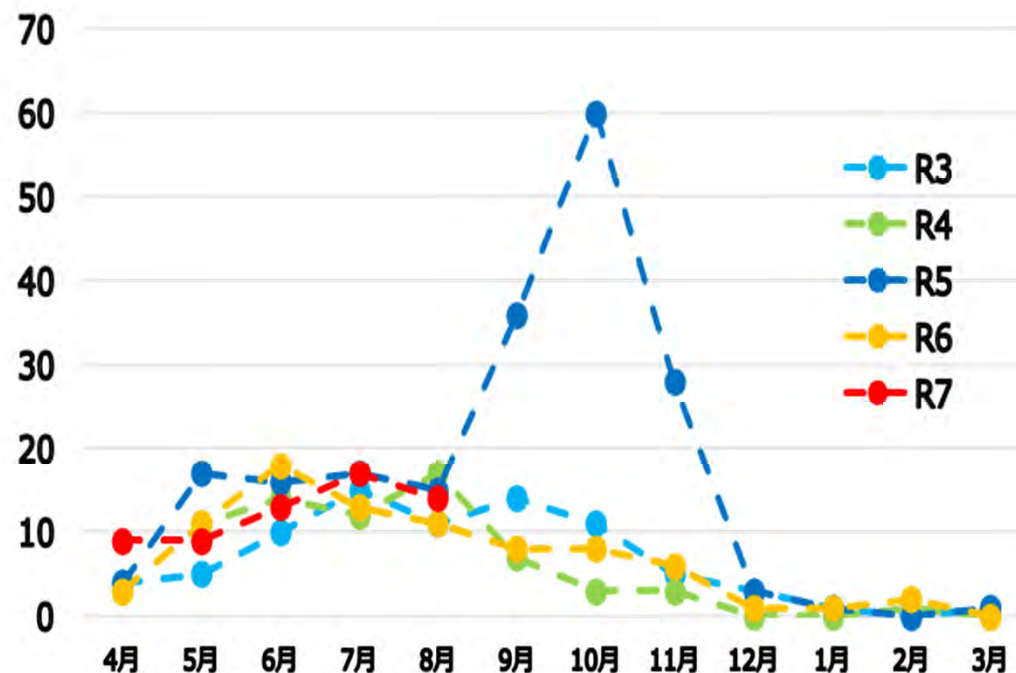
人身被害件数：ツキノワグマ

- 令和5年度は秋に人身被害が急増したが、令和6年度は秋に人身被害が増加するパターンはなかった。令和7年度も今のところ例年と同様の傾向にある。
- 出没件数と同様、6月に被害件数が増加する傾向であったが、出没件数は例年より令和7年度は高い値であったのに対し、被害件数は例年と同程度であった。

ツキノワグマによる人身被害件数

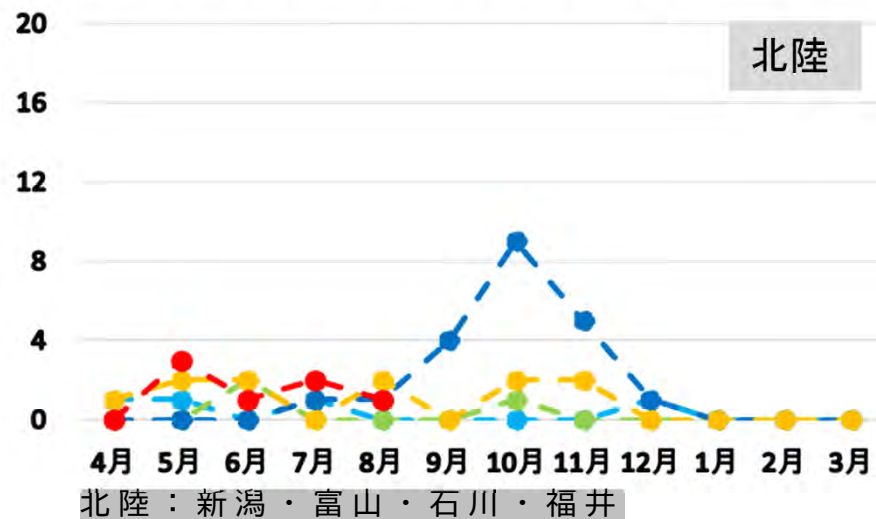
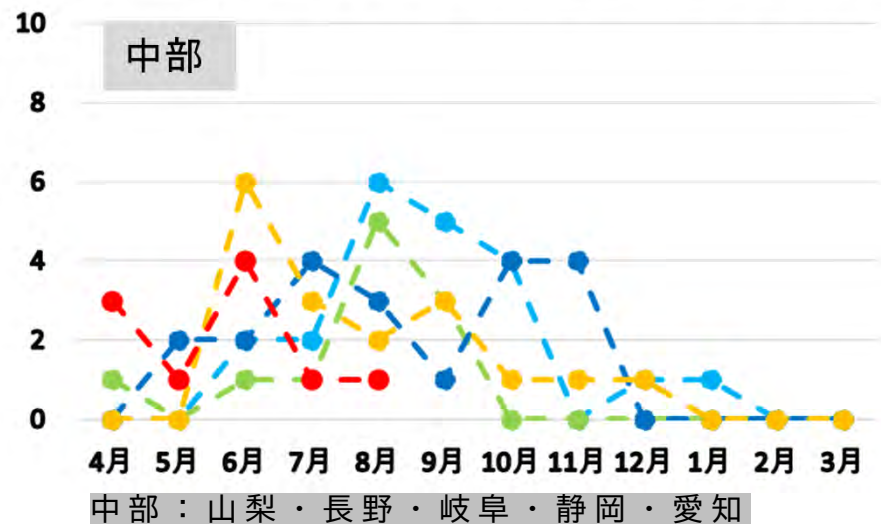
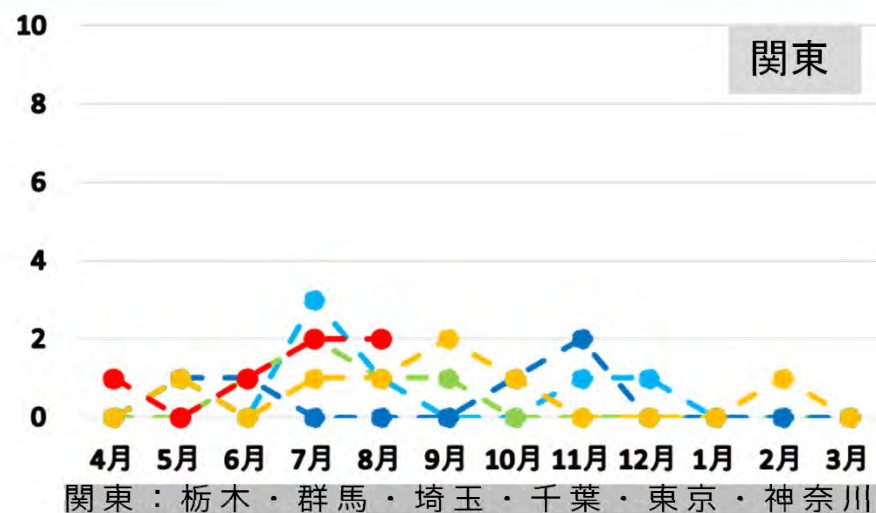
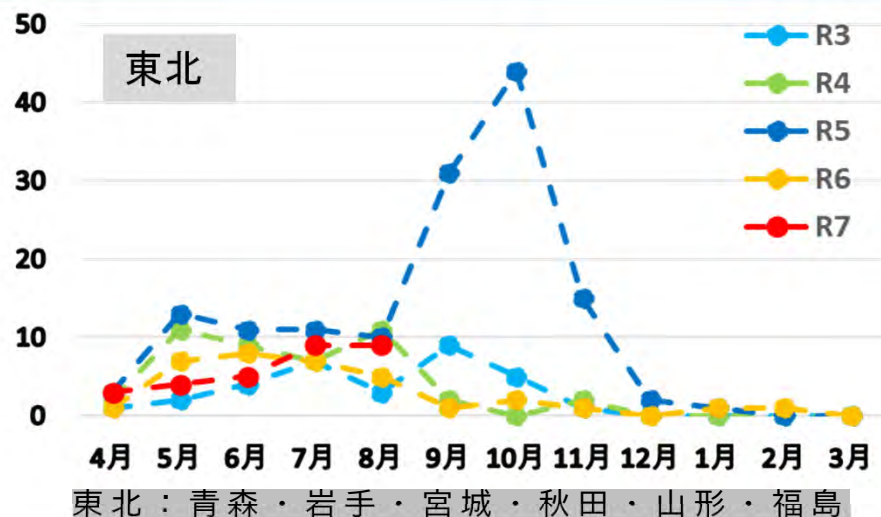


直近5年の人身被害件数（月別）



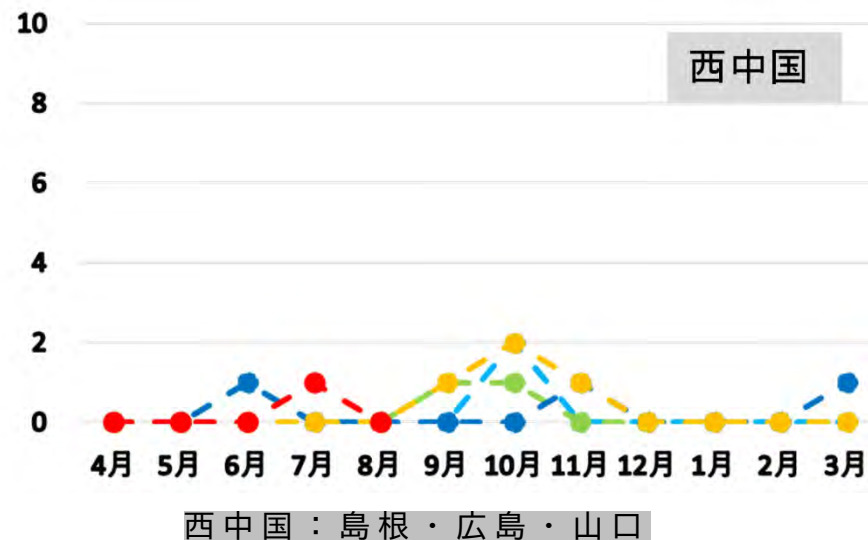
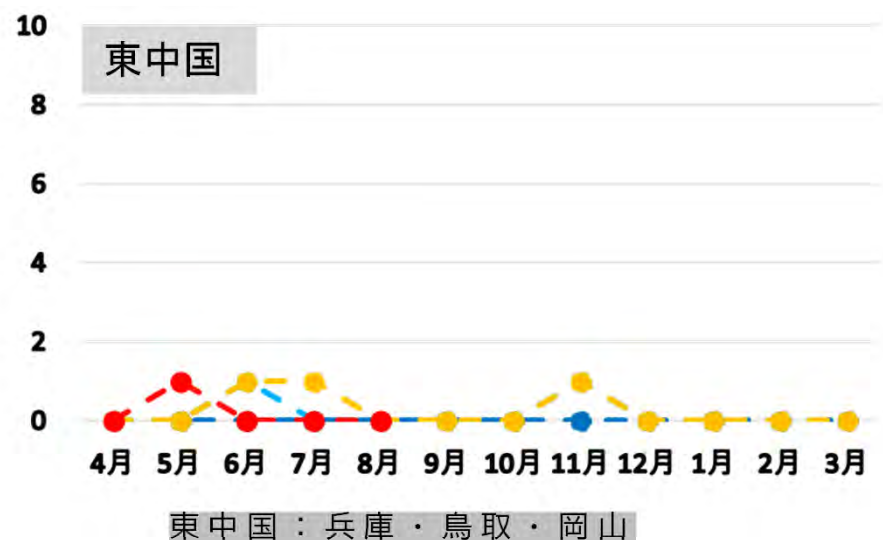
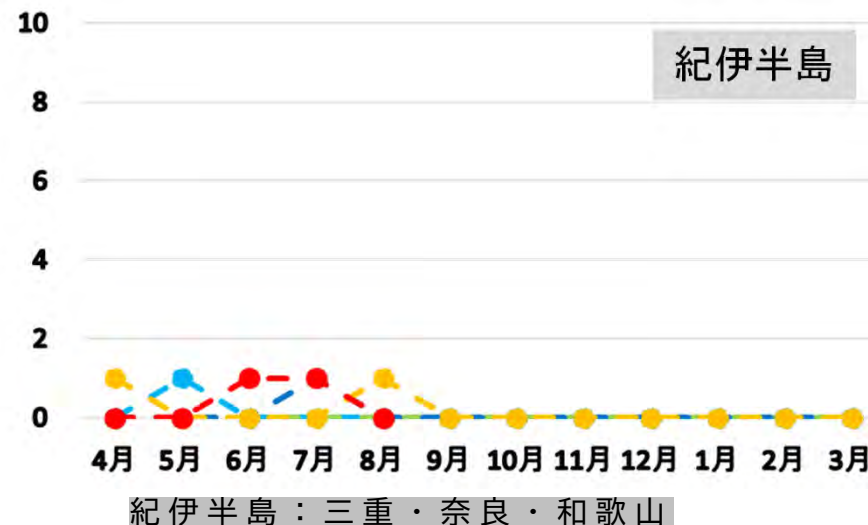
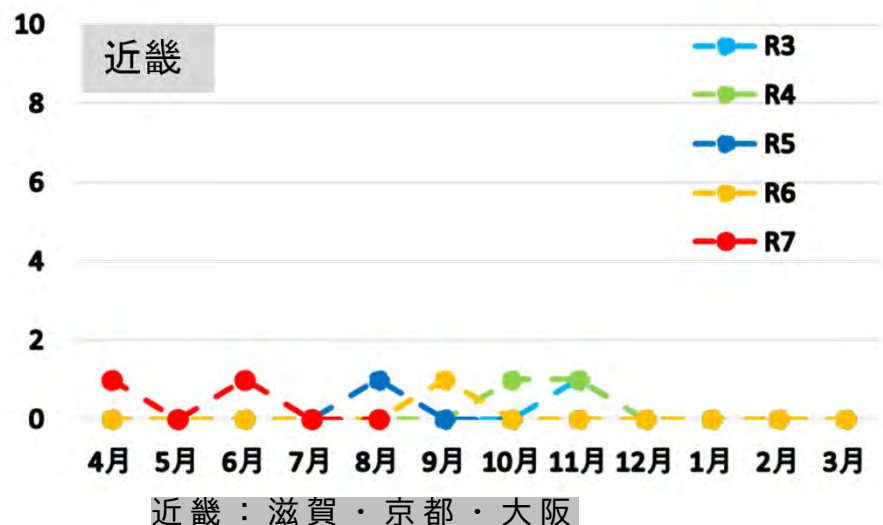
人身被害件数（月別）：東北・関東・北陸・中部

- 令和7年度の被害件数は、一部多い月もあるが全体として例年並み～例年より少なかった。中部地方で6月に被害が多い傾向であった。



人身被害件数（月別）：近畿・紀伊半島・東中国・西中国

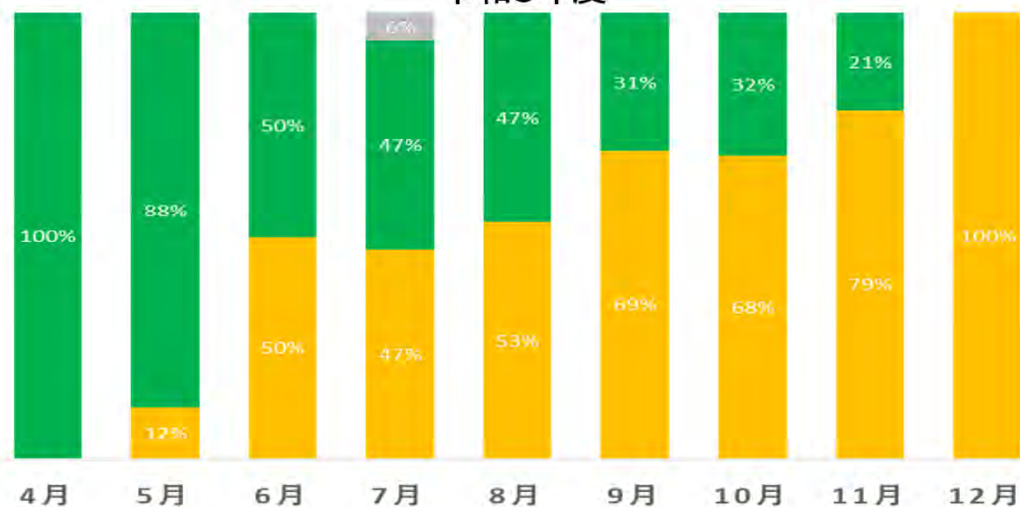
○ 例年と比較して出没件数は多かったが、人身被害件数の顕著な増加はなかった。



人身被害発生場所：クマ類（令和5・6年度と令和7年度の比較）

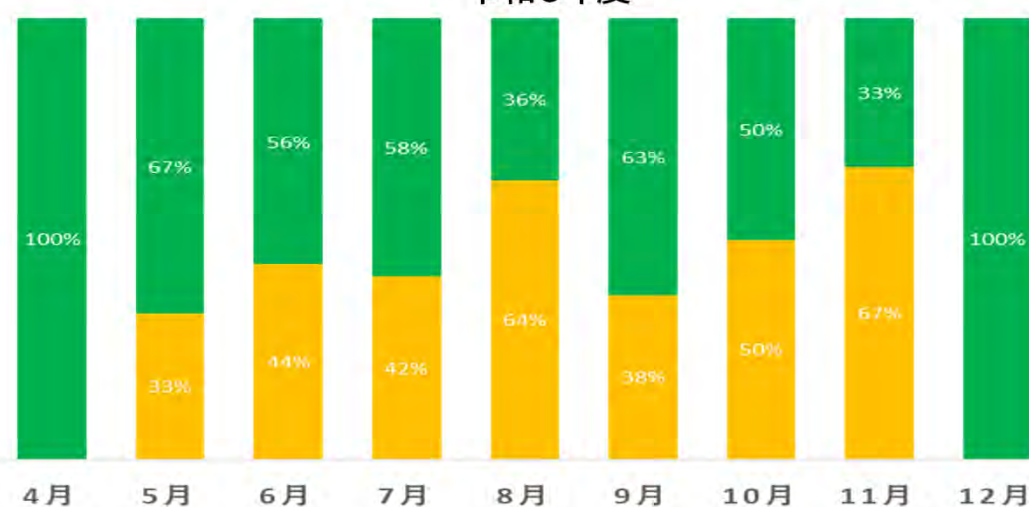
- 令和7年度の7月は、令和5・6年度と比較して人の生活圏での被害の割合が高い傾向にあった。
- 各年度とも、春先以外は半数以上が人の生活圏で発生していた。

令和5年度



N=198

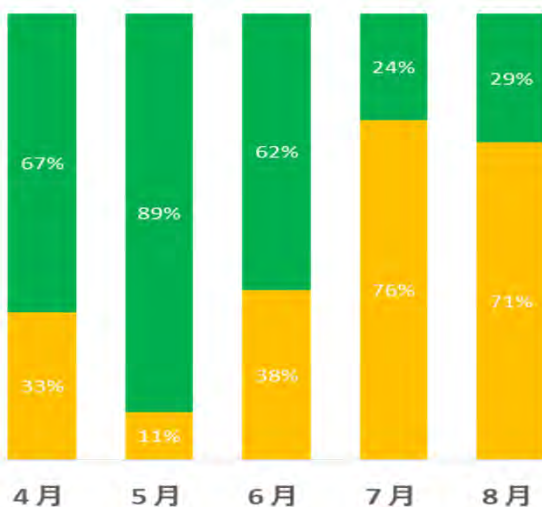
令和6年度



N=82

令和7年度

N=62



○人の生活圏：■

※市街地や人家周辺、事業所、公園、農地、道路を「人の生活圏」とした。

○クマの生息地：■

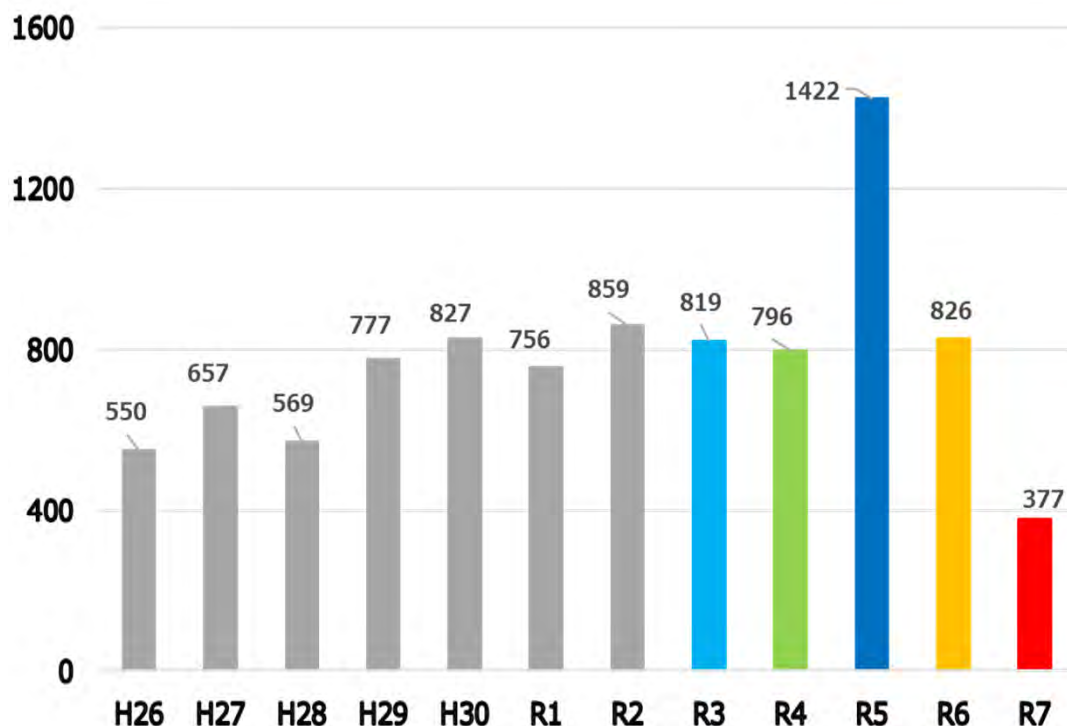
※森林内にある事業所や森林、河川敷(上流部を含む)を「クマの生息地」とした。

○その他：■

許可捕獲数：ヒグマ

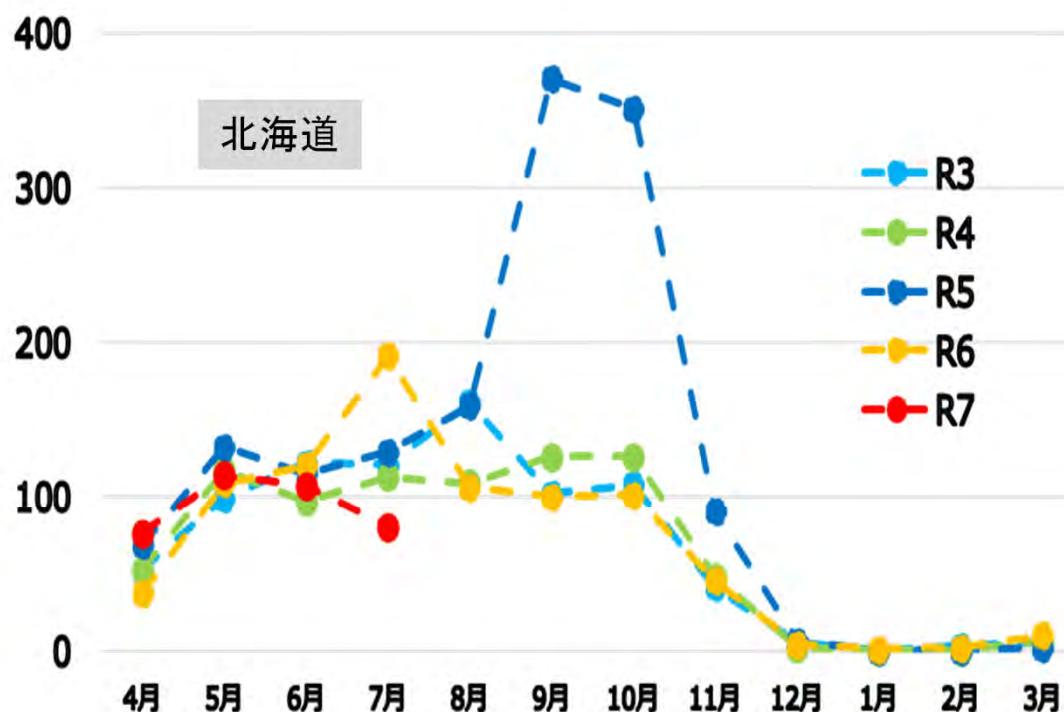
- 令和6年度の許可捕獲数は例年並みであった。
- 令和7年度の許可捕獲数の月別の傾向は例年と同様となっている。（7月末時点）

ヒグマの許可捕獲数



（令和7年度の数值は7月末時点）

直近5年の許可捕獲数（月別）

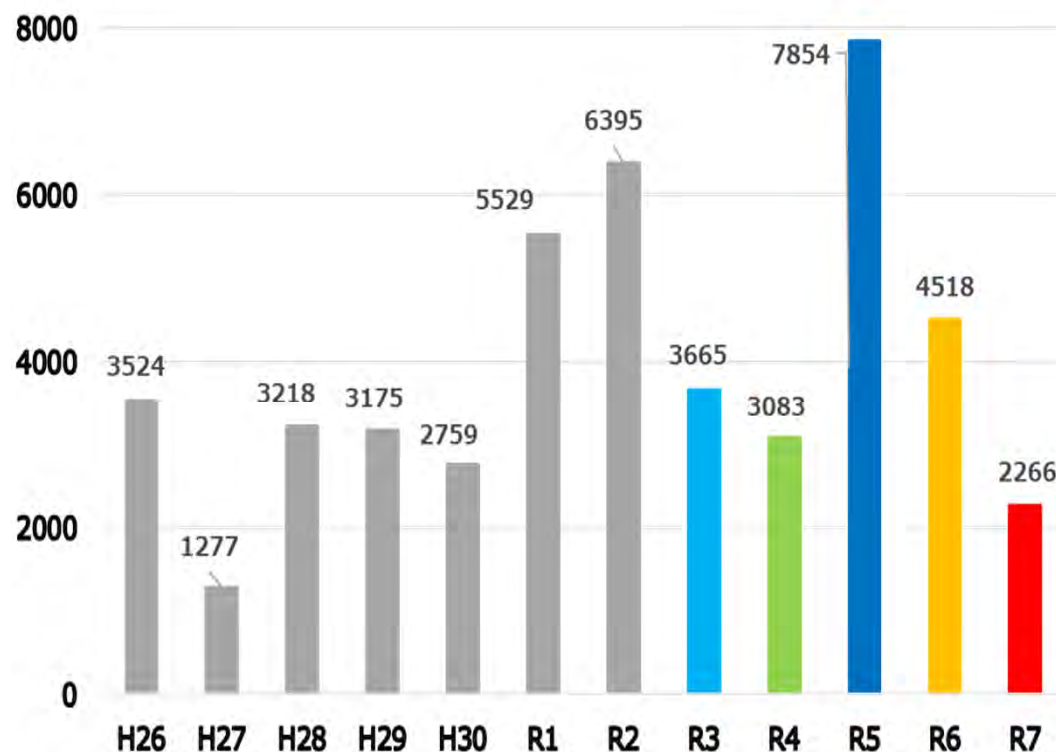


（許可捕獲数は非捕殺数も含む）

許可捕獲数：ツキノワグマ

- 令和6年度の許可捕獲数は、令和5年度の6割程度であった。
- 令和7年度の許可捕獲数は、令和6年度と同程度となっている。（7月末時点）

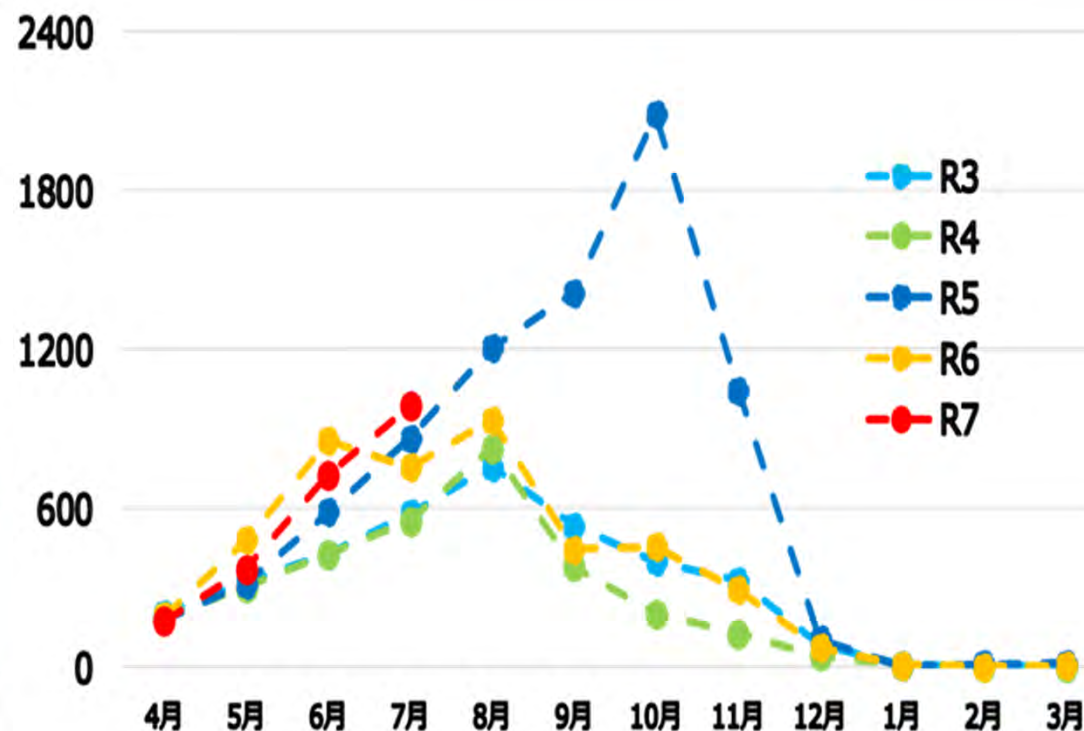
ツキノワグマの許可捕獲数



（令和7年度の数値は7月末時点）

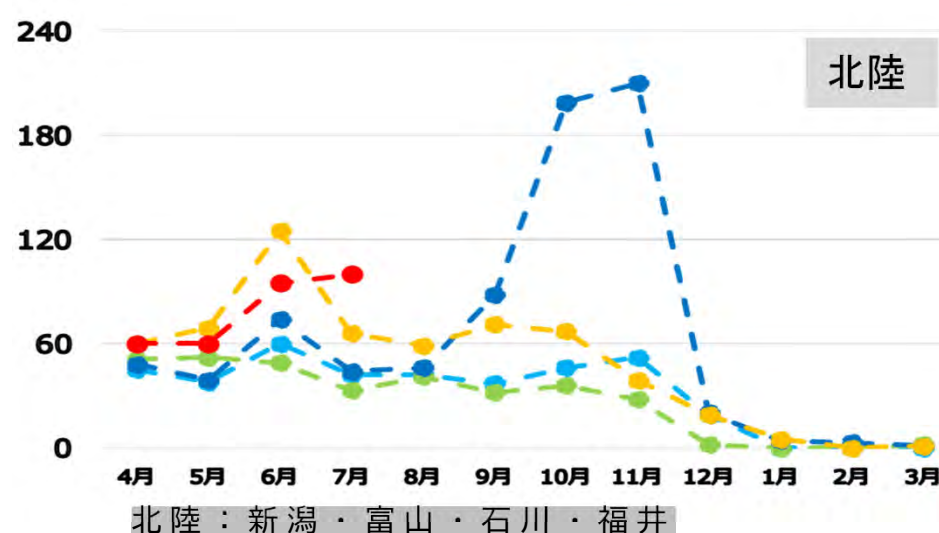
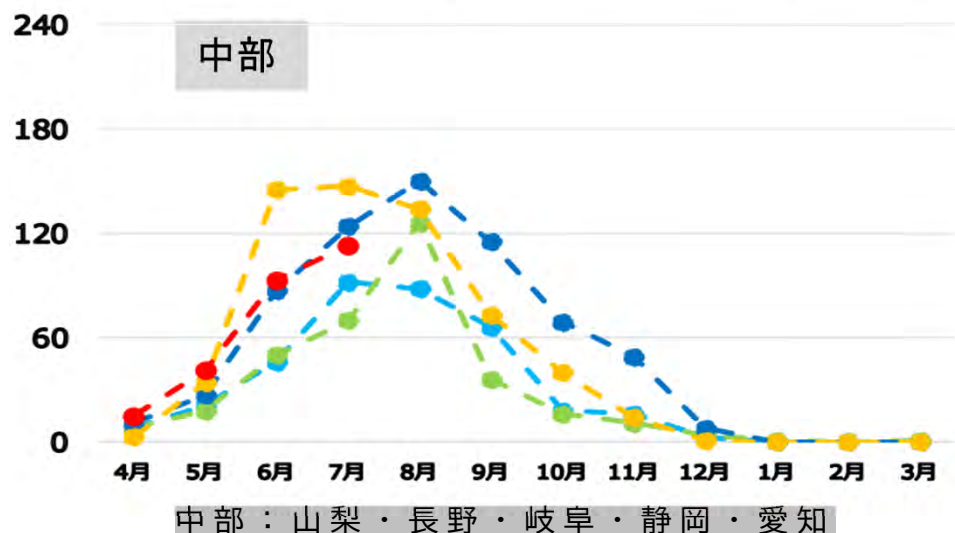
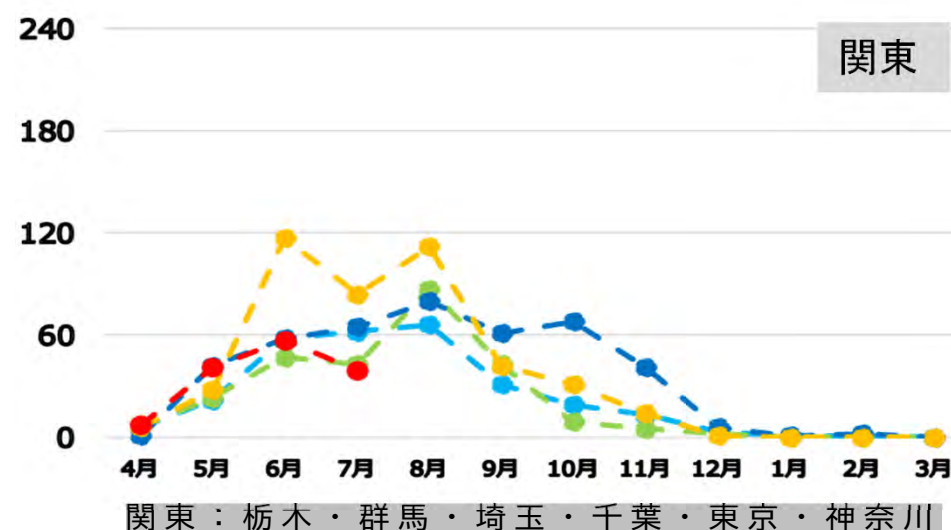
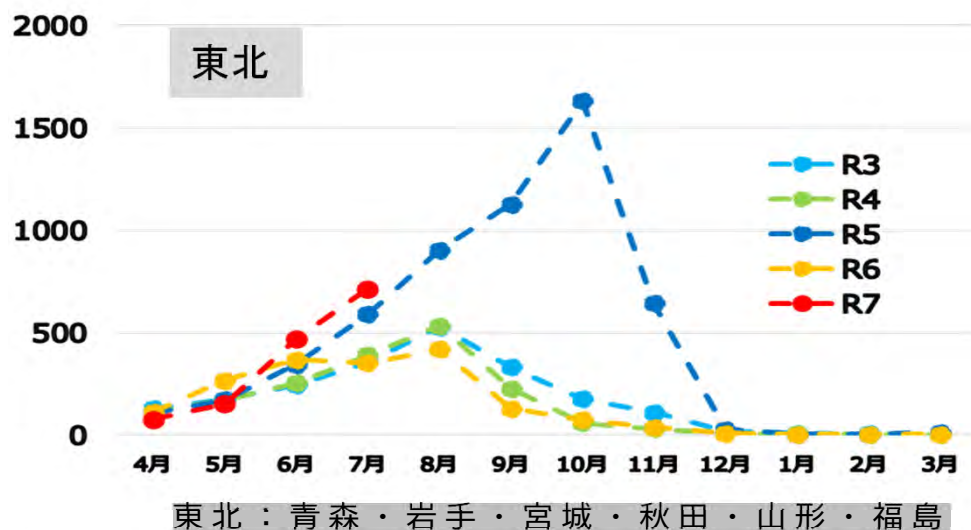
（許可捕獲数は非捕殺数も含む）

直近5年の許可捕獲数（月別）



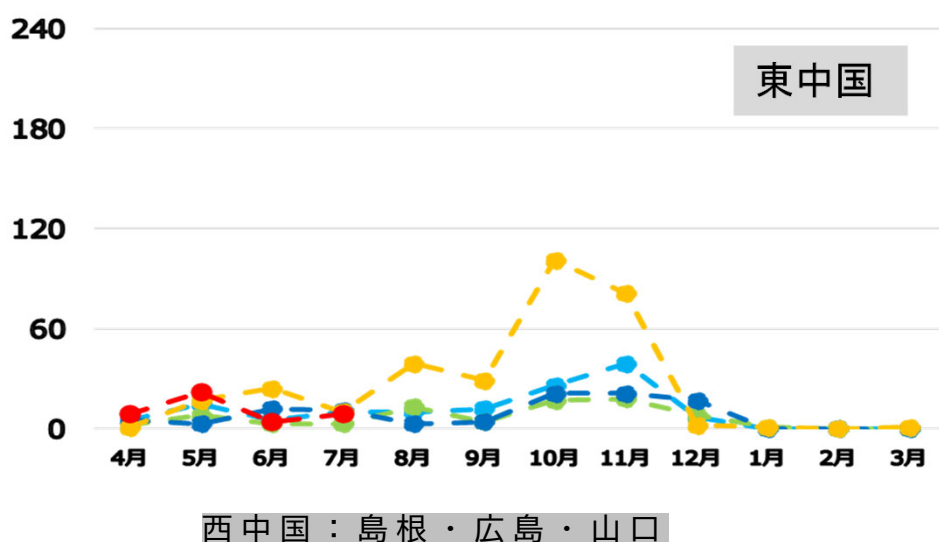
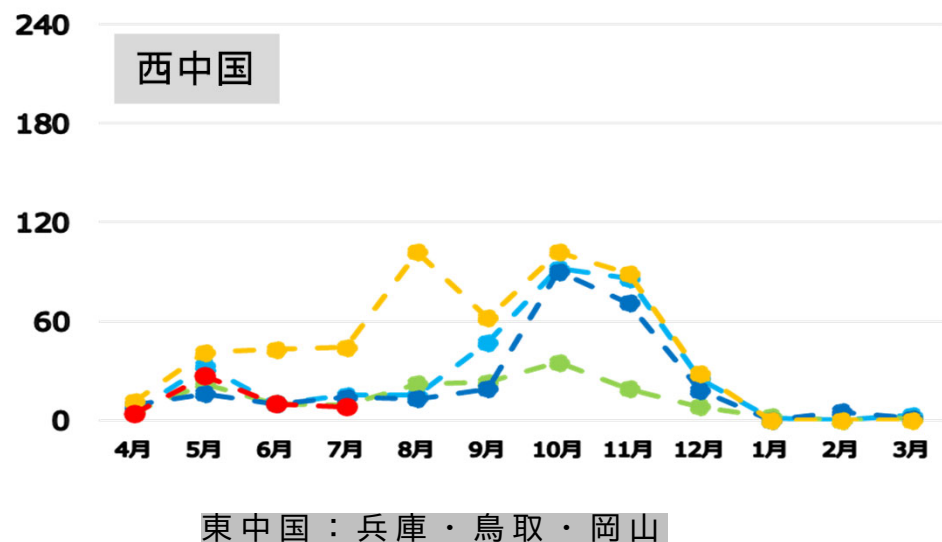
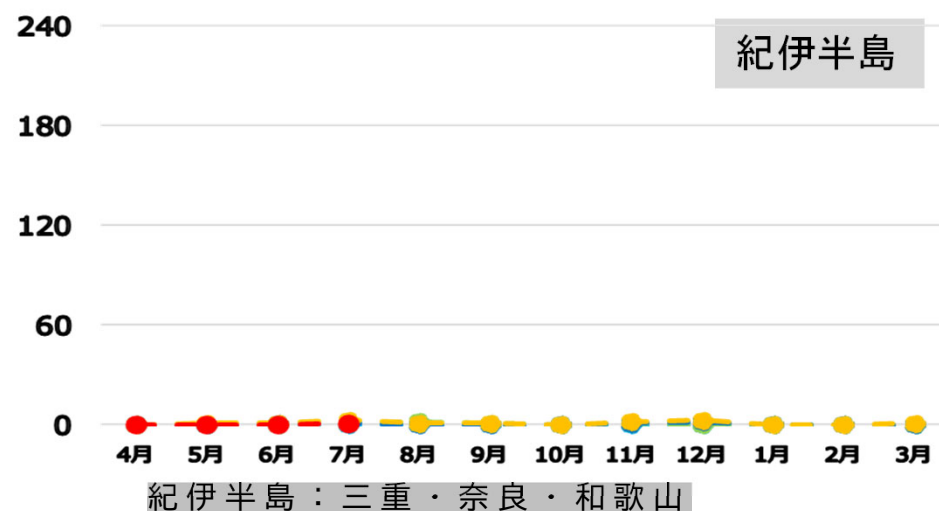
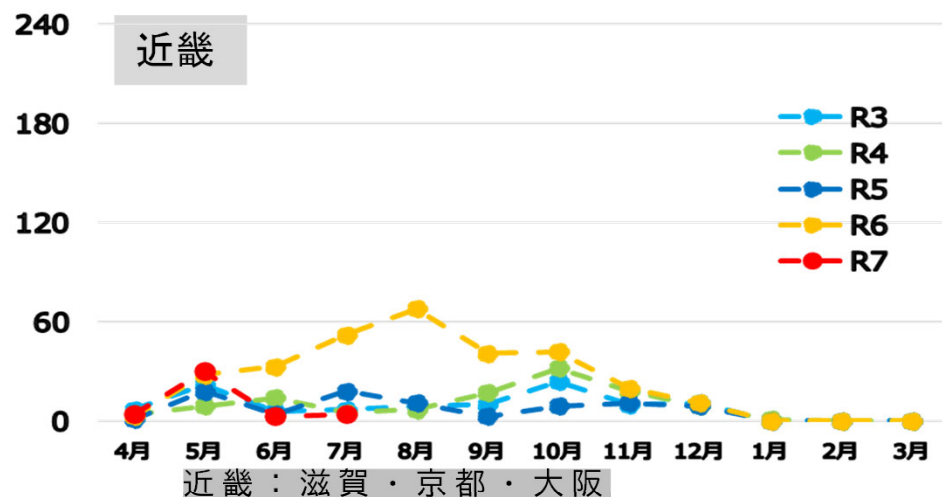
許可捕獲数（月別）：東北・関東・北陸・中部

- 東北・北陸は6・7月の捕獲数が多く、出没件数と同様の傾向だった。
- 関東・中部は例年並みで推移していた。



許可捕獲数（月別）：近畿・紀伊半島・東中国・西中国

- 紀伊半島を除く地域は、春先は例年より多い傾向にあったが、それ以降は例年と同様の傾向にあった。





改正鳥獣保護管理法の施行と 今後のクマ関係の対応について

令和 7 年 9 月
環境省



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の概要



人の日常生活圏に**クマ等**が出没した場合に、**地域住民の安全の確保の下で銃猟を可能**とする。



ツキノワグマ

イノシシ

■ 背景

クマ等（ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ）の人の日常生活圏への出没が増加。とりわけ令和5年度にはクマによる**人身被害の人数が過去最多**※1

※1 件数の把握がある平成18年度以降最多（198件219人）

現行の鳥獣保護管理法は、**住居集合地域等**※2における銃猟、**建物・乗物・飼養動物に向かってする銃猟、夜間の銃猟を禁止**（第38条）。

※2 住居が集合している地域又は広場、駅、その他の多数の者の集合する場所。

現に危険が生じている場合は、警察官職務執行法による命令や刑法の緊急避難により、応急的に銃猟を実施しているが、**より予防的・迅速な対応を可能とする必要**。

■ 主な改正内容 クマ等の銃猟に関する制度の見直し

○市町村長は、

- ①**危険鳥獣**（クマ等）が人の日常生活圏（住居、広場、乗物等）に侵入※3し、
- ②危険鳥獣による人の生命又は身体に対する**危害を防止する措置が緊急に必要**で、
- ③銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、
- ④避難等によって**地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合には、危険鳥獣の銃猟を捕獲者**※4に委託して実施させることができる（**緊急銃猟**）（第38条の適用除外）。

※3 侵入するおそれ大きいことを含む。

※4 政令で定める技能要件を満たす者に限る。

○緊急銃猟の実施にあたり、下記の関連規定を整備。

- ・地域住民の安全確保のため、必要に応じ、市町村長は**通行制限、避難指示を実施**。
- ・市町村長は、**都道府県知事に応援を要請**することができる。
- ・緊急銃猟の実施に伴う損失（物損）については、市町村長が**補償**※5。

※5 保険により対応することを想定



北海道斜里町提供
市街地に出没したヒグマ



福井県提供
建物の中庭に侵入したツキノワグマ



北海道札幌市提供
対応に当たる銃器所持者等

クマ等が人の日常生活圏に侵入する事態に対し、安全かつ迅速に対応することを可能に

<施行期日> 令和7年9月1日施行

※上記法案による制度整備に加え、国は財政支援（交付金）や技術的支援（ガイドライン策定）等を実施

改正鳥獣保護管理法の施行に向けて

改正鳥獣保護管理法の施行日：**令和7年9月1日**



◇施行に向けた準備対応

- ① 緊急銃猟の手順を詳細に示した「**緊急銃猟ガイドライン**」を
令和7年7月8日に公表。
- ② 自治体向け**オンラインweb説明会**を7月24、25、29日に実施。
3日間で延べ1500人以上の自治体職員が参加。
- ③ **全国5か所で現地研修会を実施予定**
(北海道、秋田県、福島県、長野県、島根県)。
第一回の現地研修会を令和7年8月21日に北海道下川町で実施。
- ④ 緊急銃猟の委託が想定されるハンターを登録し、自治体間で共有することで、
体制確保に役立てる「**クマ人材データベース**」を8月7日から運用開始。
現在、全国約150名のハンターが登録されている。

緊急銃猟ガイドライン概要（令和7年7月公表）

改正鳥獣保護管理法（令和7年4月成立）に基づく緊急銃猟制度の運用方法を市町村に丁寧に解説する。

〈緊急銃猟制度〉

○人の日常生活圏（農地や河川敷、建物内等）にクマ・イノシシが出没した際、安全確保等の措置を十分に講じた上で、市町村が委託したハンター等による銃猟を可能とする制度。

〈必要な人員・関係者の協力体制の確保〉

○平時からの体制確保を推奨。
○特に、捕獲の実施者の確保について、以下を推奨。
・政省令の要件を満たす者（過去3年以内の大型獣の捕獲経験を有していること等）の特定
・外部者に委託の場合、**負担を考慮した日当の設定**
※**環境省の交付金等が活用可能**である旨も補足
※捕獲実施者に応諾義務はない旨を解説した上で、**中・長期的な体制の確保の必要性**も解説

〈保険の加入〉

○物損等に備え、予め**保険加入を推奨**。
○保険商品の選定に関する考え方（保険の対象範囲と市町村のニーズを踏まえるなど）の解説。
○**環境省交付金・特別交付税措置の活用**も紹介。

〈損失補償手続〉

○**損失補償の範囲や手続**を解説。
○人身事故については国家賠償法で対応。

〈付録〉

○**地域住民等に向けた広報資料とガイドラインの概要資料（全8P）**も収録。



〈ガイドライン目次〉

1 はじめに

- (1) 緊急銃猟制度とは
- (2) 本ガイドラインの概要、位置付け
- (3) 用語の整理
- (4) 本ガイドラインの構成

2 各主体の役割

3 緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備

- (1) 対応マニュアルの作成
- (2) 必要な人員・関係者の協力体制の確保
- (3) 机上及び実地訓練・研修等の実施
- (4) 備品の確保
- (5) 保険の加入

4 緊急銃猟の実施について

- (1) 住民等からの通報・緊急銃猟に関する計画の調整
- (2) 都道府県に対する応援の要請
- (3) **安全を確保するための措置の実施・銃猟の準備**
- (4) 緊急銃猟に係る条件の確認
- (5) 緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託、留意点の伝達
- (6) 緊急銃猟のための土地の立入等（土地の立入、障害物の除去）
- (7) 緊急銃猟の実施
- (8) 原状回復、安全を確保する措置の解除、損失確認まで
- (9) 損失補償手続
- (10) 捕獲後の実績の記録

5 事例

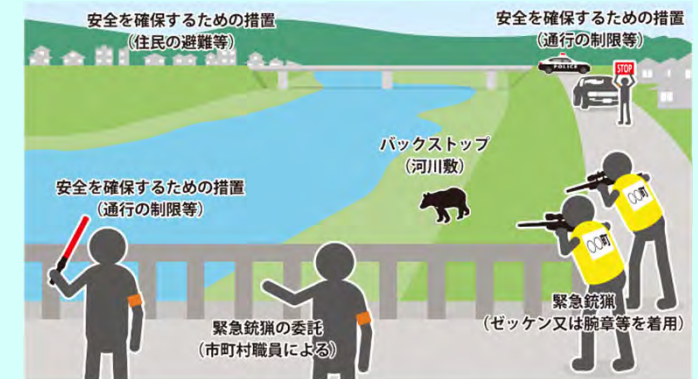
6 緊急銃猟の留意点（対象鳥獣の性質等）

7 警察との連携等について

付録

〈安全を確保するための措置の実施・銃猟の準備〉

○**通行禁止・制限措置、住民の避難の考え方や方法**を解説。
捕獲の実施者等の情報も踏まえ、用いる銃器の性能、バックストップの状況等から、類似する事例も参考に個別に判断



〈緊急銃猟の実施〉

○委託等した後は、発砲タイミング等は捕獲者の知見に委ねる。
なお、**緊急銃猟は市町村の責任の下で行われるものである**旨を解説。

〈事例〉

○**緊急銃猟の参考となる12事例**を図も用いて紹介。



例1 河川敷のクマの銃猟 例2 建物内のクマの銃猟

〈警察との連携等〉

○緊急銃猟の実施においても**警察は避難誘導等に協力する旨**及び危険が現に差し迫っており、緊急銃猟で対処できない場合等には**警察官職務執行法の適用も排除されない**旨を記載



鳥獣の保護・管理の強化に向けた総合的な対策を推進します。

1. 事業目的

- ① クマ等の鳥獣の保護・管理の強化に向けた調査や管理の方針の検討、鳥獣保護管理の担い手の確保・育成の推進等の改正鳥獣保護管理法の着実な施行。

2. 事業内容

- ② 国立公園等の二ホンシカによる生態系への影響が懸念される地域での捕獲事業の推進。
- ③ 鳥類の生態や移動経路の把握。

(1) 鳥獣保護管理強化事業

- ・ 鳥獣保護管理の人材確保・育成、特定鳥獣の調査検討・広域管理、希少鳥獣の保護管理、クマ出没対応、クマ保護管理強化、鳥類の鉛汚染対策、カワウ管理強化、水鳥救護研修センターの運営、国指定鳥獣保護区の管理（地方予算）などの改正鳥獣保護管理法の着実な施行

(2) 国立公園等シカ管理対策事業

- ・ 国立公園等におけるシカ管理体制の構築、新しい捕獲方法を取り入れたシカ管理対策、シカ管理対策に係る専門家活用 など

(3) 野生鳥獣情報整備事業費（鳥類標識調査）

- ・ 鳥類の生態や移動経路を把握するため鳥類標識調査の実施

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、委託事業
- 請負先・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 昭和46年度～

4. 事業イメージ

(1) 鳥獣保護管理強化事業

■ クマ類の総合対策推進事業

令和8年度要求額 211百万円

- ・ クマ類を指定管理鳥獣に指定（令和6年4月）
- ・ 「クマ被害対策施策パッケージ」を策定（令和6年4月）
- ・ 鳥獣保護管理法の改正（令和7年4月）



クマ類による人身被害防止のための総合的な対策を実施



- ① 改正鳥獣保護管理法を踏まえた基本指針の改定
- ② 自治体向け市街地等におけるクマ類出没対応の訓練の実施
- ③ 市街地等における出没対応のための捕獲技術者等研修
- ④ 絶滅のおそれのある四国の個体群の保全



指定管理鳥獣対策事業費



【令和8年度要求額 3,700百万円+事項要求（200百万円）】 環境省



都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）の捕獲や被害対策等を支援します。

1. 事業目的

- ・指定管理鳥獣の保護・管理強化するため、専門人材の育成・配置や緊急銃猟実施体制の構築を支援する。
- ・ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行う捕獲事業等を支援する。
- ・クマ類による被害防止に向けて、都道府県等が行う調査モニタリング、捕獲、出没防止対策等を総合的に支援する。

2. 事業内容

(1) 鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業

- ①認定鳥獣捕獲等事業者等の育成 【既存メニューと統合、拡充】
- ②指定管理鳥獣管理専門人材の配置（都道府県での専門人材雇用） 【新規】
- ③緊急銃猟実施対応実務者の育成（市町村職員や銃猟実施者への研修会等） 【新規】
- ④緊急銃猟実施対応実務者の配置（市町村での専門人材雇用） 【新規】
- ⑤危険鳥獣出没時の体制構築（出没対応訓練等） 【既存メニューを拡充】

(2) ニホンジカ・イノシシ捕獲等事業

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定等 ②ニホンジカ・イノシシの捕獲等
- ③効果的な捕獲の促進 ④ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成
- ⑤ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援

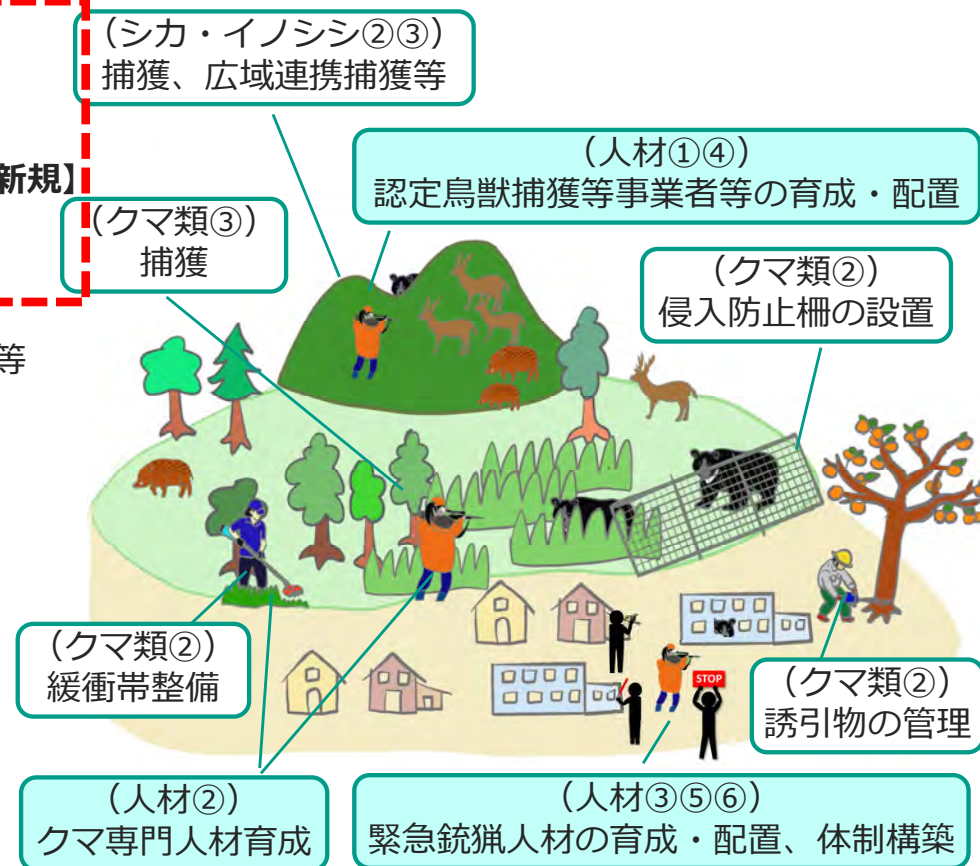
(3) クマ類総合対策事業

- ①特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、生息状況調査等
- ②出没防止対策（誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置等） ③クマ類の捕獲等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1／2、2／3、定額）
- 交付対象 都道府県（一部市町村への間接補助）、協議会
- 実施期間 平成26年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 電話：03-5521-8285

原議保存期間	5 年（令和13年3月31日まで）
有 効 期 間	一 種（令和13年3月31日まで）

警 視 庁 生 活 安 全 部 長
 警 視 庁 交 通 部 長 殿
 各 道 府 県 警 察 本 部 長
 （参考送付先）
 各 方 面 本 部 長
 警察大学校生活安全教養部長
 警察大学校交通安全教養部長
 各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁保発第171号、丁生企発第528号
 丁交企発第237号、丁交規発第146号
 令 和 7 年 8 月 2 2 日
 警 察 庁 生 活 安 全 局 保 安 課 長
 警察庁生活安全局生活安全企画課長
 警察庁交通局交通企画課長
 警察庁交通局交通規制課長

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正について
 （通達）

本年 4 月 25 日に公布された鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 28 号。以下「改正法」という。）については、令和 7 年 9 月 1 日から施行される。

また、改正法の施行に伴い、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 255 号。以下「改正令」という。）が 7 月 11 日に公布され、令和 7 年 9 月 1 日から施行される。

改正法及び改正令の主な内容及び施行に伴う運用上の留意事項は別紙のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別紙

(凡例)

- 「改正法」 : 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第28号）
- 「改正令」 : 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第255号）
- 「法」 : 改正法による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- 「政令」 : 改正令による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号）
- 「銃刀法」 : 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）
- 「銃刀法施行令」 : 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）
- 「警職法」 : 警察官職執行法（昭和23年法律第136号）
- 「危険鳥獣」 : 法第 2 条第 6 項において熊その他の人の日常生活圏に出現した場合に人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれ大きいものとして政令で定める鳥獣（政令において、ヒグマ、ツキノワグマ及びイノシシと定められている）

第 1 改正法の趣旨

改正前の鳥獣保護管理法においては、住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）における銃猟等が禁じられていた。

しかし、近年、危険鳥獣による人の日常生活圏への侵入が増加していることなどを踏まえ、これらの事態に対し、より予防的かつ迅速に対処するため、一定の要件を満たす場合に、住居集合地域等よりも広い概念である人の日常生活圏において、危険鳥獣について銃猟をすることを可能とする制度が創設された。

第 2 緊急銃猟（法第34条の 2）

1 内容

市町村長は、危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物（以下「住居等」という。）に侵入していること又は侵入するおそれ大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲又は殺傷（以下「捕獲等」という。）以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であ

り、かつ、法第34条の4の規定による安全を確保するための措置その他の措置を講ずることにより銃猟によって人に弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟をすることができる。

2 留意事項

(1) 銃刀法との関係

ア 発射禁止違反の適用について（銃刀法第3条の13及び同法第10条第2項）

銃刀法第3条の13は公共の空間における発射の禁止について規定しており、同条各号は、同条の適用が除外される場合を定めている。また、銃刀法第10条第2項は、銃刀法第4条又は第6条の許可を受けた者による許可銃砲等の発射の禁止について規定しており、銃刀法第10条第2項各号は、同項の適用が除外される場合を定めている。

緊急銃猟は、危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するため、市町村長の責任において、鳥獣の管理の目的で行われる銃猟であり、有害鳥獣駆除の用途に供するための銃砲の使用に当たる。また、法第9条第1項の規定による許可に基づく鳥獣の捕獲等以外の有害鳥獣駆除に当たることから、銃刀法施行令第1条の特定有害鳥獣駆除に該当する。

したがって、緊急銃猟に該当する発射については、銃刀法第3条の13第5号に該当し、公共の空間における発射の禁止違反とはならないこと、また、銃刀法第10条第2項第3号に該当し、許可銃砲等の発射の禁止違反とはならないことに留意すること。

イ 許可銃砲等の発射時の注意義務について（銃刀法第10条第3項）

銃刀法第10条第3項は、銃砲等の所持許可者が許可銃砲等を発射する場合における人の生命、身体又は財産への危害防止に係る注意義務を定めている。

他方で、改正法では、緊急銃猟の実施主体は市町村長であり、市町村長の委託を受けて緊急銃猟を実施する者が損失の補償を行うことは適當ではないとの考えに基づき、緊急銃猟により、財産への危害が生じた場合について、市町村長は、緊急銃猟の実施のため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をすることとされている（法第34条の6）。

これらを踏まえると、銃砲等の所持許可者がその許可銃砲等により行った発射が緊急銃猟に該当する場合には、緊急銃猟の結果として、人の財産に危害が生じた場合であっても、当該所持許可者に対し、原則として、銃刀法第10条第3項違反により行政処分を行うことは適當ではない

ことに留意すること。

ウ 猟銃等の用途について

上記アのとおり、緊急銃猟は有害鳥獣駆除に当たることから、緊急銃猟に使用する猟銃等には有害鳥獣駆除の用途が付されている必要があることに留意し、あらかじめ緊急銃猟の実施主体である市町村長と連携し、緊急銃猟を実施する職員又は委託されて緊急銃猟を実施する者が使用する猟銃等の所持許可の用途を確認しておくなど、適切な措置をとるよう努めること。

(2) 道路交通法の適用について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第76条第4項第4号は、「石、ガラスびん、金属片その他道路上の人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、又は発射すること」を禁止している。

この点、緊急銃猟に該当する道路外への発射をはじめ、道路上の人又は車両等を損傷するおそれがない場合の発射は同規定に抵触しないと解される。一方、道路上の人又は車両等を損傷するおそれがないとは必ずしも言えない状況下での発射であっても、法第34条の2において、緊急銃猟は法令に基づく行為として明確に規定されたことから、緊急銃猟として発射する行為は、刑法（明治40年法律第45号）第8条及び第35条により、正当行為として、道路交通法第76条第4項第4号に係る違法性は阻却され得るものと解されることに留意すること。

第3 緊急銃猟等のための土地の立入り等（法第34条の3）

危険鳥獣は、市町村職員等が自由に出入りすることができる公道等に侵入するとは限らず、他人が所有権ないし占有権を有する土地や、障害物により銃器の使用に困難が伴う場所に侵入する場合も考えられる。

そのため、法第34条の3において、市町村長は、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等した危険鳥獣の適切な処理をするために必要な限度において、その職員に命じ又は職員以外の者に委託して他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させることができることが定められた。

第4 安全を確保するための措置（法第34条の4）

1 通行の禁止又は制限の措置について（法第34条の4第1項）

市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める手続に従い、当該危害が発生するおそれのある場所の通行を禁止し、又は制限（以下「通行禁止等」という。）することができることとさ

れているところ、当該政令で定める手続として、警察署長への通報（政令第5条第1項）等が定められている。

通報がなされた場合には、警察署長は、各都道府県警察本部に報告の上、通行禁止等が行われる区間の周辺道路における交通規制等、必要に応じ、所要の対応を迅速に実施すること。また、市町村長が通行禁止等を行おうとする区間が複数の警察署の管内にまたがり、複数の警察署長に対して市町村長からの通報がなされた場合は、警察本部で速やかに調整を図ること。

2 避難の指示について（法第34条の4第2項）

市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、当該危害が発生するおそれのある地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができることが定められた。

第5 その他

1 市町村等との連携

緊急銃猟の実施の権限は市町村長とされており、警察は、その実施の判断の権限を有していない。

一方、これまで、市街地に熊等が出没した際には、警察は、速やかに市町村や関係機関等と連携し、地域住民等の安全確保のための避難誘導、交通規制、警戒活動等に当たるとともに、安全な場所への避難等が円滑に行われるよう、市町村等との合同訓練を行うなどしてきたが、今後、緊急銃猟が実施される場合においても、警察におけるこれらの協力に変更が生じるものではない。

したがって、緊急銃猟を実施する市町村と当該市町村を管轄する警察署との間で、緊急銃猟に係る連絡窓口をあらかじめ設定しておくなど、適切な連携が図られるよう協力体制を構築すること。

2 警察官職務執行法第4条第1項について

警察官が猟友会員等のハンターに対し住宅街に現れた熊等を猟銃を使用して駆除するよう命じることの可否については、「熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第4条第1項の適用について」（警察庁丁保発第43号ほか。以下「通達」という。）において示しているところであるが、改正法の施行後も、通達による対応に変更が生じるものではなく、例えば、熊等が出没して現実・具体的に危険が生じ特に急を要する状況であり、緊急銃猟で対処ができない場合などには、警職法第4条第1項を適用することが想定される。

3 警察庁への報告等

緊急銃猟の実施等に関連して銃刀法上の行政処分等を検討する場合には、慎重な判断を要することから、検討段階で確実に「銃砲等、刀剣類、火薬類及び危険物に係る関係統計等の報告について（通達）」（令和５年９月２７日付け警察庁丁保発第１１３号）に基づき、速やかに事案の概要等を報告すること。

（参考資料）

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第２８号）の官報の写し及び新旧対照条文
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第２５５号）の官報の写し及び新旧対照条文

原議保存期間	5 年（令和13年3月31日まで）
有効期間	一種（令和13年3月31日まで）

警視庁生活安全部生活環境課長 殿
 各道府県警察本部生活安全部長
 （参考送付）
 警察大学校生活安全教養部長
 各管区警察局広域調整部広域調整担当課長

警察庁丁保発第172号
 令和7年8月22日
 警察庁生活安全局保安課長

緊急銃猟に使用する可能性のある猟銃等に係る有害鳥獣駆除の用途について「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正について（通達）」（令和7年8月22日付け警察庁丁保発第171号等）第2の2(1)ウ「猟銃等の用途について」において示したとおり、緊急銃猟に使用する猟銃等には有害鳥獣駆除の用途が付されている必要があるが、その運用上の留意事項については下記のとおりであることから、適切な措置をとられたい。

なお、環境省から各都道府県知事に対しては、別添のとおり、通知が発出されていることから、市長村と確実な連携を図られたい。

記

1 緊急銃猟に伴う許可証の書換えに関する手続

(1) 緊急銃猟の実施に際して許可証の書換えが必要な者の把握

市町村長が緊急銃猟を委託することが見込まれる者のうち、緊急銃猟の実施に際して許可証の用途の付与等が必要な者（以下「対象者」という。）については、対象者が持参する推薦書等により把握に努めること。

(2) 用途の付与

上記(1)により把握した者について、現在の用途に応じて、次のとおり用途の付与等を行うものとする。

ア 有害鳥獣駆除の用途が付与されていない場合

用途欄に「有害鳥獣駆除」を追加する。

許可の条件欄に「有害鳥獣駆除（緊急銃猟に限る）」等と追記する。

イ 有害鳥獣駆除の用途が付与されており条件が付されている場合

許可の条件欄に「有害鳥獣駆除（緊急銃猟に限る）」等と追記する。

(3) 手数料

上記(2)に該当する所持許可証の書換えについては、手数料の徴収を要しないこととする。

2 市町村との連携

対象者が持参する推薦書を活用するほか、市町村長から、緊急銃猟を委託することが見込まれる者及びその使用する銃砲の一覧の共有を受け、市町村長と連携して対象者に個別に連絡を取るなどにより、有害鳥獣駆除の用途を新たに付与する必要がある者等に対して適切に措置されるよう努めること。

写

環自野発第 2508186 号
令和 7 年 8 月 18 日

各都道府県鳥獣行政主管部局長 殿

環境省自然環境局
鳥獣保護管理室長
(公 印 省 略)

緊急銃猟に伴う銃の所持について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 28 号）に基づく緊急銃猟については、令和 7 年 7 月に緊急銃猟制度の運用方法をまとめた「緊急銃猟ガイドライン」を通知したところである。

緊急銃猟は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 1 条に規定する特定有害鳥獣駆除に該当することから、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「銃刀法」という。）第 4 条第 1 項第 1 号の規定により有害鳥獣駆除の用途に供するため猟銃等の所持許可を受けた者が、緊急銃猟として当該許可に係る猟銃等を発射する場合には、銃刀法第 3 条の 13 第 5 号及び同法第 10 条第 2 項第 3 号の除外事由に該当し、公共の空間における発射の禁止違反等の適用は除外されている。一方、緊急銃猟に使用する猟銃等に、有害鳥獣駆除の用途が付与されていない場合や有害鳥獣駆除の用途が付与されていたとしても条件が付いている場合（例えば「実施隊の活動による駆除に限る」等）には、緊急銃猟のために銃を使用することが銃刀法に抵触する恐れがあることから、あらかじめ緊急銃猟を委託することが見込まれる捕獲者については、緊急銃猟において使用する可能性のある全ての猟銃等について、有害鳥獣駆除の用途及び条件の有無について確認する必要があり、有害鳥獣駆除の用途が付いていない場合や、条件が付いている場合については、銃の所持許可の書き換え手続きを行う必要がある。この手続きの際には、添付の市町村からの推薦書を添付することにより、手続きが速やかに行えることからご活用されたい。このことについて管轄の市町村に周知されたい。

第 号

推 薦 書

下記の者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第28号）第34の 2 条第 2 項の規定に基づき、当市町村が行う緊急銃猟を委託する可能性がある者であり、所持する以下の銃を使用して当該捕獲等に従事する必要があるものと認めます。

住所：

氏名：

年 月 日生

種類	型式	商品名等

年 月 日

市町村長名

(担当者)

氏 名：

電話番号：

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

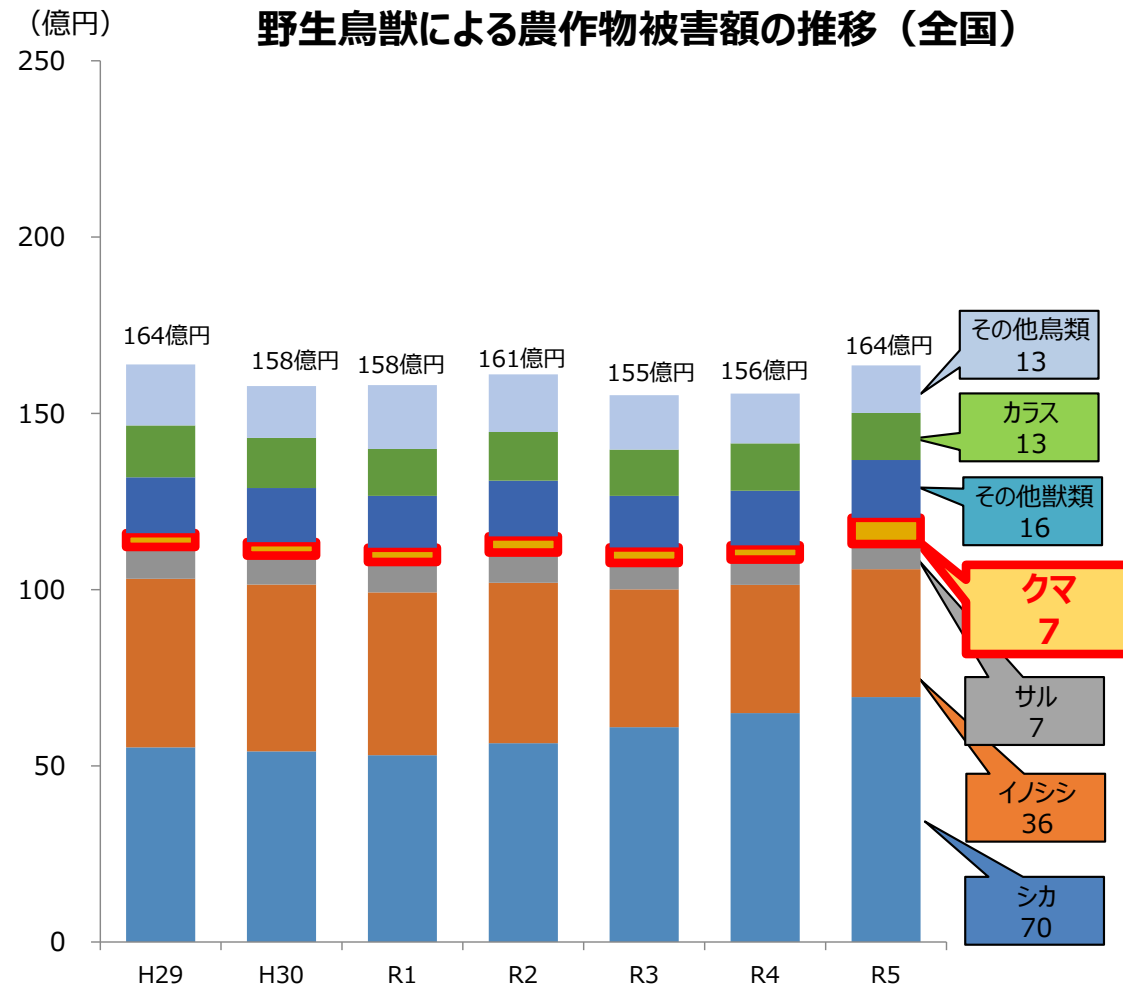
クマ等の農業被害の現状と対策について

令和 7 年 9 月 1 1 日
農林水産省農村振興局

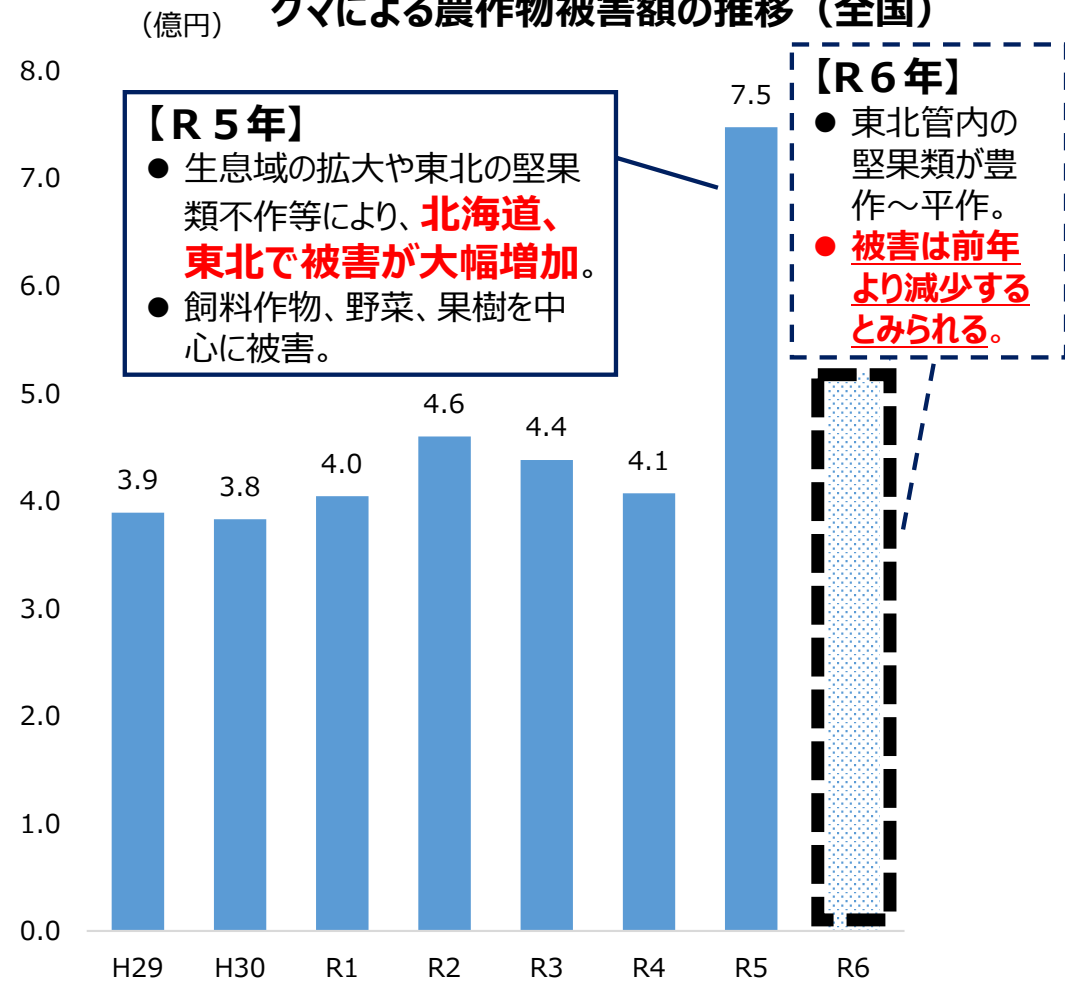
野生鳥獣による農作物被害の概要

- 令和5年度の農作物被害額は**164億円**と令和4年度から**8億円増**。
- **令和5年度のクマ**の農作物被害額は、北海道及び東北で人里にクマが大量出沒した影響により、令和4年度から**3億円増**。
- **令和6年度のクマ**の農作物被害額は、東北地方で堅果類が豊作等でクマの出沒が減少したことにより、令和5年度から**減少するとみられる**。

野生鳥獣による農作物被害額の推移（全国）



クマによる農作物被害額の推移（全国）



農業被害が増えているクマの対策

基本の対策から農業被害急増時の捕獲強化まで、状況に応じたクマの対策を支援

平時

複合対策（クマ）

生息調査、調査に基づくゾーニングと生息環境管理を含む、地域ぐるみの総合的な対策の実施を支援。

補助率：定額
限度額：取組数に応じ市町村あたり
100万円又は200万円



捕獲活動

- ①捕獲機材の導入経費
 - ②わなの設置、見回り等を含む捕獲活動に係る日当払い
 - ③農地周辺での捕獲活動に係る頭数払い
- 補助率：
- ①, ② 1/2以内（実施隊が行う場合は定額）
（①の上限：箱わな（大型）119千円/基）
 - ③ 定額（上限：クマ（成獣）8千円/頭）



農業被害急増時

クマ特別対策

農地周辺における、有害性の高い個体の捕獲対策の強化を支援。

補助率：定額
限度額：都道府県3,000万円、協議会300万円

採択要件

- ・捕獲区域、時期、目標等を含む捕獲計画を作成し、捕獲従事者への支援水準の引き上げ等に留意した単価を設定し、国に協議すること
- ・専門家による生息状況調査に基づくゾーニング・生息環境管理の取組を実施すること
- ・捕獲にあたっては個体数等についての適切なモニタリングの実施を前提とし、二種計画の捕獲目標と整合性を取った捕獲計画を策定すること
- ・事業概要及び捕獲活動経費の単価を公表すること

活用方法の例



緩衝帯等の整備

- ・緩衝帯の設置
 - ・放任果樹の除去
 - ・雑木林の刈り払い
 - ・追い払い
- 補助率：1/2以内
（実施隊が行う場合は、定められた上限額以内で定額支援）
※大規模（1ha以上）整備の場合の上限単価：48万円/ha



侵入防止柵の整備

侵入防止柵の新規または再編整備
※既存の捕獲機材（わな）等を一体的に設置することが要件

補助率：定額
上限単価：電気柵新規整備1段あたり 148円/m（直営施工） 等

基本の対策

クマの農作物被害対策の強化

- クマの出没、農業被害の増加を踏まえ、令和6年度補正予算・令和7年度当初予算において、農地周辺での捕獲強化が必要な場合に、**地域ごとに必要な経費に応じた捕獲単価を設定できるクマ特別対策**を措置。
- 令和7年度は、**北海道を中心に**全国19地区において実施。

クマ対策の考え方

【平時】

柵や緩衝帯の整備、餌場の撤去等、**寄せ付けない対策を基本**に、農地に侵入した個体は、わな等で捕獲（**8千円の頭数払** 又は **日当払**で支援）

【クマ特別対策】

出没の多発する場合において、農地への侵入防止を防ぐため、活動範囲を広げて、**罠の増設や銃に積極的な捕獲を実施（地域毎に設定した単価で支援）**

＜特別対策のイメージ＞

・柵、緩衝帯整備等の基本的対策を実施

・その上で、銃や罠での捕獲を強化



特別対策の取組状況

・被害額が大きい、北海道内での活用が中心。



※北海道のほか、岩手県一関市、秋田県鹿角市、秋田県北秋田市、兵庫県（対象市町村：豊岡市、香美町、新温泉町、養父市、朝来市、丹波篠山市、丹波市、佐用町、宍粟市、神戸市、川西市、三田市、猪名川町、神河町、福崎町、相生市、上郡町）において実施。

なお、兵庫県については、県が事業実施主体。

今後の展開

・引き続き、クマの出没状況の変化を踏まえた捕獲強化に対応するため、**令和8年度予算で、クマ特別対策を要求。**

スマート鳥獣害対策の推進

- 効果的・効率的な捕獲対策等の普及に向け、ICT 等を活用した遠隔監視や捕獲データの収集・分析等による見回り作業の省力化や捕獲を強化すべき地点の特定等、先導的なスマート鳥獣害対策を推進。

【対策のスマート化の視点（例）】

- データを収集して**捕獲を強化すべき地点を特定**したい
- PDCAの効果的実施のために**捕獲地点の情報**を収集・分析したい



集落での侵入防止対策や生息環境管理を効果的に進めたい

- わなの見回り負担を軽減したい
- 警戒心を高め捕獲しづらくなることを避けるため、獲り残しをなくしたい

効果的な追払い等のため、**群れの位置や行動パターンを把握**したい

【スマート鳥獣害対策の展開】



先導的な対策を行うモデル的な地域の育成と横展開を推進



スマート鳥獣害対策の事業例（北海道別海町）

実施年度	実施主体	対象獣種	取組内容			
			捕獲	追払	点検	他
R7～R9	北海道別海町	シカ、クマ、中型獣類（キツネ、タヌキ）	◎	○	—	—

現状・課題

ヒグマによる農業被害（家畜襲撃）の拡大が懸念されるほか、別海町は広大な面積を有することから、鳥獣被害対応に係る職員の負担（休日を含むわなの見回り業務）が課題となっている。

事業概要

- ・捕獲檻付近に設置するセンサーカメラやドローンにより、効率的かつ安全なヒグマ捕獲・追払いを実施
- ・遠隔監視わなによるシカ・中型獣類の効率的な捕獲の実施

活用機器※交付金活用外の機器を含む

- ・センサーカメラ
- ・赤外線センサー搭載ドローン
- ・遠隔捕獲機器

モデル地区の普及範囲

- ・道内（近隣市町村を中心）

【ヒグマ対策イメージ】

センサーカメラ



- ・現地へ行かなくても、わなの見回りが可能

ドローン



- ・遠隔地から安全に追払い

【遠隔捕獲イメージ】



鳥獣被害防止対策とジビエ利用の推進

令和8年度予算概算要求額 11,795百万円（前年度 10,009百万円）

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、**広域的で効果的・効率的な鳥獣被害対策**や**ジビエ利用拡大への取組**等を支援します。また、森林における**効果的・効率的なシカ捕獲**の取組を実施、支援します。

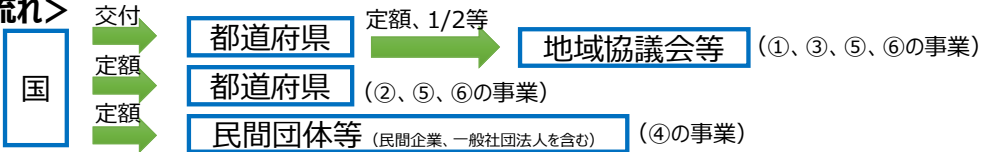
<事業目標>

- 野生鳥獣による農作物被害の総産出額に対する割合（0.24%（被害額：140億円）〔令和11年度まで〕）
- 捕獲鳥獣のジビエ利用量（4,000t〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

- 1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 11,627百万円（前年度 9,900百万円）**
- ① 鳥獣被害防止総合支援事業
シカやイノシシ、サル、クマ、鳥類等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や人材育成、**侵入防止柵の省力的な管理**、**ジビエ利用拡大**等を支援します。
- ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策、広域捕獲に係る取組等を支援します。
- ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動に係る取組を支援します。
- ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業
被害対策推進のための人材育成、ジビエ利用推進のためのハンターや処理加工施設向けの研修、ペットフードへの利用促進、消費拡大に向けた情報発信等を支援します。
- ⑤ シカ・クマ特別対策等事業
シカの集中捕獲や、**クマの捕獲対策**等を体制整備と併せて支援します。
- ⑥ スマート捕獲等普及加速化事業
スマート鳥獣害対策と農地周辺での加害性の高い個体の重点的な捕獲対策等を行うモデル地区の**整備・横展開**を支援します。

<事業の流れ>



2. シカ等による森林被害緊急対策事業 168百万円（前年度 109百万円）

森林におけるシカ捕獲を効果的・効率的に実施するため、ドローン等による捕獲ポイントの特定調査、簡易な捕獲個体処理施設の整備等を実施、支援するとともに、国有林野における自動撮影カメラ・AIによる生息状況把握、国土保全のための捕獲を実施します。

<事業の流れ> ※国有林においては、直轄で実施



【お問い合わせ先】

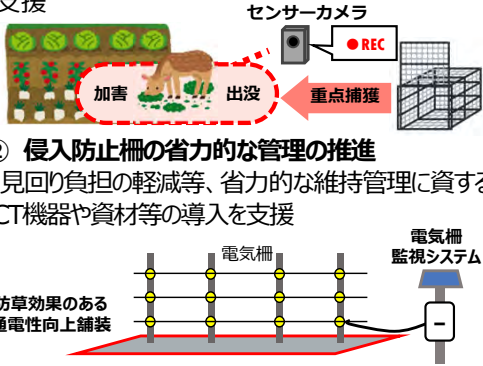
<事業イメージ>

〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利用推進への支援〕



〔鳥獣対策の取組〕

- ① **スマート捕獲等の普及の加速化**
ICT等を活用して実施する、被害情報等を踏まえた農地周辺の加害性の高い個体の重点的な捕獲を支援
- ② **侵入防止柵の省力的な管理の推進**
見回り負担の軽減等、省力的な維持管理に資するICT機器や資材等の導入を支援



〔ジビエ利用推進の取組〕

- ① **捕獲から消費まで各段階の取組を推進**
ジビエ利用の拡大に向け、ジビエ施設への搬入から消費の各段階での取組を推進
- ② **国産ジビエ認証の取得推進**
全国での国産ジビエ認証の取得に向けた取組を推進



- （1の事業）農村振興局鳥獣対策・農村環境課（03-3591-4958）
（2の事業）林野庁研究指導課（03-3502-1063）

「クマ類による被害防止に向けた対策方針」において、河川はクマ類が人の生活圏に侵入する移動ルートとなっていることが指摘されていることから、河川管理上の支障がない範囲で、対策施設等の設置に対する河川の一時占用等の許可や樹木伐採等を実施

河川の一時的占用等の許可



子吉川(秋田県)にて、クマ捕獲用わな設置のための許可



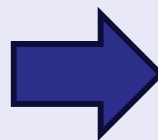
石狩川(北海道)にて、クマ侵入防止電気柵設置のための許可

樹木伐採

伐採前



伐採後



荒川(新潟県)にて、クマ出没が危惧される箇所の樹木伐採

クマ類の管理に関する現状評価と行動特性



写真提供 橋本敏男氏



横山真弓
兵庫県立大学/兵庫県森林動物研究センター

本日の内容

1. クマ類の出没要因
2. 出没対策における留意点
3. ツキノワグマの行動特性

2023年東日本でのクマ大量出沒はなぜ起きたのか？

ヒグマ襲撃で警戒続く北海道の小さな町、特殊事情がクマと距離縮める

三沢警察 社会 | 暮らし・学び・医療 | 速報 | 事件・事故・裁判 | 北海道
毎日新聞 | 2025/7/18 06:00(最終更新 7/18 12:11) | 有料記事 | 2206文字



小学校前を警戒する北海道警のパトカー＝北海道三沢町で2025年7月14日午前7時40分、三沢邦彦撮影

写真一覧

ずられた。

北海道福島町で12日、新聞配達中の男性が住宅街でヒグマに襲われ死亡した。人口が3500人に満たない小さな町では「緊張状態」が続いている。専門家は特殊事情が重なったことで、クマと人の距離が縮まっていると見ている。

ヒグマが男性に襲いかかったのは、12日午前3時前。町役場から北に約700メートルの住宅前で、覆いかぶさるようにヒグマに襲われた50代男性は、近くの草地まで引き

Advertisement

消防やハンターが駆けつけて捜索し、やぶの中で倒れている男性を発見。救出されたが、レガシー襲われた場所が、その場で死んでしまった。

毎日新聞20250718



東京新聞20250821

- 2023年度の東日本の大量出沒の要因
ポイントは、春から夏の出沒が増えていること

1. 個体数の増加と分布域の拡大

2. 人為的環境周辺での定着個体の増加と人慣れ個体（アーバンベア）の増加

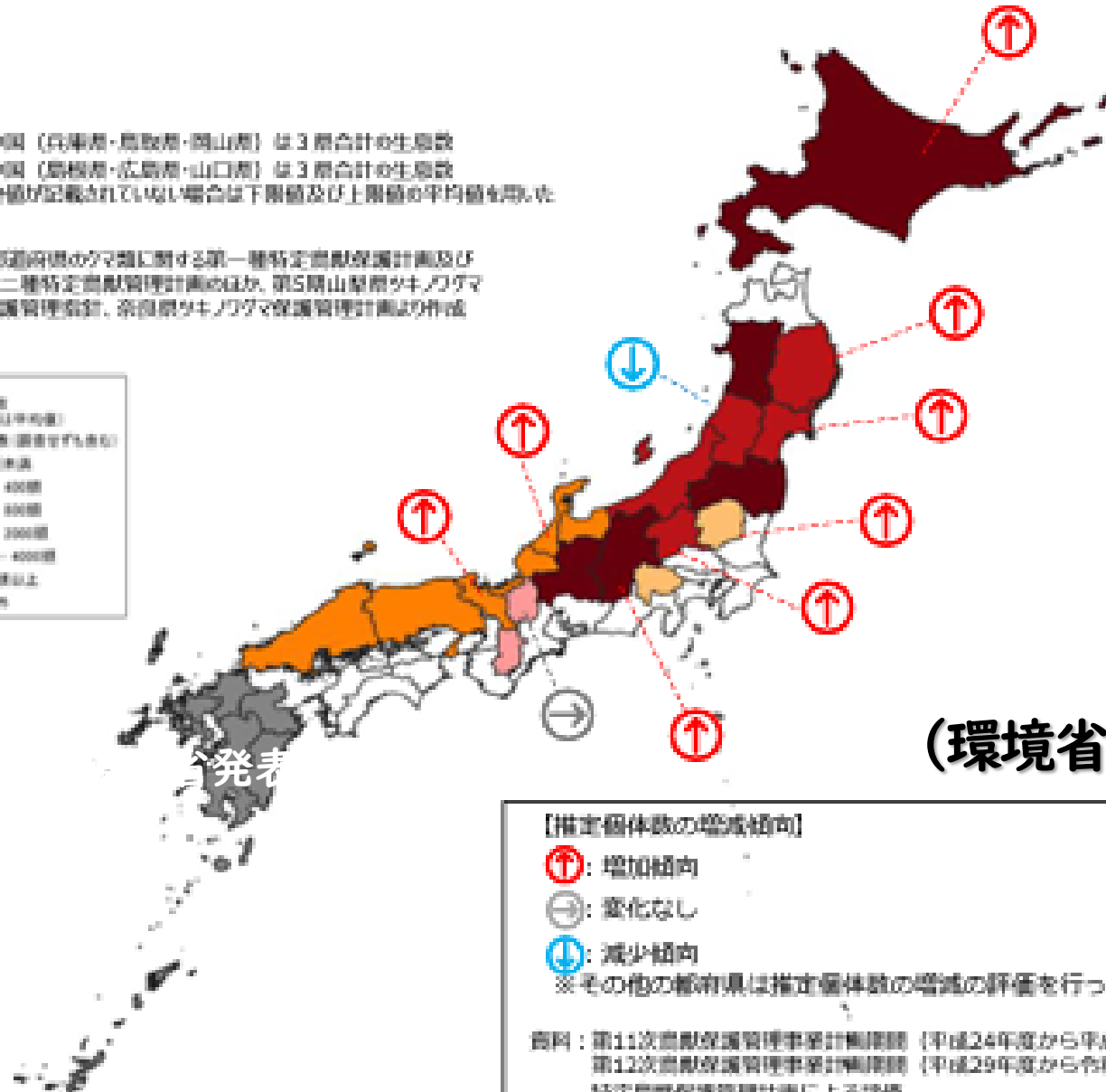
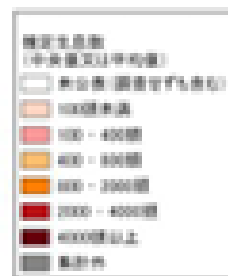
3. 上記に加えて、秋以降は、ブナ科堅果類（ドングリ）等の採食植物の同時凶作

2025年度も同様な状況

クマ類の推定個体数

- ※ 1 東中国（兵庫県・鳥取県・岡山県）は3県合計の生息数
- ※ 2 西中国（島根県・広島県・山口県）は3県合計の生息数
- ※ 3 中央値が記載されていない場合は下限値及び上限値の平均値を用いた

資料：都道府県のクマ類に関する第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画並びに、第5期山梨県クモノグマ保護管理計画、奈良県クモノグマ保護管理計画は作成



発表

(環境省発表)

【推定個体数の増減傾向】

↑: 増加傾向

→: 変化なし

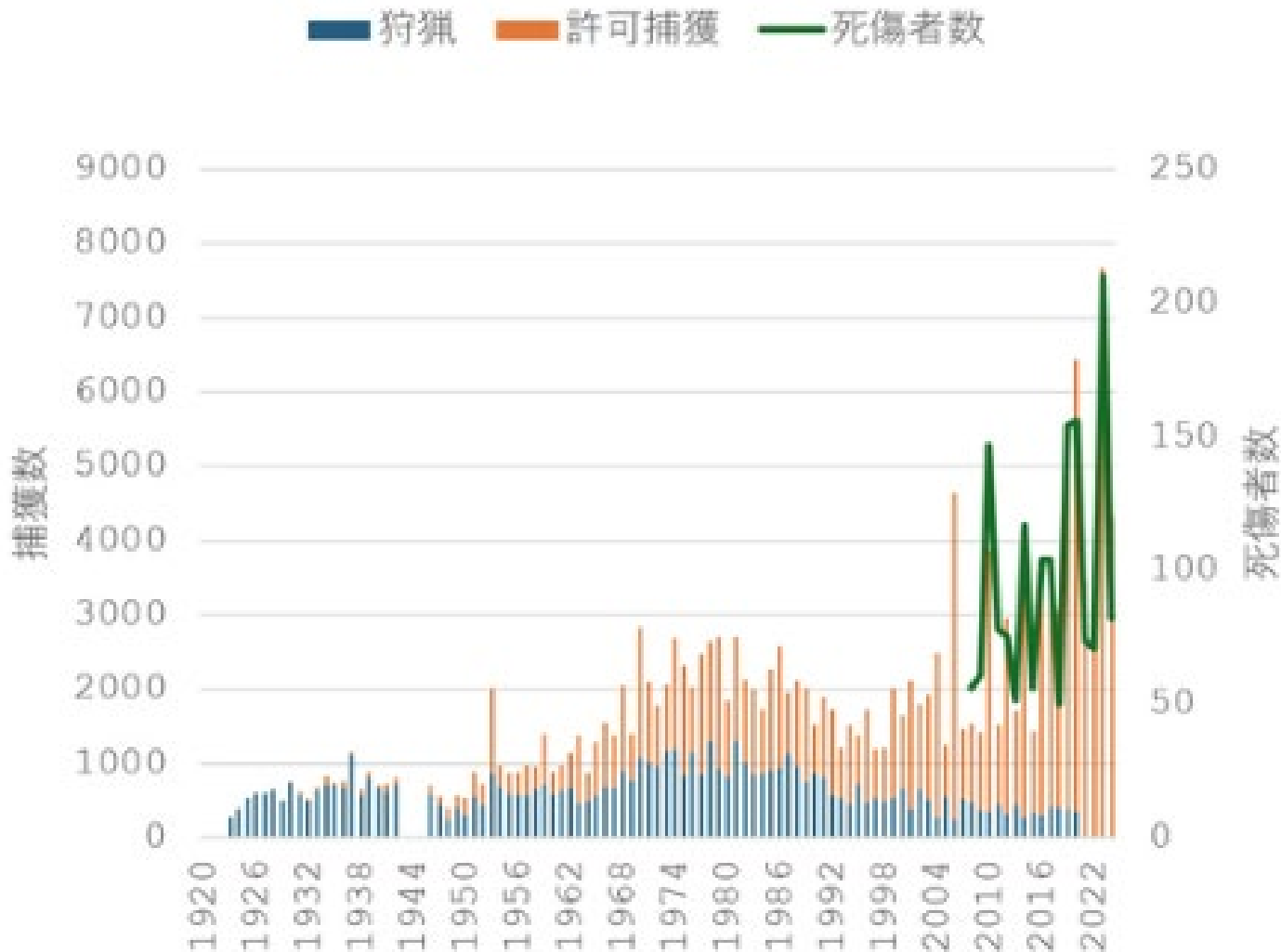
↓: 減少傾向

※その他の都府県は推定個体数の増減の評価を行っていない。

資料：第11次鳥獣保護管理事業計画期間（平成24年度から平成28年度）と第12次鳥獣保護管理事業計画期間（平成29年度から令和2年度）の特定鳥獣保護管理計画による評価。

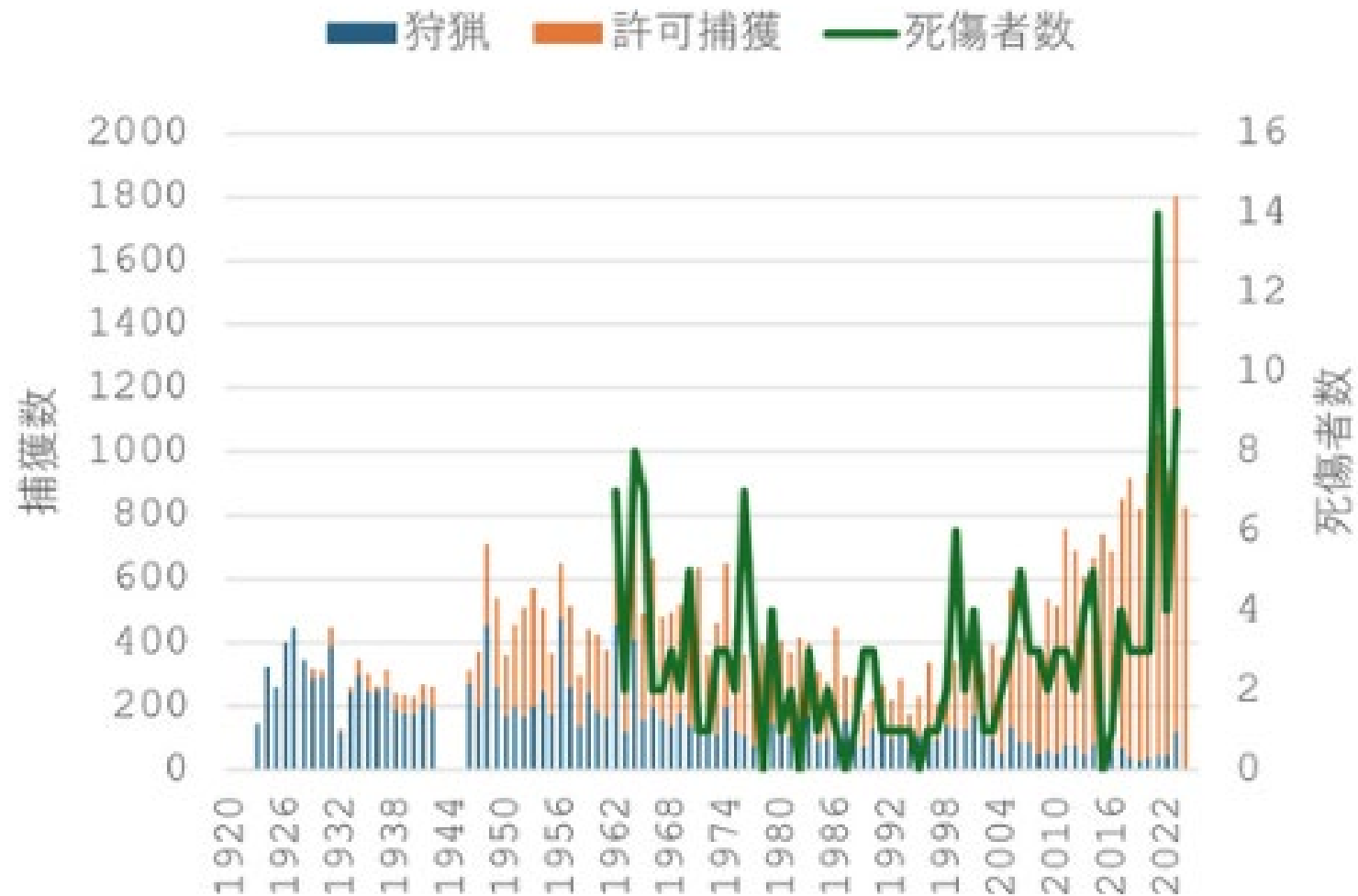
捕獲数と死傷者数の関係（全）

図1. ツキノワグマの捕獲数（1923－2023年）および死傷者数（2008－2023年）



捕獲数と死傷者数の関係（全国）

図5. ヒグマの捕獲数（1923～2023年）および死傷者数（1962～2023年）



出没件数と死傷者、捕獲数の関係（全国）

図3. ツキノワグマの出没件数と死傷者数の関係（2009～2023年）

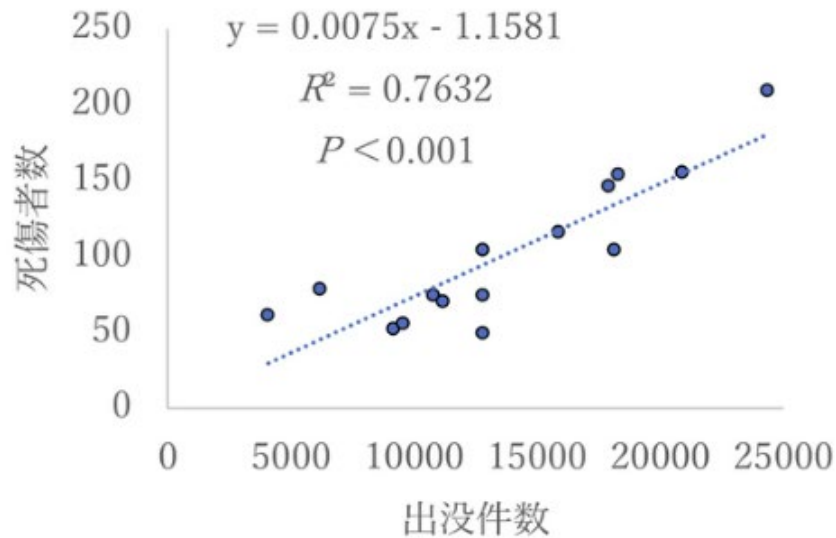
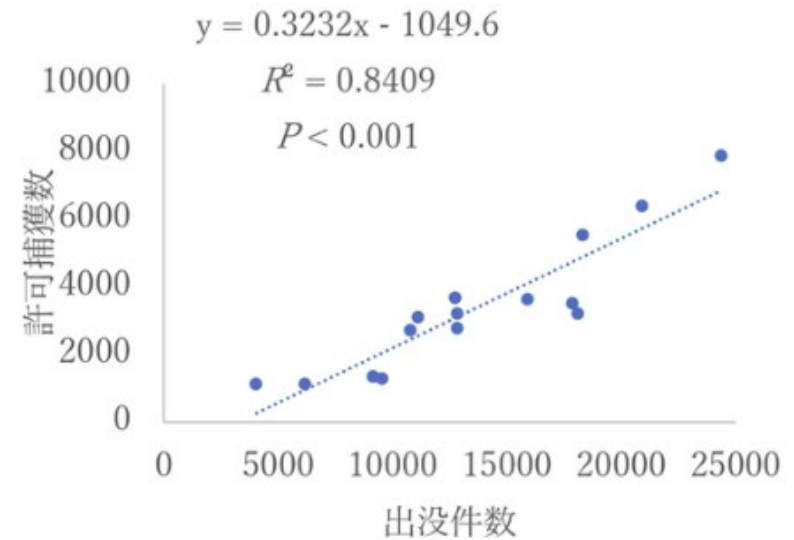


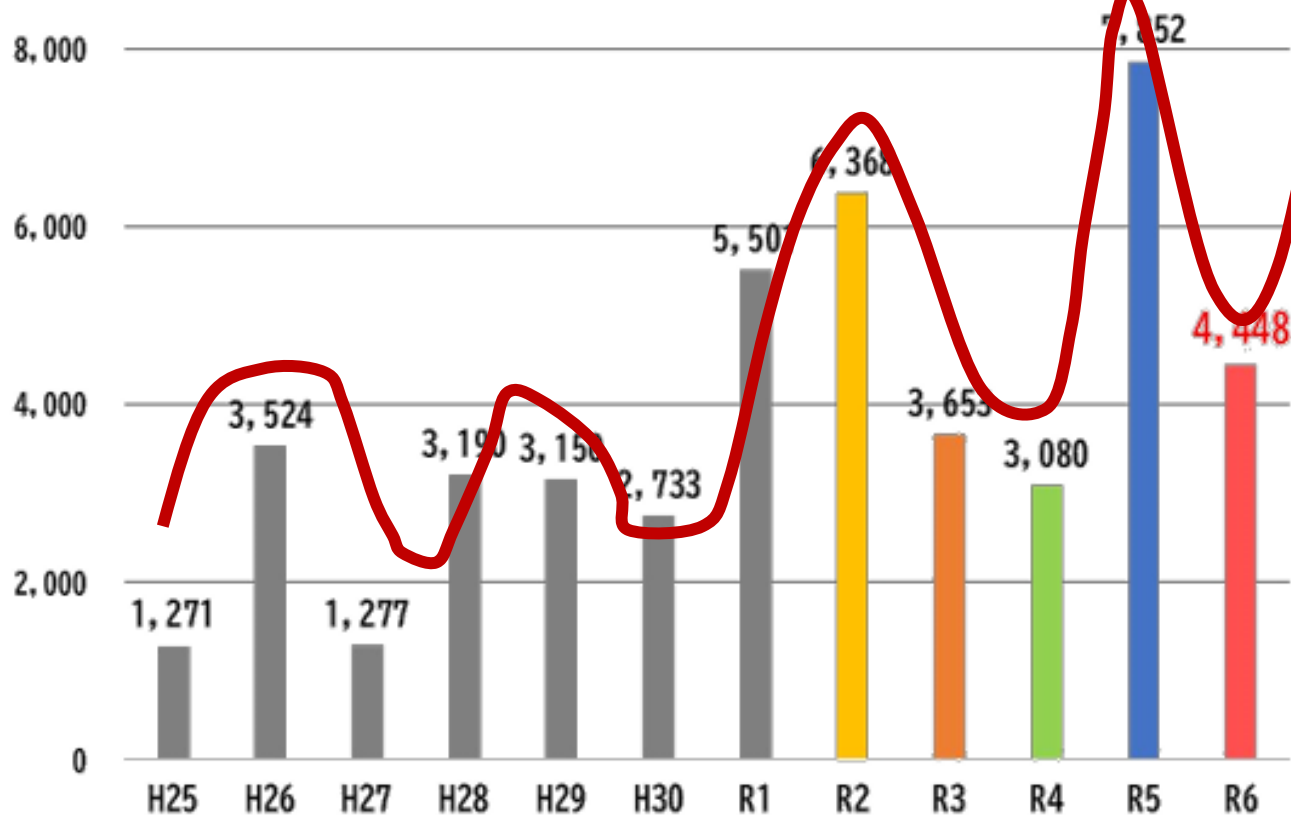
図2. ツキノワグマの出没件数と許可捕獲数の関係（2009～2023年）



クマ類の許可捕獲数（環境省発表）

許可捕獲数：ツキノワグマ

○ 許可捕獲数は令和5年度と比較して6割程度であった。



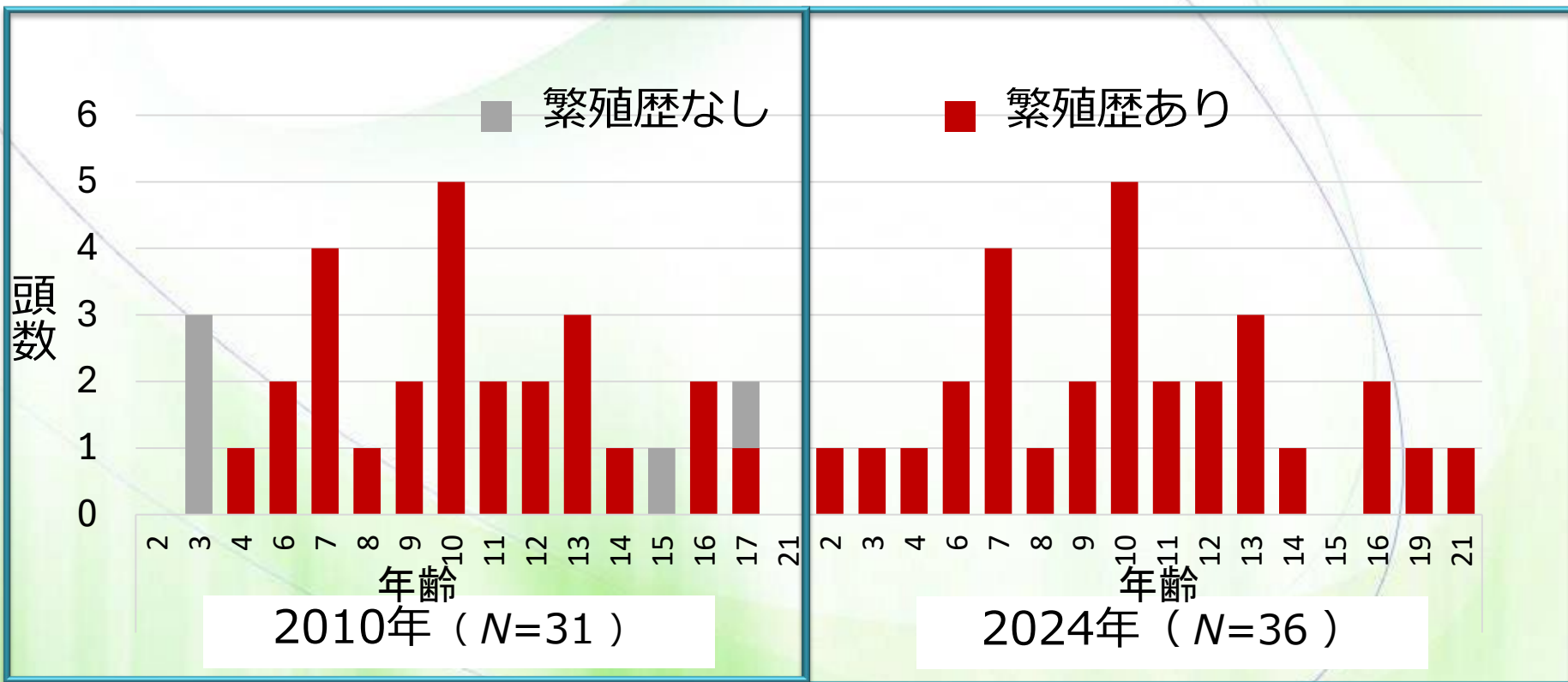
2010年と2024年の繁殖状況の比較(兵庫県)

2010年と2024年の8月-12月捕獲
個体について**年齢別の繁殖歴の有無**と
黄体数・胎盤痕数を調査

排卵数・産子数を反映

各年度の黄体数・胎盤痕数の平均値

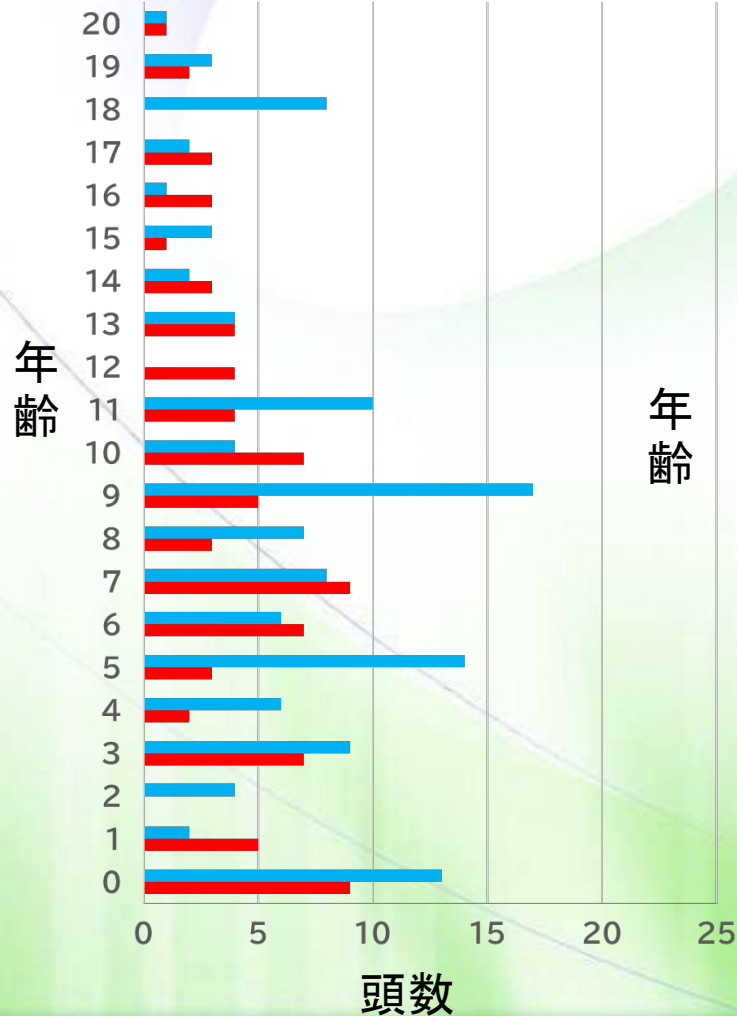
年度	黄体数	胎盤痕数
2010年	1.94	1.81
2024年	2.00	1.84



出没個体の年齢構成比較（兵庫県）

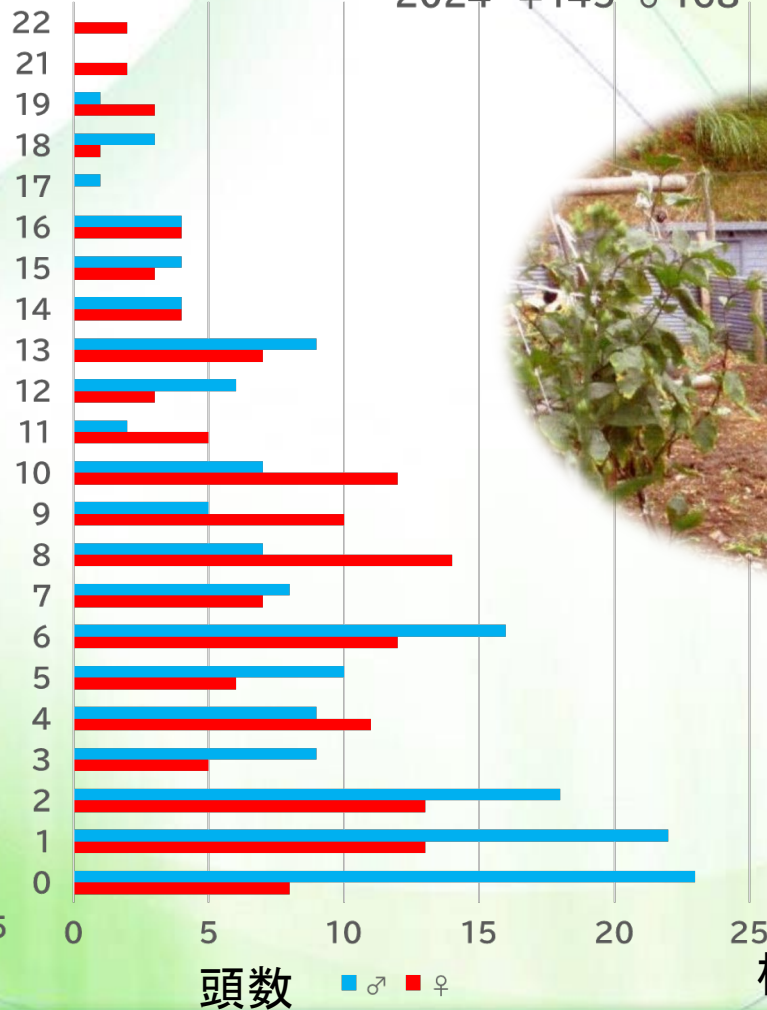
大量出没
2010

2010 ♀82 ♂124



大量出没
2024

2024 ♀145 ♂168



1294頭の年齢査定結果



横山ほか(未発表)

日本哺乳類学会の意見（2024）

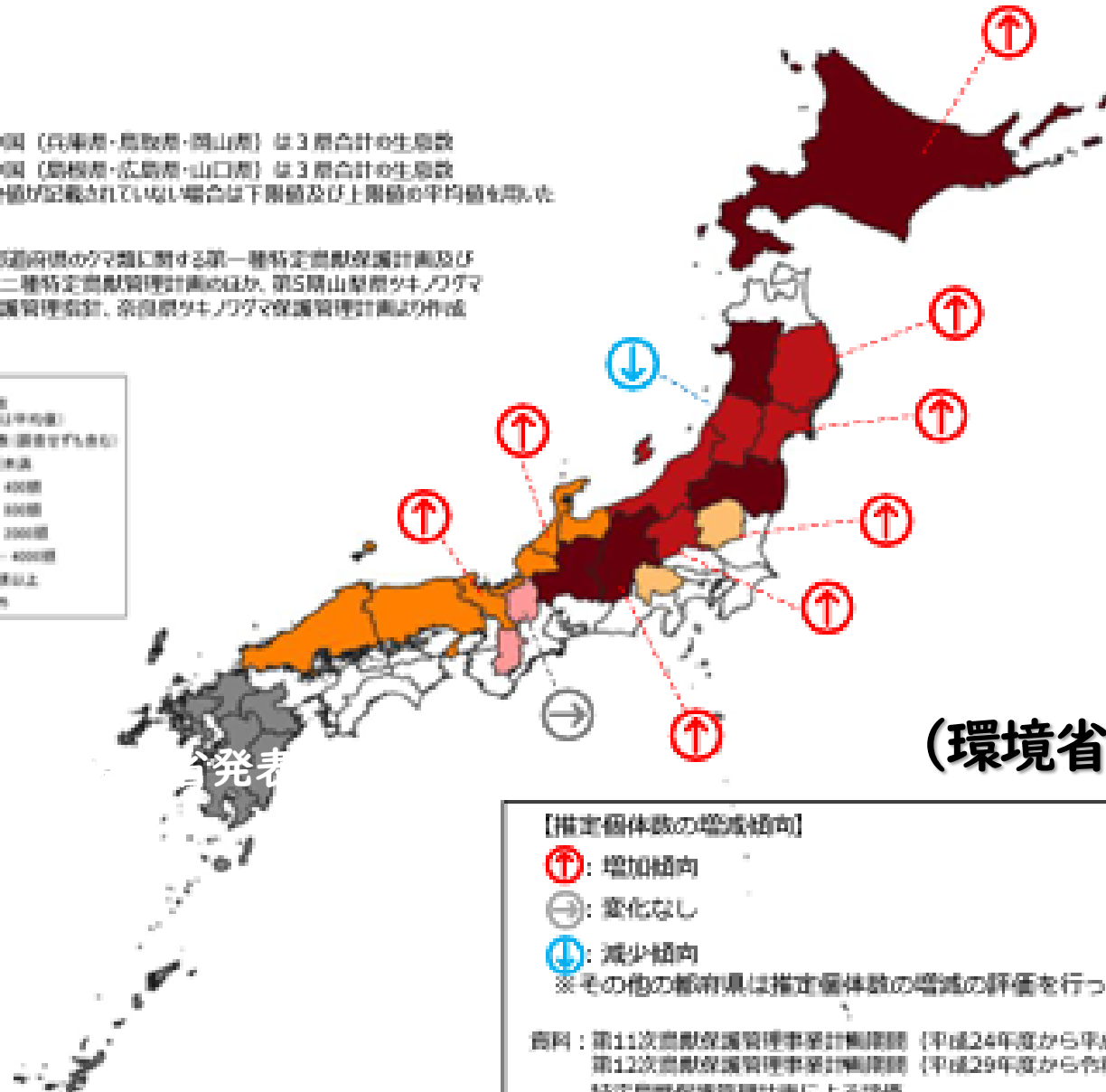
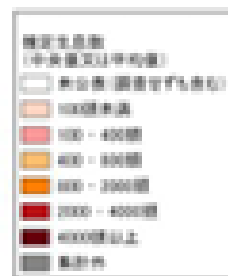
一部抜粋

- **クマ類の分布が**、四国を除いて近年**拡大傾向**にあることは、環境省による2003年と2018年の分布調査結果から明らかであり、**東日本では分布が最大限に拡大している地域も多い。**
- また、**北海道、兵庫など個体数推定が行われている地域では、最近20~30年間に推定数が増加している。**
- 絶滅が危惧されている四国および状況が不明な紀伊山地など一部地域を除けば、**大部分の地域個体群は増加していると考えられる。**
- **大量出沒**には堅果類の不作、過疎化に伴って好適化した里山環境への個体の定着人慣れの進行、力キの実等の誘引物の放置など様々な要因が絡んでいると考えられるが、**それが繰り返される背景として重視すべきは、分布拡大と個体数の増加である。**

クマ類の推定個体数

- ※ 1 東中国（兵庫県・鳥取県・岡山県）は3県合計の生息数
- ※ 2 西中国（島根県・広島県・山口県）は3県合計の生息数
- ※ 3 中央値が記載されていない場合は下限値及び上限値の平均値を用いた

資料：都道府県のクマ類に関する第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画並びに、第5期山梨県クモノグマ保護管理計画、奈良県クモノグマ保護管理計画は作成



(環境省発表)

【推定個体数の増減傾向】

↑: 増加傾向

→: 変化なし

↓: 減少傾向

※その他の都府県は推定個体数の増減の評価を行っていない。

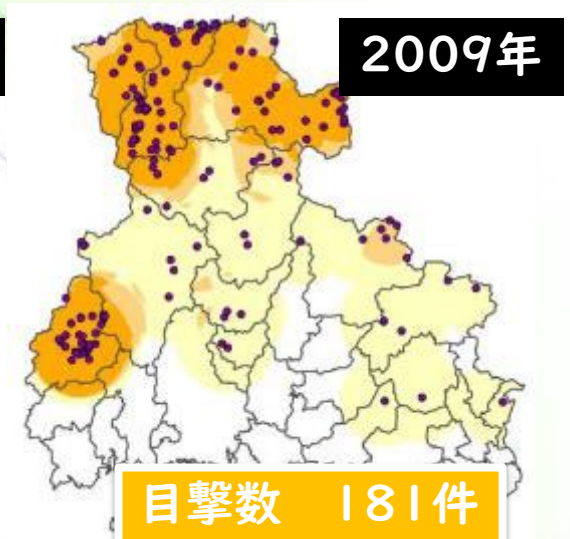
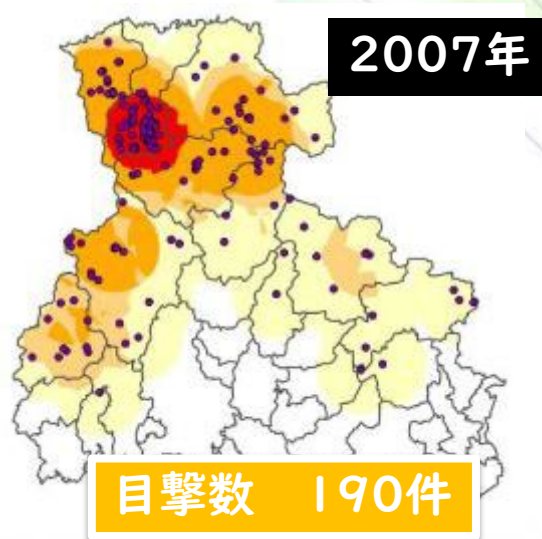
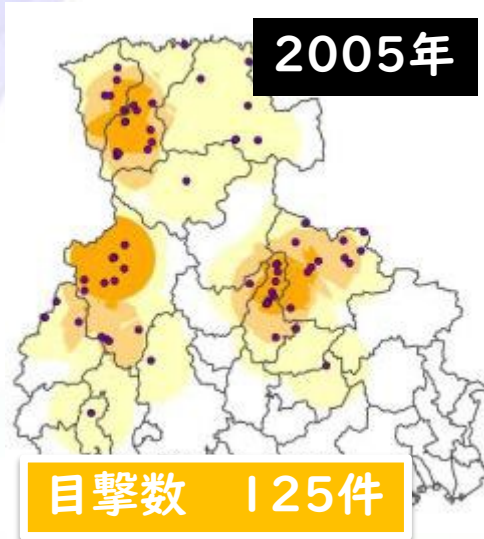
資料：第11次鳥獣保護管理事業計画期間（平成24年度から平成28年度）と第12次鳥獣保護管理事業計画期間（平成29年度から令和2年度）の特定鳥獣保護管理計画による評価。

本日の内容

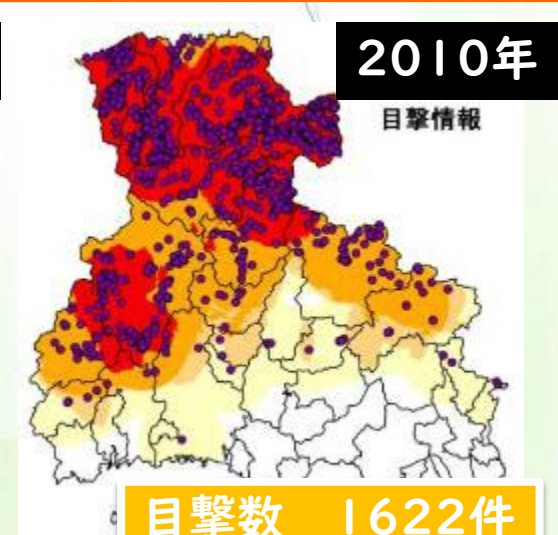
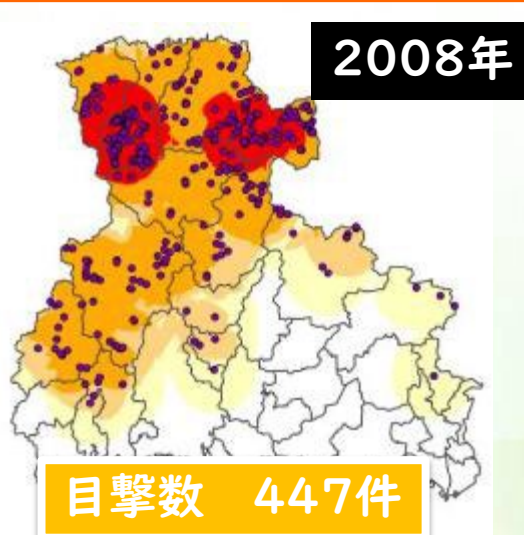
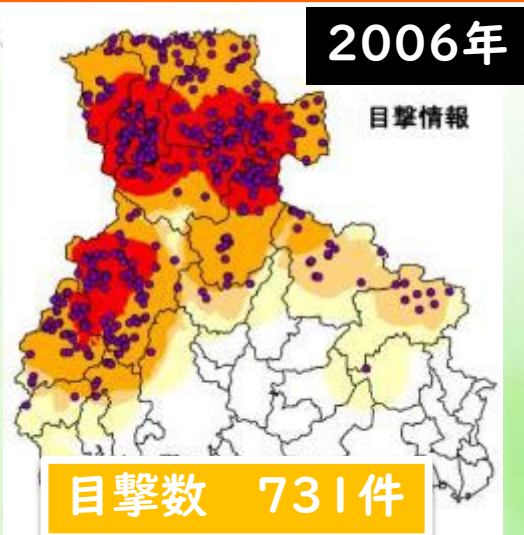
1. クマ類の出没要因
- 2. 出没対策における留意点**
3. ツキノワグマの行動特性

ツキノワグマの出没・目撃件数

豊作年



凶作年

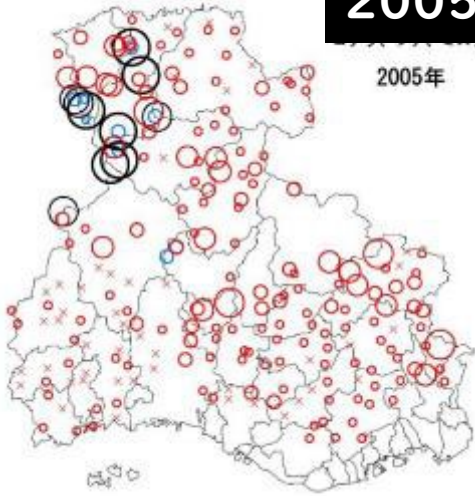


堅果類の豊凶～220地点～

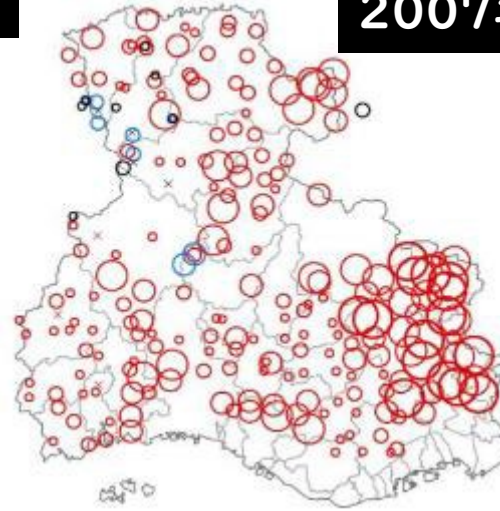
豊作年

2005年

2005年

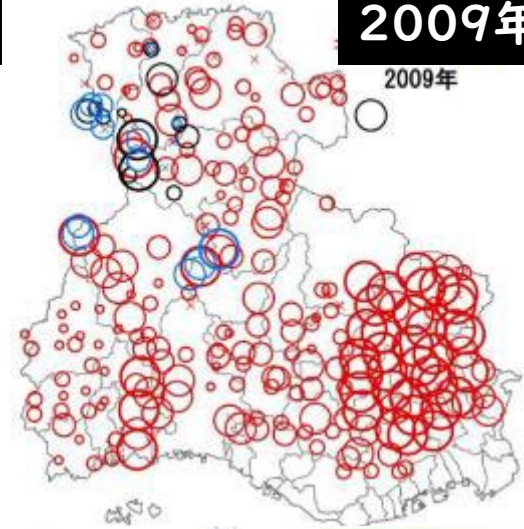


2007年



2009年

2009年

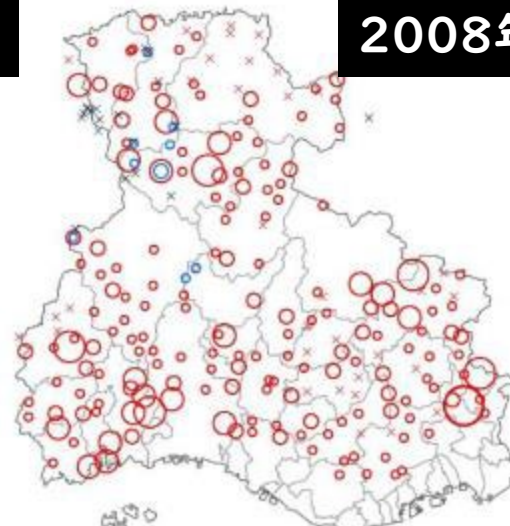


凶作年

2006年

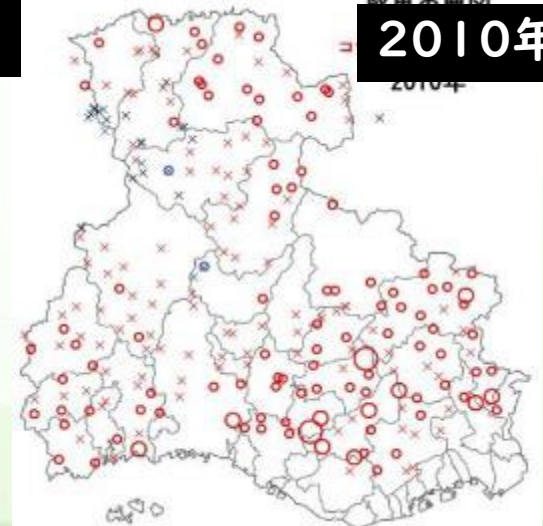


2008年

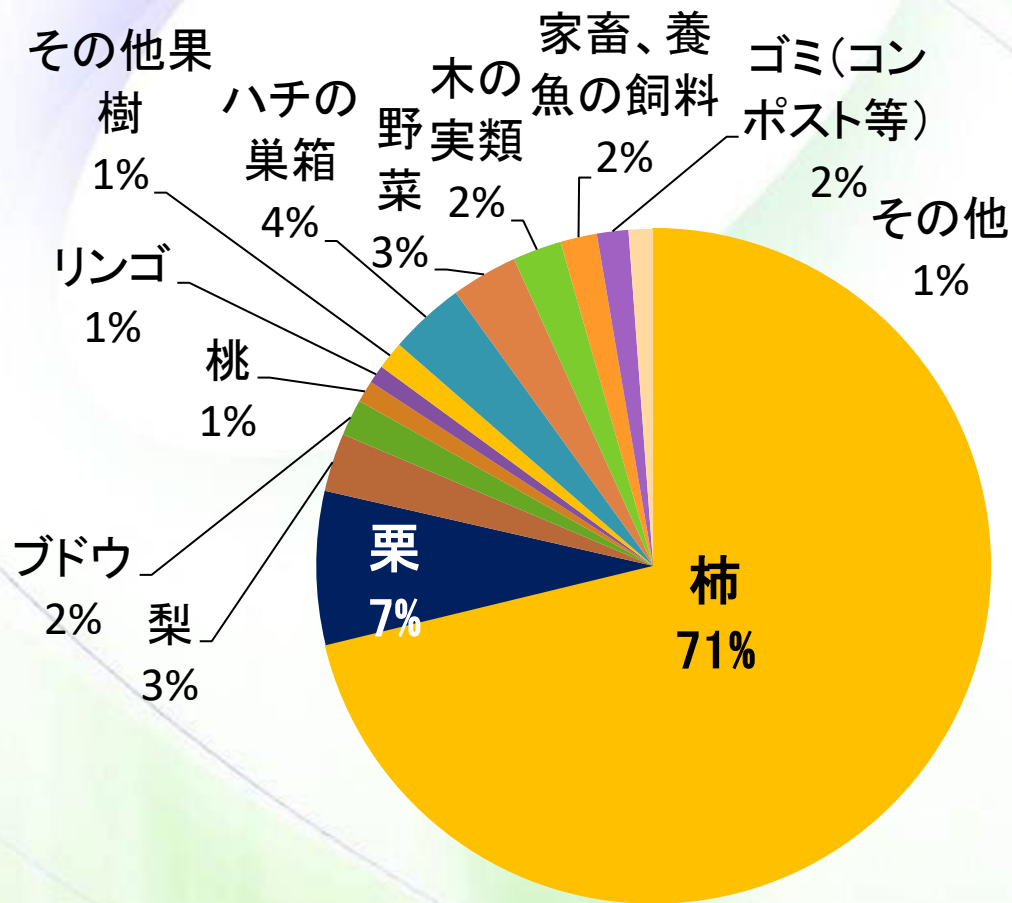


2010年

2010年



出没時の誘引物

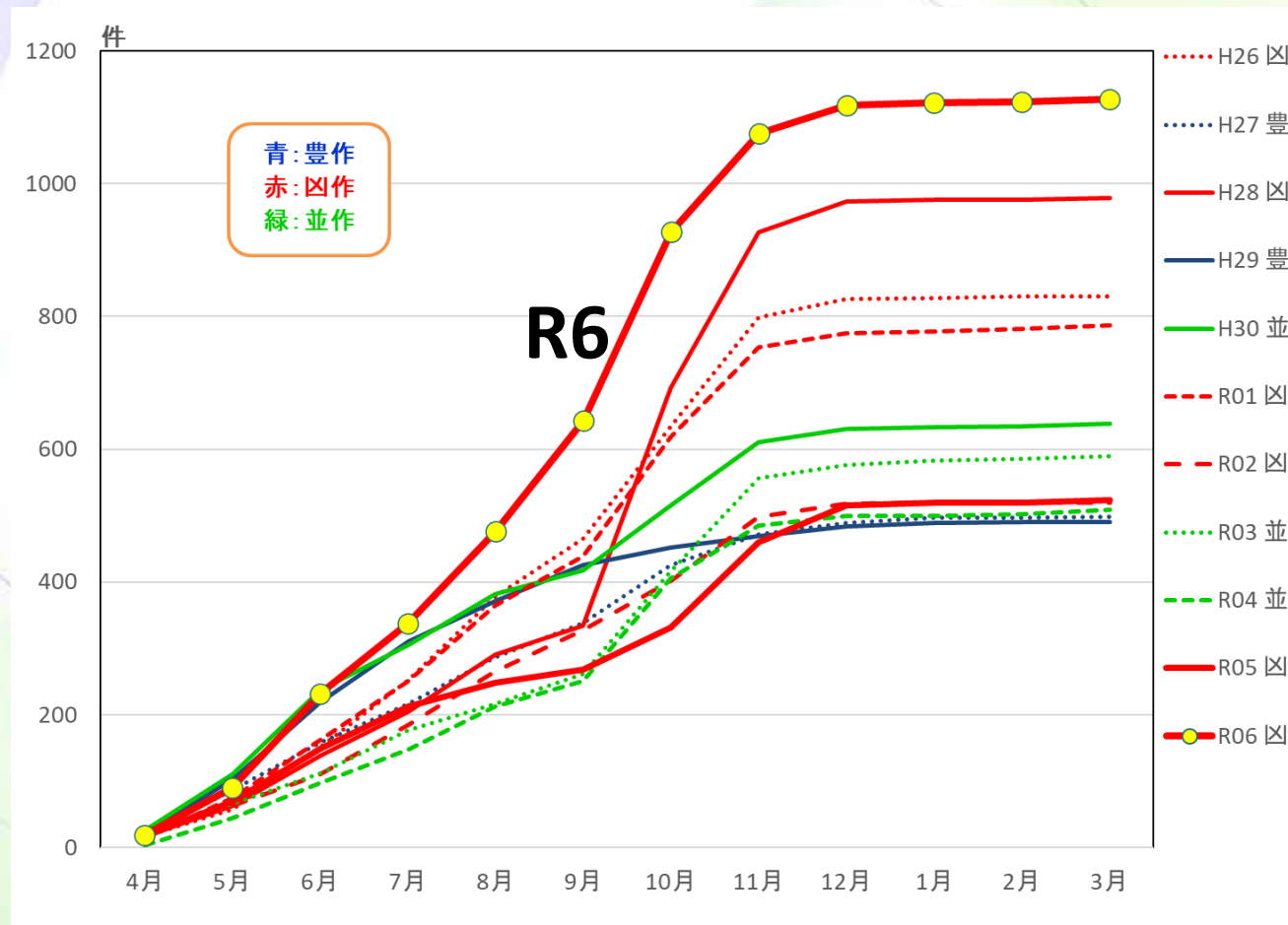


出没件数：831件
内被害件数：346件

集落に引き寄せている原因未利用果樹、
特に柿が誘引物となっている

出没が多いのは秋だが、近年は春・夏の出没も増加

兵庫県における月別のツキノワグマ目撃情報数



春から夏にかけて出没する地域では、個体数の増加による影響と考えられる

野生動物管理の基本

個体数管理



被害防除

個
体
数
を
増
や
す

or

個
体
数
を
減
ら
す

防護柵の設置

and

人の生活圏の
誘引物を減らす

and

出没しにくい環境
を整備する

野生動物管理の基本

- ・ニホンジカ・イノシシ・クマ類とも、個体数が爆発的に増加する力がある現状
- ・今は個体数低減を行う重要な局面.

個体数管理



被害防除

個
体
数
を
減
ら
す

防護柵の設置

and

**人の生活圏の
誘引物を減らす**

and

**出没しにくい環境
を整備する**

地域におけるこれからのクマ対策

集落に点在するカキの管理は被害を防ぐ第一歩

クマの被害管理のポイント

1. 人の生活圏に引き寄せている要因
(カキ・ゴミなど)を取り除く

2. 大切な農地には電気柵を設置する



地域の力が必要

クマの個体数管理のポイント

1. 近畿圏では毎年の増加率15%ほど
あるため、人の生活圏にまで近づく、生
息している個体を取り除く

2. 増えすぎないように個体数を把握し、
捕獲計画を定める



市街地に出没した場合の対応

行政の役割が大きい

出沒対策における放獣対応



1. 麻酔銃は、完全に動物の動きを拘束できているときに利用可能
2. 必要な薬量が投入されてから、完全に麻酔が利くまでに10分程度必要
3. 万が一の対応のため、ヘルメットや防護服、盾などの装備、及びクマスプレーなどは必須

ただし、クマスプレーは、すぐに使えるものではなく、ある程度訓練が必要

本日の内容

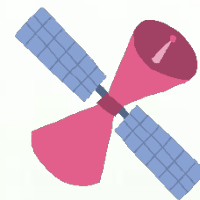
1. クマ類の出没要因
2. 出没対策における留意点
3. ツキノワグマの行動特性

方法：衛星GPS首輪の装着

内山川
GPS首輪



- ・兵庫県内において錯誤捕獲された個体及び学術研究捕獲個体を不動化し、GPS首輪を装着した。
- ・体重が以下の条件を満たす個体を対象とした。



IRIDIUM衛星

△衛星



豊作年と凶作年の行動の違い

豊作年 7月～11月

凶作年 6月～11月

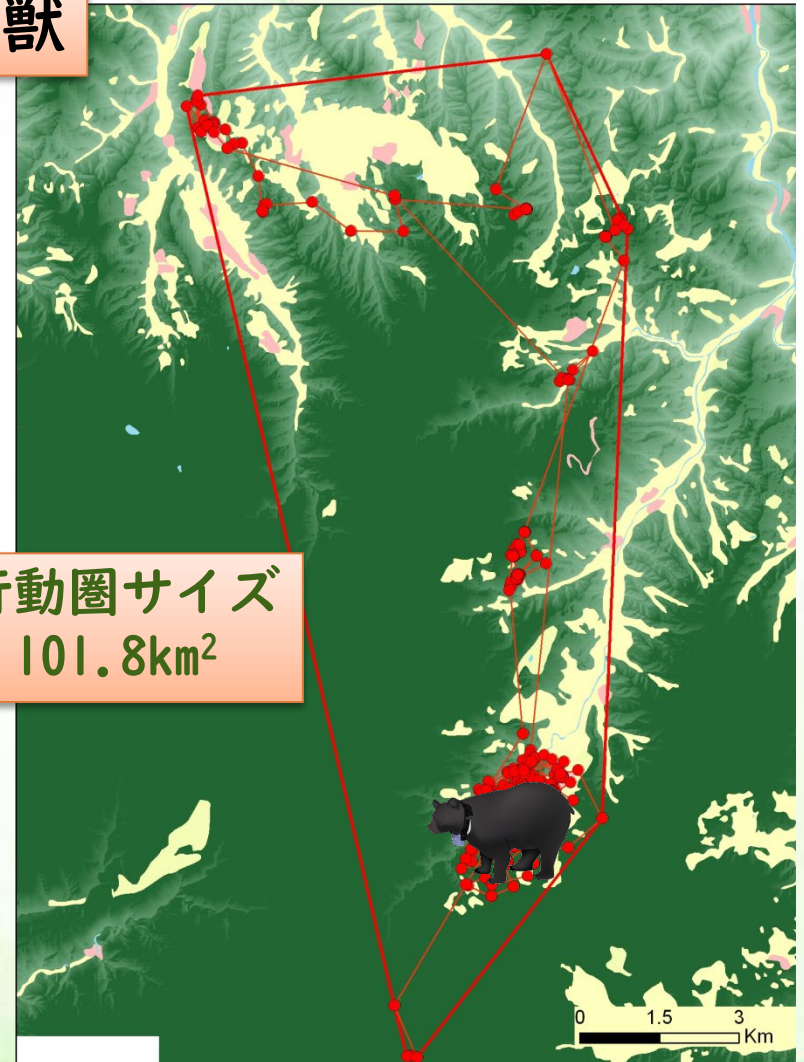
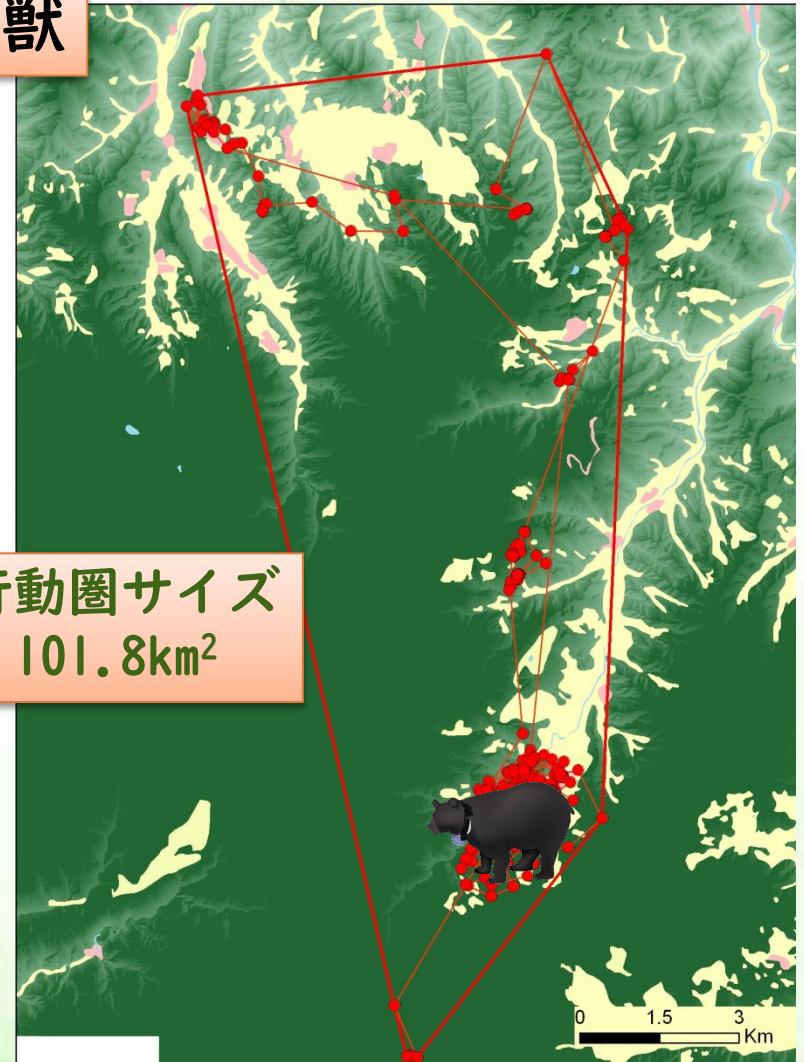
メス成獣

■ 森林
■ 集落
■ 耕作地

行動圏サイズ
6.0km²

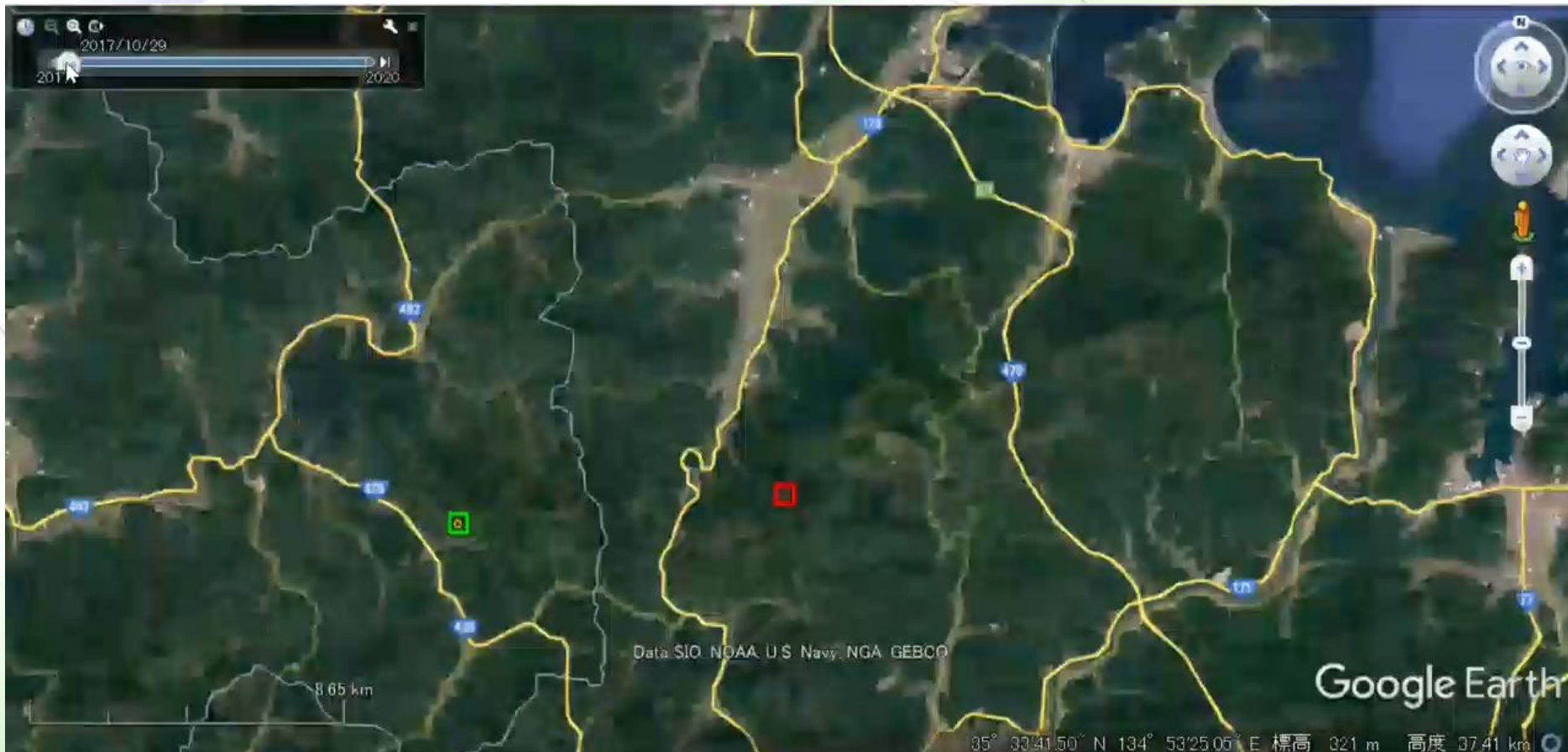


行動圏サイズ
101.8km²



県境をまたいで暮らすツキノワグマ

V 4オオス

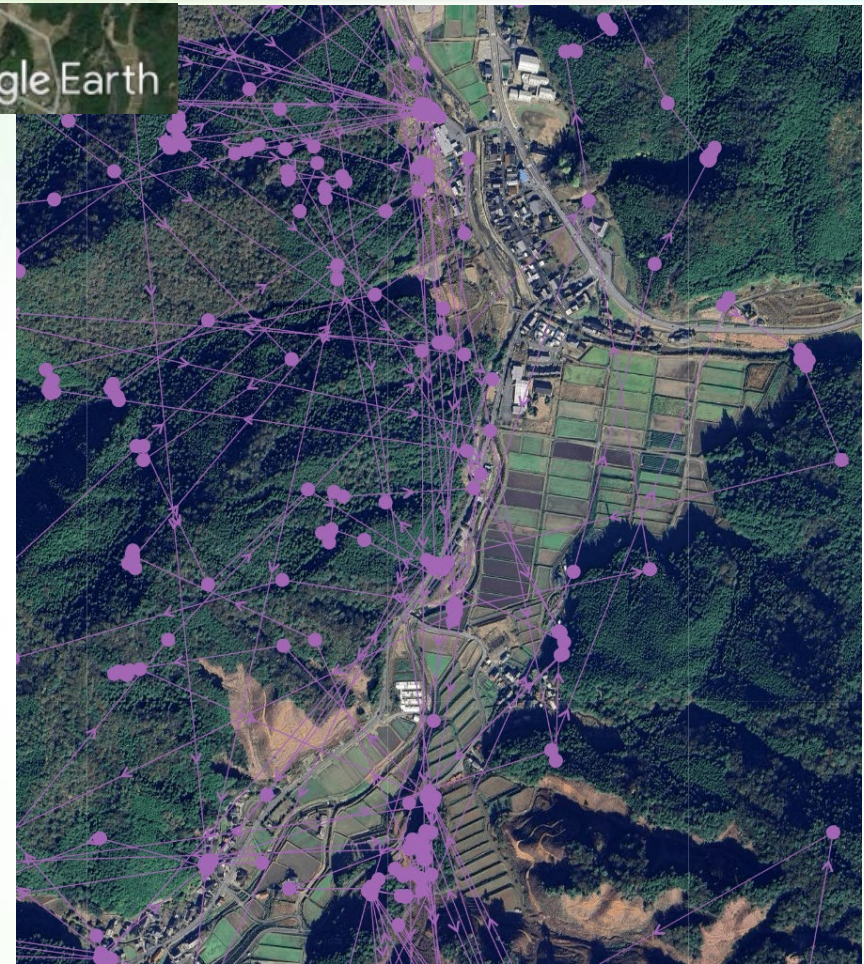
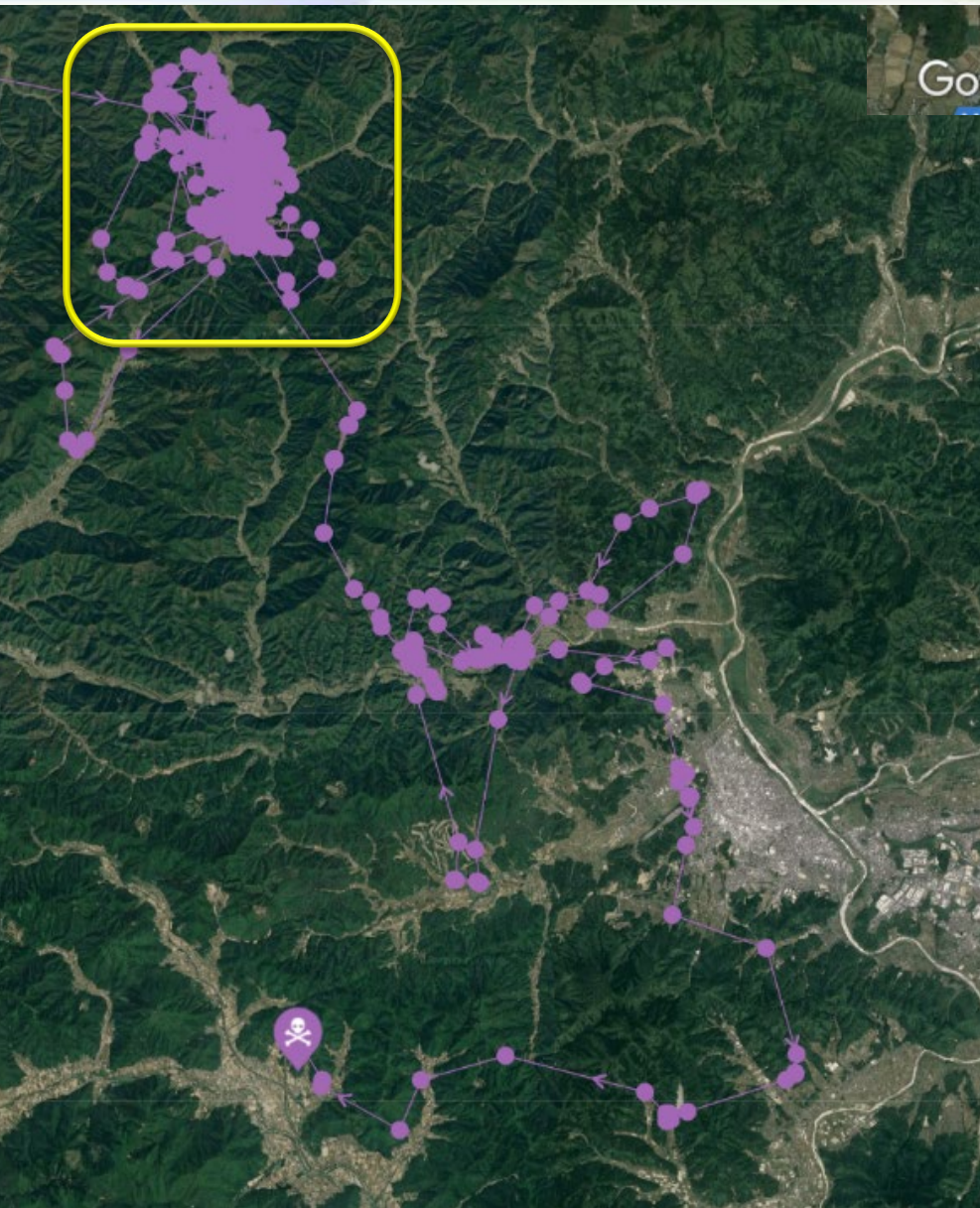


河川や幹線道路を横断

U 9オオス

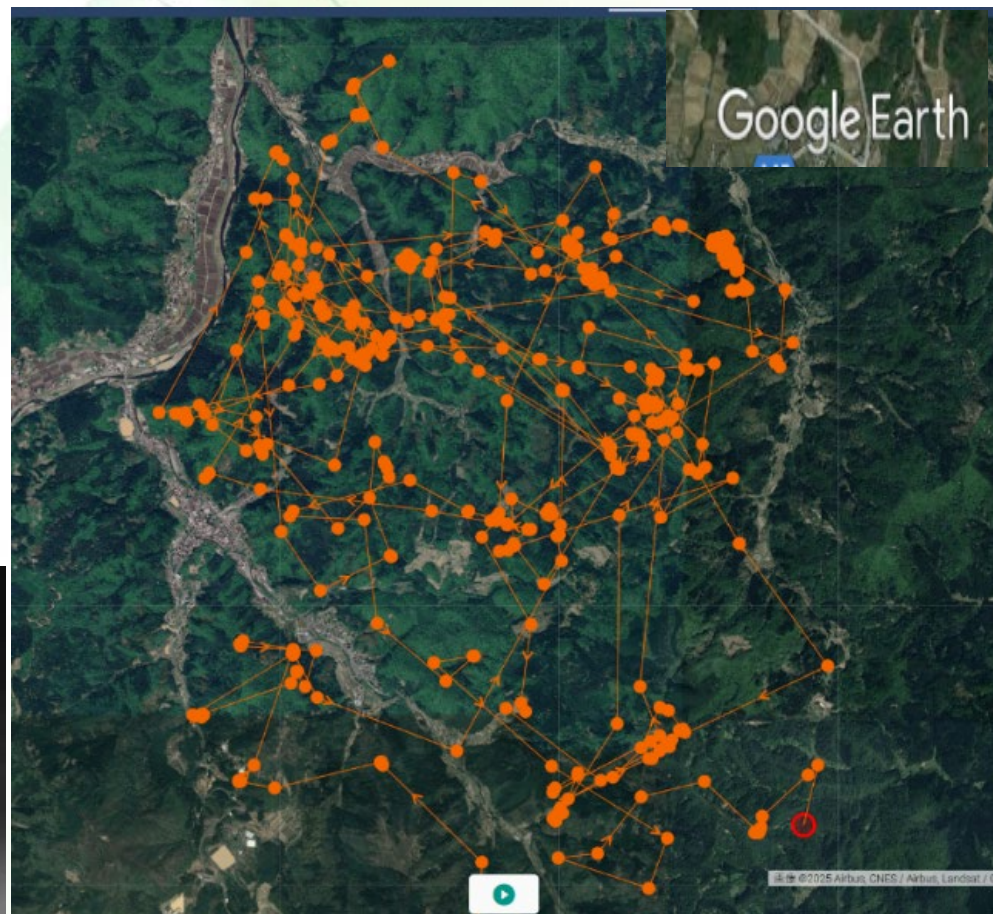


ツキノワグマの行動



- ・ ♀9歳 冬眠—春夏の生息地
- ・ 日常的に出没するも被害報告はほぼな

森林内の調査～ツキノワグマの出没行動



20 C 29.20 inHg

TRAILPX040

05/17/2025 09:43PM

分布拡大地での行動特性と対策



1. 分布拡大地でもオスは広域で動き回っている。
2. 対策が行われていないため、市街地周辺に誘因する可能性がある。
3. 市町と地域とともに対策を急ぐ必要がある。

Image © 2024 Airbus
Image Landsat / Copernicus

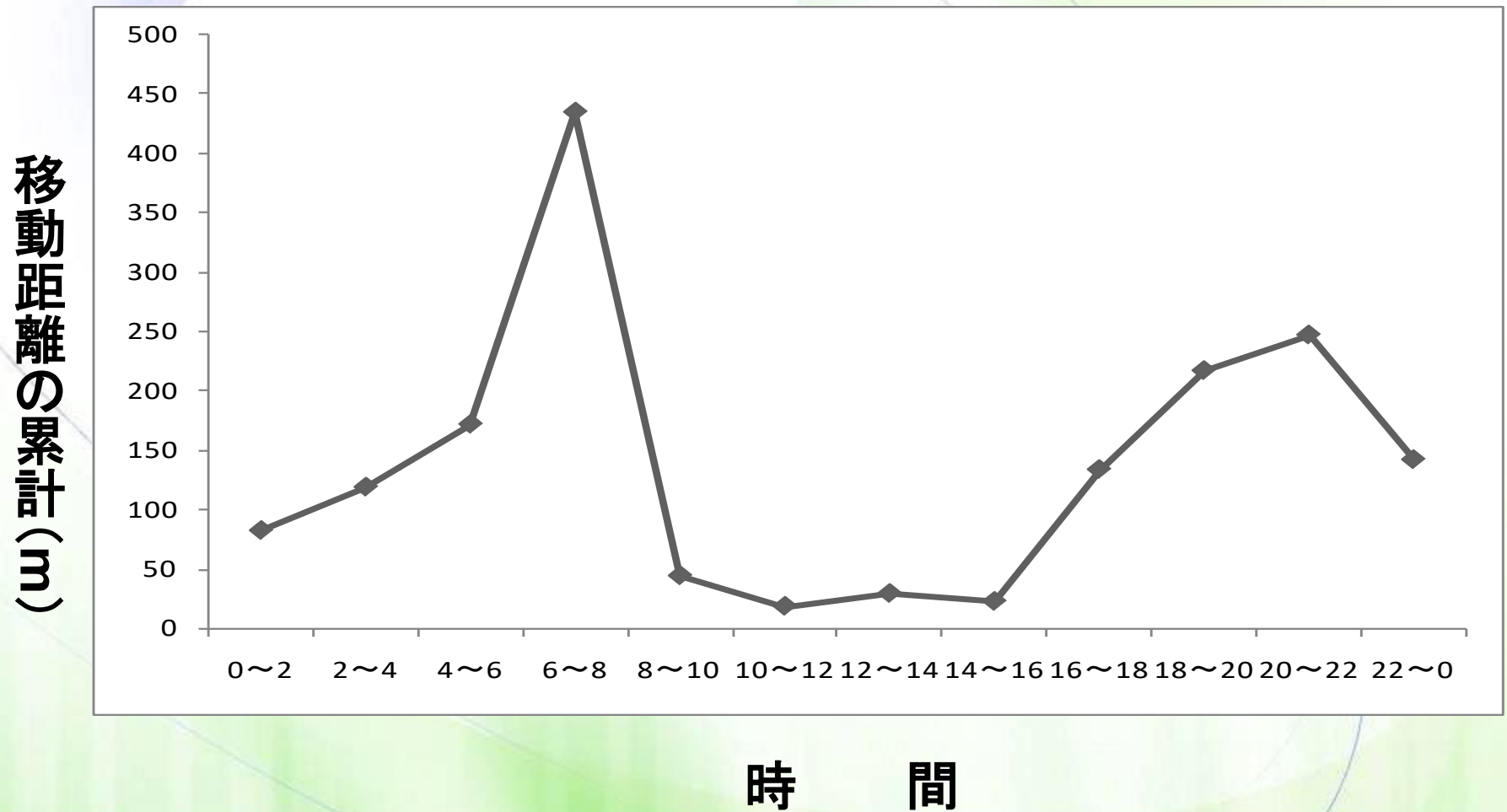
画像取得日: 2023/4/20 35° 01'49.42" N 134° 48'19.31" E 標高: 4

Google Earth

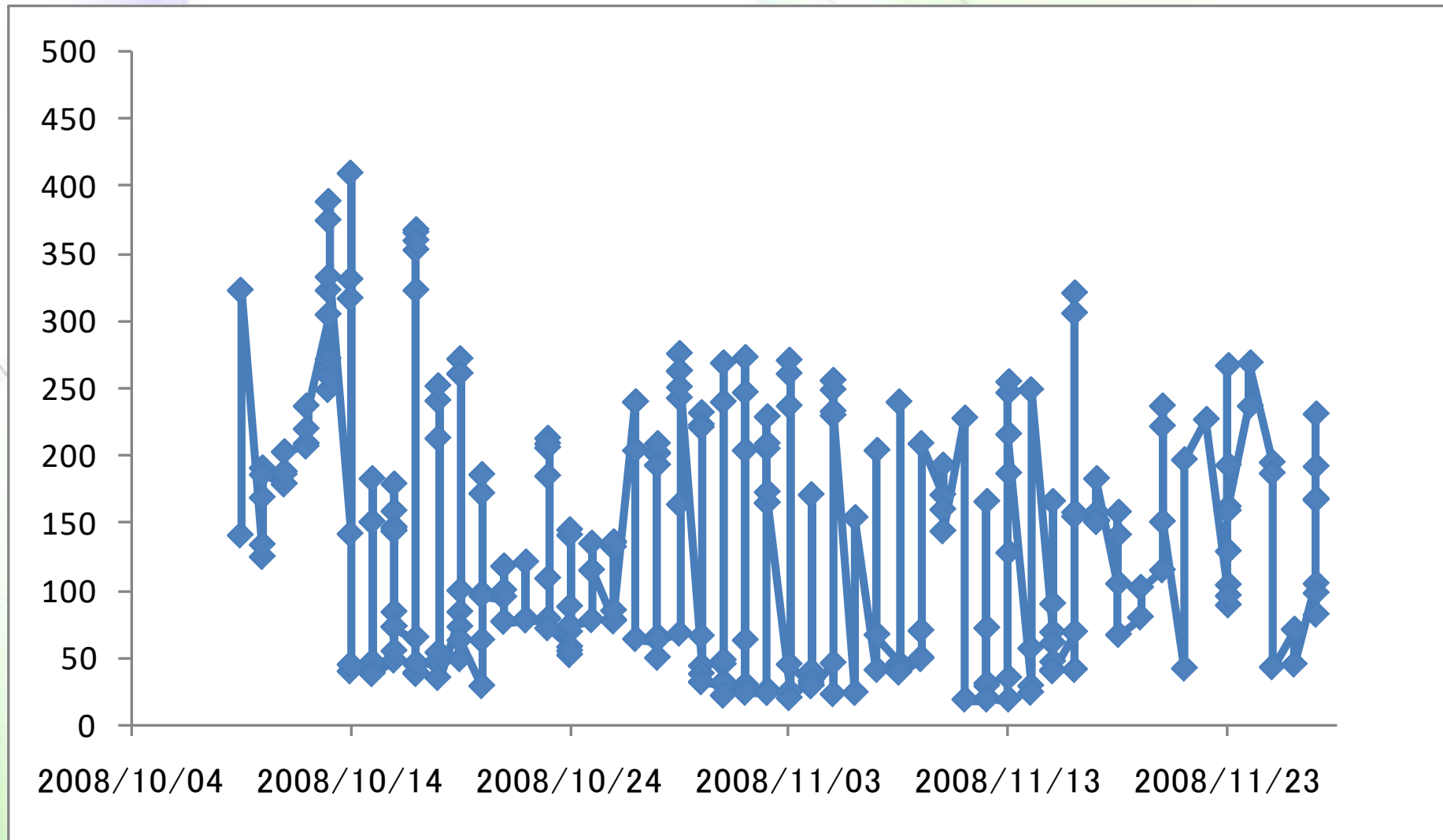
冬眠明け1か月ほどの行動



行動する時間帯



出沒時期の標高移動



雌雄別冬眠穴の構造・立地条件

横山（未発表）

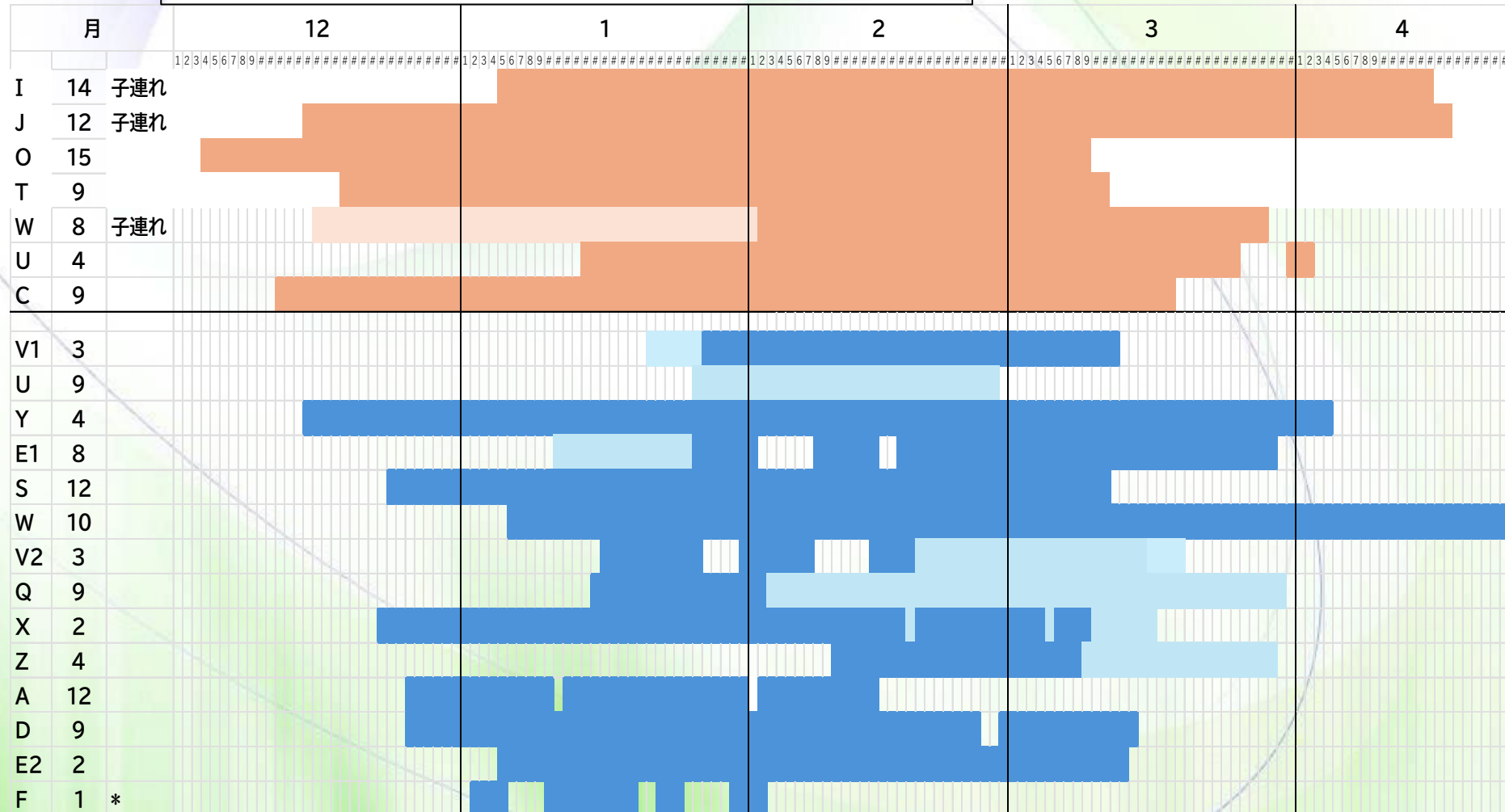
	入口面積 (m ²)	内部体積 (m ³)	標高 (m)	市街地からの 距離 (m)	斜度 (°)	方位
♀	0.39±0.26	0.24±0.1	279.5± 115.4	507.9± 82.5	40.1±5.3	北東～北西 (4) 南(1)
♂	0.33±0.19	0.83±0.55	504.1± 185.5	901.2± 300.5	41.9±3.2	北東～北西 (4) 南(1)
t-test			t=-2.3, P=0.051	t=-2.82, P=0.04*		



結果：冬眠期間の推定

凡例

- 測位なし
- 測位はあるが位置の移動がない



冬眠期間についてのまとめ

♀

- 12月中旬に冬眠に入る場合が多いが、1月に冬眠入りする事例があった。
- 冬眠中断、冬眠穴の移動も認められた。
- 3月中旬に冬眠明けとなる個体が3頭いた。

♂

- 冬眠入りや開け、冬眠中断、冬眠期間とも個体差が大きかった。
- 1月中に冬眠に入る個体が多かった
- 冬眠が中断され、移動する個体が認められた。

A black bear is standing in a forest, looking towards the camera. The bear is dark-colored with a lighter patch on its chest. It is surrounded by green ferns and other forest vegetation. The background shows tree trunks and a blurred forest scene.

ありがとうございました

クマ被害対策等に関する関係省庁連絡会議 設置要綱

(目的)

第1条 クマ類の地域個体群存続と人間との軋轢軽減の両立を目指し、クマ類の保護・管理に関する関係省庁による情報共有、意見交換等を行うため、「クマ被害対策等に関する関係省庁連絡会議(以下「連絡会議」という。)」を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 情報共有及び共有体制に関する検討。
- (2) 自治体との連携に関する検討。
- (3) 第1条の目的を達成するために必要と認められるその他の事項。

(構成)

第3条 連絡会議は、別表に記載する関係省庁をもって構成する。

(会議)

第4条 連絡会議は、環境省自然環境局野生生物課長が必要に応じて招集する。また、構成省庁からの要請を踏まえ、環境省自然環境局野生生物課長が必要と認めたときは、会議を招集する。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、環境省自然環境局野生生物課に置き、同会議の事務を処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の開催方法等に関し必要な事項は構成員に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月26日から施行する。

この要綱は、令和6年4月11日から施行する。

(別表)

構成省庁	警察庁生活安全局保安課長
	農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課長 農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室長
	林野庁森林整備部研究指導課長 林野庁森林整備部研究指導課森林保護対策室長
	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長
	環境省自然環境局野生生物課長 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長

クマによる人身被害件数（月別）

参考資料 2

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
4月	75	1	2	2	1	3	5	5	5	5	4	9	8	6	1	4	3	4	3	9
5月		5	10	12	18	9	7	9	11	15	14	15	6	15	9	5	11	17	11	9
6月		7	5	10	6	11	6	5	11	15	12	13	7	8	8	10	14	16	18	13
7月		7	5	4	12	11	11	5	5	4	7	13	10	18	12	15	12	17	13	17
8月		8	7	5	19	10	6	9	12	4	15	15	6	10	27	11	17	15	11	14
9月		7	10	12	26	5	8	2	31	3	8	11	7	22	23	14	7	36	8	
10月	49	6	8	3	33	10	20	6	25	3	26	13	6	33	39	11	3	60	8	
11月	15	3	5	2	25	7	10	2	12	1	12	8	0	22	18	5	3	28	6	
12月	3	2	0	1	4	3	1	2	1	1	3	2	1	6	3	3	0	3	1	
1月	0	1	0	0	1	1	0	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	
2月	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	
3月	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	2	1	0	1	0	
4月～9月	75	35	39	45	82	49	43	35	75	46	60	76	44	79	80	59	64	105	64	62
10月～3月	69	12	13	7	63	21	32	11	41	6	41	24	7	61	63	21	7	93	18	0
合計 (4月～3月)	144	47	52	52	145	70	75	46	116	52	101	100	51	140	143	80	71	198	82	62

※平成18年度は、4月～9月の月別の件数は把握していない。

クマによる人身被害人数（月別）

参考資料 3

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
4月	77	2	2	3	1	3	5	5	5	5	6	11	8	7	1	4	3	5	3	11
5月		5	11	13	19	9	7	12	12	15	14	15	6	16	10	5	12	17	13	10
6月		7	6	10	7	13	6	8	11	16	12	14	7	9	8	13	14	17	18	16
7月		9	5	4	12	14	11	7	5	4	7	14	10	18	13	15	13	17	13	18
8月		8	7	6	19	11	6	10	12	5	16	17	6	10	29	12	19	15	11	14
9月		7	10	21	26	5	8	2	33	3	8	11	7	22	25	14	7	38	9	
10月	52	6	9	3	36	13	22	7	26	4	27	14	6	37	46	12	3	73	8	
11月	16	3	5	2	25	7	10	2	13	2	12	9	0	32	20	6	3	30	6	
12月	3	2	0	1	4	5	1	2	1	1	3	2	3	6	3	4	0	5	1	
1月	0	1	0	0	1	1	0	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	
2月	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	
3月	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	2	2	0	1	0	
合計 (4月～9月)	77	38	41	57	84	55	43	44	78	48	63	82	44	82	86	63	68	109	67	69
合計 (4月～3月)	150	50	55	64	150	81	77	56	121	56	105	108	53	157	158	88	75	219	85	69

※平成18年度は、4月～9月の月別の件数は把握していない。

クマ出没件数（月別）

参考資料 4

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
4月	163	156	273	323	314	521	459	506	479	548	446	515	537	437	593	689	771
5月	422	634	557	1,083	1,064	1,397	1,396	1,880	1,655	2,056	1,651	1,622	1,612	1,526	1,974	2,453	2,448
6月	786	1,281	1,020	1,803	1,837	1,915	2,072	3,626	2,934	3,113	2,929	2,814	2,412	2,413	3,124	4,459	4,077
7月	882	1,430	1,323	2,103	1,798	2,190	1,909	3,240	2,670	2,503	3,205	2,994	2,406	1,939	2,845	3,260	4,771
8月	1,078	2,504	1,347	2,498	1,799	2,691	1,473	2,520	2,279	2,023	2,663	3,303	1,762	1,809	2,169	2,917	
9月	382	3,406	588	2,105	914	2,884	675	1,418	1,347	812	2,159	2,539	1,073	1,050	2,686	2,054	
10月	194	5,290	637	873	615	2,546	845	2,589	771	727	2,679	4,213	1,393	1,026	5,983	2,235	
11月	95	2,781	409	9	539	1,400	441	1,855	411	666	1,951	2,288	1,062	562	3,700	1,284	
12月	31	258	0	0	177	194	170	347	141	198	374	367	310	183	805	635	
1月	16	38	0	0	31	31	39	41	43	42	100	59	47	42	190	264	
2月	5	29	0	0	13	28	18	32	20	38	63	71	50	50	127	120	
3月	22	44	0	0	33	69	58	62	62	83	97	102	79	98	152	143	
合計 (4月～3月)	4,076	17,851	6,154	10,797	9,134	15,866	9,555	18,116	12,812	12,809	18,317	20,887	12,743	11,135	24,348	20,513	12,067
4月～9月	3,713	9,411	5,108	9,915	7,726	11,598	7,984	13,190	11,364	11,055	13,053	13,787	9,802	9,174	13,391	15,832	12,067
10月～3月	363	8,440	1,046	882	1,408	4,268	1,571	4,926	1,448	1,754	5,264	7,100	2,941	1,961	10,957	4,681	0

クマ許可捕獲数（月別）

参考資料 5

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
4月	2, 934	91	165	174	167	131	162	195	264	280	234	324	276	299	287	256	244	251	231	251
5月		105	71	112	156	175	144	218	246	146	241	262	290	413	457	424	419	449	592	487
6月		110	77	126	125	128	180	160	220	250	378	391	501	633	612	550	524	704	976	840
7月		165	120	180	248	219	391	248	475	339	640	516	718	989	859	704	666	995	949	1, 062
8月		485	404	558	840	436	945	466	846	466	870	958	894	1, 348	1, 528	920	939	1, 365	1, 041	
9月		236	355	345	927	352	973	268	1, 046	219	607	749	410	1, 129	1, 183	636	508	1, 786	548	
10月	1, 531	138	162	143	851	226	353	163	732	145	480	493	238	834	1, 408	509	331	2, 438	557	
11月	645	53	106	34	618	89	111	90	279	70	294	225	205	536	801	368	178	1, 136	340	
12月	23	8	17	10	41	13	10	16	14	8	37	26	43	63	93	90	46	114	78	
1月	4	1	1	1	1	0	5	0	3	0	1	2	2	8	8	10	10	7	11	
2月	7	0	0	0	4	0	0	0	2	0	1	1	0	3	2	9	4	14	5	
3月	9	1	15	1	6	3	6	4	10	4	4	5	9	30	16	8	10	17	16	
合計 (4月～9月)	2, 934	1, 192	1, 192	1, 495	2, 463	1, 441	2, 795	1, 555	3, 097	1, 700	2, 970	3, 200	3, 089	4, 811	4, 926	3, 490	3, 300	5, 550	4, 337	2, 640
合計 (4月～3月)	5, 153	1, 393	1, 493	1, 684	3, 984	1, 772	3, 280	1, 828	4, 137	1, 927	3, 787	3, 952	3, 586	6, 285	7, 254	4, 484	3, 879	9, 276	5, 344	2, 640

※平成18年度は、4月～9月の月別の件数は把握していない。

堅果類の着花結実情報について(速報値)

参考資料 6

令和7年9月11日時点

都道府県	令和7年度開花状況			令和6年度結実状況			令和6年度開花状況		
	ブナ	ミズナラ	コナラ	ブナ	ミズナラ	コナラ	ブナ	ミズナラ	コナラ
北海道	-	-	-	豊作	並作	-	-	-	-
青森	大凶作	-	-	豊作	-	-	豊作	-	-
岩手	-	-	-	並作	-	-	-	-	-
宮城	-	-	-	並作	豊作	-	-	-	-
秋田				豊作	並作	並作	-	-	-
山形	凶作	-	-	並作	豊作	豊作	並作	-	-
福島	凶作	豊作	並作	並作	豊作	並作	並作	豊作	豊作
栃木	凶作～並作	-	-	凶作～並作	並作	不作	-	-	-
群馬	-	-	-	不作	不作	不作	-	-	-
埼玉	-	-	-	豊作	並作	豊作	-	-	-
東京	凶作	並作	並作	並作～凶作	並作	並作～凶作	並作	並作	並作
神奈川				凶～並作	凶～並作	並	並～豊作	凶～並作	並～豊作
新潟				不作	並作	並作	-	-	-
富山	凶作	-	-	不作	並作	並作	凶作～並作	-	-
石川	凶作	-	-	凶作	豊作	並作	凶作	-	-
福井				不作	不作	不作	-	-	-
山梨	凶～並作	並作	並作	-	-	-	-	-	-
長野				並作(不作～豊作)	並作下(不作～豊作)	並作下(不作～豊作)	-	-	-
岐阜				凶作	凶作	並作	-	-	-
静岡	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛知	-	-	-	-	凶作	凶作	-	-	-
三重	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀	並作	豊作	豊作	凶作	不作	並作	-	-	-
京都	凶作	-	-	凶作	凶作	凶作	-	-	-
大阪	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫	-	並作	並作	大凶作	大凶作	凶作	-	-	-
奈良	-	-	-	並作下	並作下	凶作	-	-	-
和歌山	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鳥取	凶作	並作下	大凶作	並作下	並作下	大凶作	並作上	並作上	並作上
島根	-	-	-	凶作	凶作	凶作	-	-	-
岡山	-	-	-	凶作	凶作	凶作	-	-	-
広島	-	-	-	-	並作	豊作	-	-	-
山口	-	-	-	-	-	並作	-	-	-
計	豊作 0 並作 3 凶作 8	豊作 2 並作 4 凶作 0	豊作 1 並作 4 凶作 1	豊作 4 並作 10 凶作 11	豊作 4 並作 12 凶作 9	豊作 3 並作 11 凶作 10	豊作 2 並作 5 凶作 1	豊作 1 並作 3 凶作 0	豊作 2 並作 2 凶作 0

注1: 茨城県、千葉県、四国4県及び九州沖縄8県の各県においては、クマが生息していない又は捕獲の実績がないため表示していない。
 注2: 「並作～豊作」は豊作、「凶作～並作」、「凶作～豊作」、「豊作～並作」は並作、「不作」は凶作として集計

クマ被害対策施策パッケージ (令和6年4月15日公表)

環境省、農林水産省、林野庁、
国土交通省、警察庁

- クマ類の指定管理鳥獣への指定に併せて、関係省庁が連携した総合的な施策パッケージの実施により、国民の安全・安心を確保する。
- クマ類の地域個体群を維持しつつ、人とクマ類のすみ分けを図ることで、クマ類による被害を抑制する。

1. 人の生活圏への出没防止

- 人の生活圏周辺での追い払い、放任果樹（柿など）等の誘引物の管理、緩衝帯の整備、電気柵の設置等の支援（環境省、農林水産省、林野庁）
- クマ類の移動ルートとなる河川の生息環境管理の支援（国土交通省）

2. 出没時の緊急対応

- 都道府県・市町村による出没対応マニュアルの作成、出没対応訓練等の支援（環境省）
- ICT等を活用した出没情報の収集・提供等の支援（環境省）
- 住居集合地域や建物内での銃猟等に係る鳥獣保護管理法改正の検討（環境省）
- 都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保（警察庁）
- クマ類の捕獲に対する過度な苦情等に対応するため、科学的な情報発信の強化（環境省）

3. クマ類の個体群管理の強化

- クマ類の指定管理鳥獣への指定（四国の個体群を除く）（環境省）
- クマ類の個体数、生息分布、被害状況等の調査・モニタリングの支援（環境省）
- 人の生活圏周辺でのクマ類の個体数管理の支援（環境省）
- 農地周辺でのクマ類の捕獲の支援（農林水産省）

4. 人材育成・確保

- 都道府県・市町村の専門的な人材の育成・確保の支援（環境省、農林水産省）
- 捕獲技術者の育成・確保の支援（環境省、農林水産省）

5. クマ類の生息環境の保全・整備

- 鳥獣保護区等の保護区の設置（環境省）
- 針広混交林や広葉樹林への誘導、広葉樹の病害虫被害の防除（林野庁）
- 絶滅のおそれのある四国の個体群の保全（環境省、林野庁）